

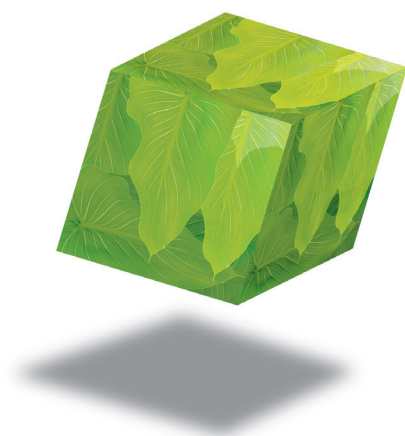
PRTRデータを読み解くための 市民ガイドブック

化学物質による
環境汚染を減らすために

平成13年度集計結果から

環境省

Ministry of the Environment





はじめに

私たちは、日常生活において多種多様な化学物質を利用して暮らしています。その中で、毎日のように化学物質に関するさまざまな情報に触れ、環境の汚染や私たちの健康に及ぼす影響について不安な気持ちになることも少なくありません。「化学物質の話は難しい」「物質の名前を聞いても、それがどんなものなのか分からない」「化学物質が排出されていて大丈夫なのか」…と、とまどいや疑問を感じることもあるかもしれません。今日、大量に製造され、使用されている化学物質とは、どんなものか、どのように環境に排出され、あるいは廃棄されているかを把握し、理解することが化学物質についての取組を進める出発点となります。

2003（平成15）年3月、日本全国の工場などの「事業所」や「家庭」、「自動車」などから、1年間にどんな化学物質が、どれくらい排出されたかを示すPRTR（化学物質排出移動量届出制度）データが公表されました。

このガイドブックは、PRTR制度によって知ることができる化学物質の排出・移動情報をきっかけにして、一人ひとりの関心に応じて化学物質に関する理解を深めていただくためのガイドブックです。

この本を通じて、化学物質と私たちの暮らし、経済社会活動との関係がより広く、正しく理解され、市民、産業、行政が協力して化学物質による環境汚染を減らすための取組が進むことを願っています。

環境大臣 鈴木 俊一



目 次

I. 私たちの暮らしと化学物質

1. 化学物質への不安	1
2. 化学物質と環境汚染	2
3. 化学物質を管理する仕組み	3
4. 「知ること」から	4

II. PRTR 制度について知る

1. PRTR 制度とは何か	5
2. PRTR 制度はどんなことに役立つか	6
3. PRTR 法とは	7
4. どんな物質について届け出るのか	9
5. どんな事業者が届け出るのか	12
6. 事業者はこうやって届け出る	13
7. 対象事業所以外からの排出	16
8. 公表の仕組み	17

III. PRTR データを見る

1. 平成 13 年度 PRTR データの概要	19
2. PRTR データでこんなことが分かる	24
(1) 全国で排出量が多かった物質は？	26
(2) 都道府県別に見る	28
(3) 大気・水・土壌に多く排出されている物質は？	30
(4) 排出量の多い業種は？	32
(5) 家庭からはどんな物質が？	34
(6) 身の回りの気になる物質は？	35
(7) 応用編：自分の住む地域の全体像を知る	43

IV. PRTR データを入手する

1. いろいろな PRTR 集計結果を見るには	51
(1) 環境省・経済産業省などの国の機関	51
(2) 都道府県や市町村	56
(3) 企業	57
(4) NGO・NPO	58

2. 個別事業所データを入手するには	61
--------------------------	----

V. 化学物質による環境汚染を減らすために

1. 市民・企業・行政それぞれの役割	71
2. PRTR データを活かす	72

VI. もっと知りたい時には

1. こんなことを知りたい時には	79
2. 重要な用語や概念の解説	83
3. 第一種指定化学物質リスト	88



知りたいことから探す

- PRTR データを入手したい→ 61
- PRTR 制度はどんなことに役立つのか→ 6
- PRTR 制度で公表されるデータの内容→ 19、51
- PRTR 制度に関する情報の URL → 79
- PRTR 法の詳しい内容について→ 7
- 化学物質の管理の仕組みについて→ 3
- 化学物質問題に取り組んでいる NGO や NPO → 58、80
- 環境省の集計・公表ホームページの利用のしかた→ 51
- 個別事業所データの開示請求のしかた→ 61
- 事業所以外の排出の推計方法について→ 21
- 事業所の届出のしかたについて→ 13
- 諸外国の PRTR 制度について知りたい→ 79
- 対象事業所の要件→ 12
- 対象物質の決め方→ 10
- 対象物質の有害性→ 83
- 対象物質リスト→ 88
- 排出量と移動量について→ 13
- 排出量の算出方法について→ 14
- 平成 13 年度の集計結果について→ 19

I．私たちの暮らしと化学物質

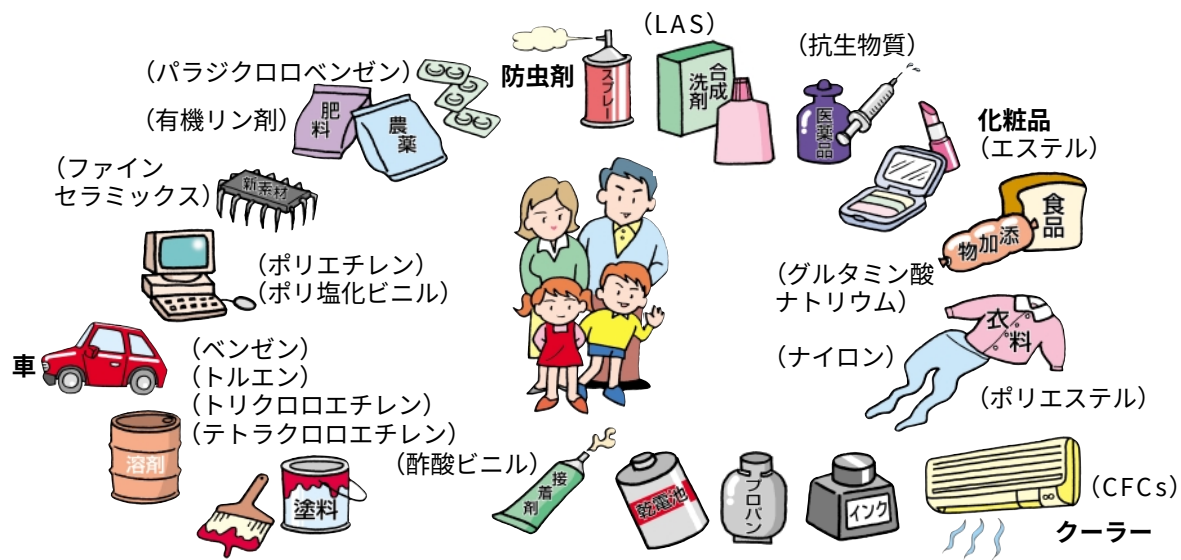


- 1．化学物質への不安
- 2．化学物質と環境汚染
- 3．化学物質を管理する仕組み
- 4．「知ること」から



1. 化学物質への不安

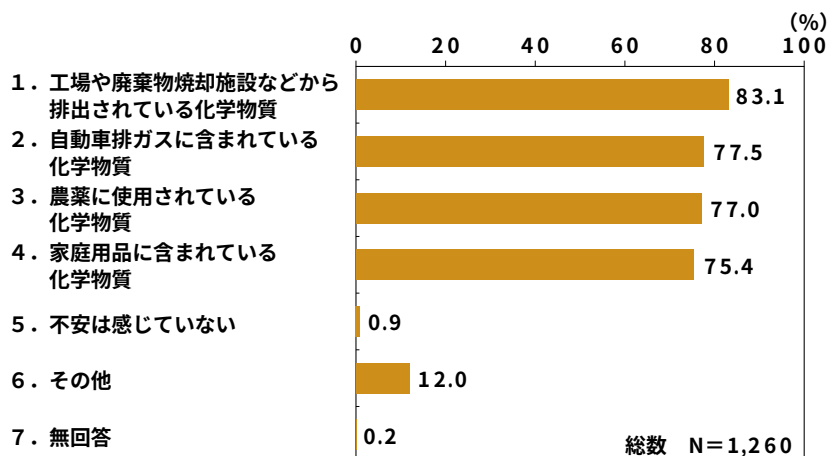
化学物質は、私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。現在、原材料や製品などいろいろな形で流通している化学物質は推計で約5万種類といわれていますが、私たちは、意識するしないにかかわらず、日常の生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、そしてそれらを大気や水、土壌といった環境中に排出しています。



環境省が2000（平成12）年度に全国1,500人の環境モニターを対象に行った「化学物質対策に関する意識調査」によると、身の回りに存在するさまざまな化学物質のうち、とくに「工場や廃棄物焼却施設などから排出されている化学物質」に対して強い不安を感じている人が多いことがわかります。そのほか「自動車排ガスに含まれている化学物質」や「農業に使用されている化学物質」、「家庭用品に含まれている化学物質」などに不安を抱いている人がいずれも70％を超えています。一方、「不安は感じていない」と答えた人はわずか0.9％です。

また、なぜ不安に感じるのかという質問に対しては、「これらから有害な化学物質が排出されていることが明らかだから」（39.3％）、「これらによる影響が報道されているから」（25.2％）といった回答があがっています。

身の回りのどのような化学物質に不安を感じるか





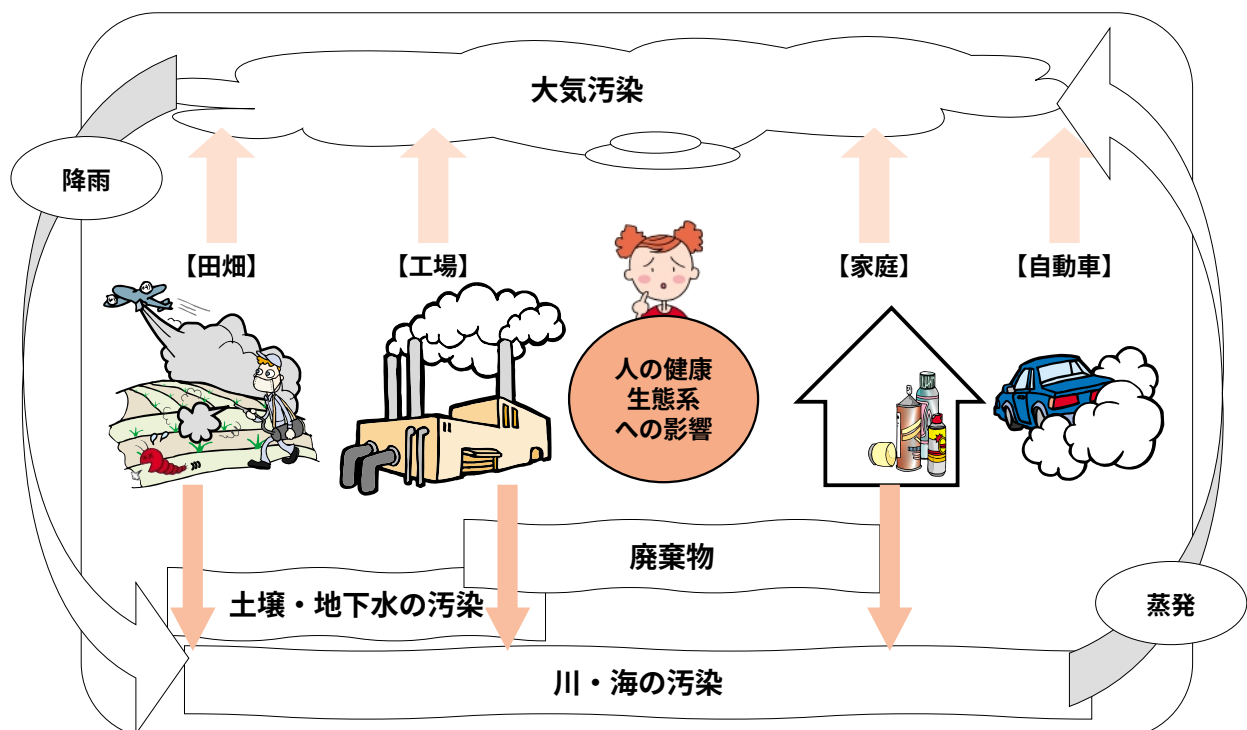
2. 化学物質と環境汚染

環境中に排出された化学物質のなかには、大気汚染や水質汚濁の原因となったり、長期間にわたって土壌に蓄積したりすることで、生態系や人の健康に影響を及ぼすような環境汚染を引き起こすものもあります。

私たちはこれまでも化学物質によるいろいろな環境汚染を経験してきました。高度経済成長期には水俣病などの産業公害が深刻化し、1970年代以降は、生活排水による水質汚濁や自動車排ガスによる大気汚染など、都市型・生活型の公害が広がりました。その後、フロン等によるオゾン層の破壊や、PCBやDDT等の残留性有機汚染物質（POPs）による汚染など、問題は地球規模に拡大しています。また、ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）など、ごく微量で影響を及ぼすおそれのある化学物質の問題が関心を呼びました。

このように化学物質による環境汚染には、原因となる物質とその発生源、そしてどのような経路で環境に排出されるかによってさまざまなものがあります。

環境汚染の発生源と経路の概要





3. 化学物質を管理する仕組み

化学物質による環境汚染及びそれによる人の健康や生態系への悪影響を防ぐには、行政、企業、市民がそれぞれ立場に応じた役割を果たす必要があります。

例えば、行政は化学物質の製造や取り扱い、環境への排出などを法律によって規制しています。企業は、規制を守ることとはもとより、環境保全のための行動を自ら計画・実行・評価するなど自主的な取組を進めることも求められています。

市民には、毎日の暮らしの中で、化学物質を用いたさまざまな製品を必要以上に買ったり使ったりしないようにするなど適正な利用を心がけるほか、行政や企業による取組に目を向け、それを評価・支援していくことなども期待されています。

行政	
- 化学物質の製造や取扱い、販売の段階での規制 (化学物質審査規制法、農薬取締法など) - 化学物質の一般環境への排出規制 (大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法など)	- 一般環境での化学物質によるリスクの低減 (土壌汚染対策法、廃棄物処理法など) - 化学物質の排出量等の届出による管理、削減の促進 (化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) など)

企業
- 法規制の遵守 - 自主的な取組 (環境マネジメントシステム¹の導入、レスポンスブル・ケア²など)

市民
- 身の回りの化学物質に関心を持つ。 - 化学物質を用いた製品の適正利用を心がける。 - 行政や企業の取組を評価、支援する。 - NGO・NPOによる問題提起、対策の提案

1 環境マネジメントシステムについては、86ページを参照下さい。

2 レスポンスブル・ケアについては、85ページを参照下さい。



4. 「知ること」から

これまで化学物質の管理や汚染の防止は、主に行政や企業に委ねられ、市民がそれに関わることはほとんどありませんでした。しかし、私たちの快適な暮らしも、じつは多種多様な化学物質の発生源となっています。化学物質による環境の汚染を減らすには、行政や企業による対策だけでなく、家庭や地域での取組が不可欠です。

家庭や地域における取組の第一歩となるのは、まず、身の回りの化学物質に今よりもほんの少し関心を持ち、どのような化学物質が、どこに、どのように使われているのかなどについて知ろうとすることです。例えば、私たちの住む地域の大气や水域や土壌には、どのような化学物質が、どれくらいの量、排出されているのでしょうか？

2003（平成15）年3月、日本全国の工場などの「事業所」や「家庭」、「自動車」などから、1年間にどのような化学物質が、どれくらい排出・移動されたかを示す、PRTR制度による集計の結果が公表されました。PRTR制度で公表される情報は誰でも簡単に入手することができ、行政や企業と一緒に、その地域で対応の必要な化学物質は何か、どのように削減を進めていくかを考えるうえでの基礎資料となります。

PRTR制度をきっかけに、身の回りの化学物質について入手できる情報も少しずつ増えています。「化学物質の話は難しくてよく分からない」と敬遠せず、日頃不安に感じていることや知りたいことについて、できる範囲で「見てみる」「聞いてみる」ことから始めてみてはどうでしょうか。



II．PRTR 制度について知る



- 1．PRTR 制度とは何か
- 2．PRTR 制度はどんなことに役立つか
- 3．PRTR 法とは
- 4．どんな物質について届け出るのか
- 5．どんな事業者が届け出るのか
- 6．事業者はこうやって届け出る
- 7．対象事業所以外からの排出
- 8．公表の仕組み

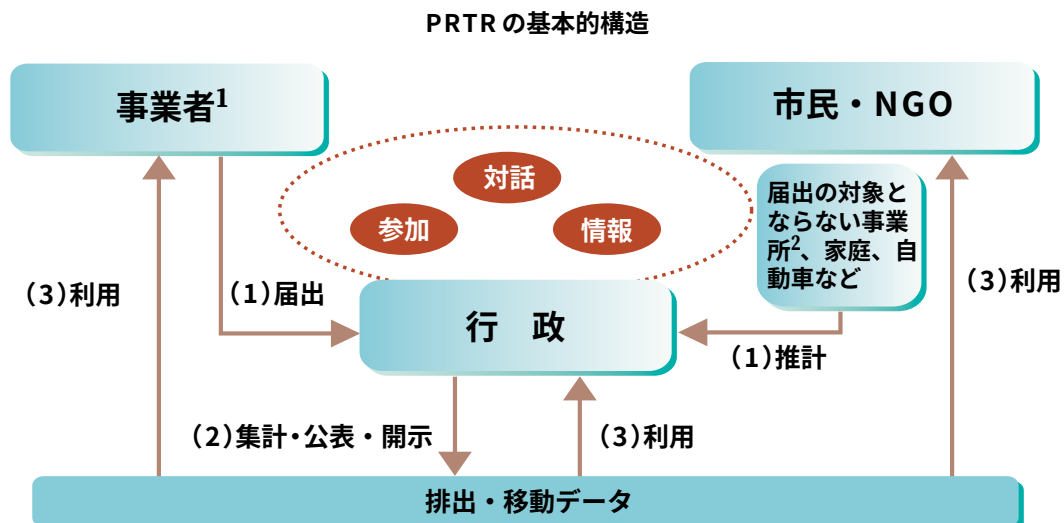


1. PRTR 制度とは何か

PRTR 制度とは、毎年、どんな化学物質が、どこから、どれだけ排出されているか知るための仕組みです。

Pollutant **R**elease and **T**ransfer **R**egister
(環境汚染物質 排出 ・ 移動 登録)

の略称で、これまで市民がほとんど目にすることのなかった化学物質の排出に関する情報を国が1年ごとに集計し、公表する制度です。日本だけでなく諸外国でも導入が進んでいます。



対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者¹は、環境中に排出した量と、廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、年に1回国に届け出ます。国は、その届出データを集計するとともに、届出の対象にならない事業所²や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表します。

- 1 「事業者」には民間の企業だけでなく、国や地方公共団体などの廃棄物処理施設や下水道処理施設、教育・研究機関なども含まれます。
- 2 届出が必要な業種に該当しない、従業員数や対象化学物質の取扱量が小さいといった理由から、PRTR制度で届出を行うことが義務付けられていない事業所を指します。



2. PRTR 制度はどんなことに役立つか

PRTR 制度が導入され、事業所や家庭、自動車などから排出される化学物質の量が毎年公表されることで、身の回りの化学物質と私たちとの関係はどのように変わってゆくのでしょうか。

多くの化学物質の排出状況が分かる

これまでもいくつかの有害な化学物質の排出については、主に工場施設などを対象に法律による規制が行われてきました。しかし、多くの化学物質については、どこからどれだけ排出されているのか十分に実態を把握することができませんでした。

PRTR制度では354物質の排出状況等が把握・公表され、これまでよりも多くの物質について、きめの細かい情報を得ることができるようになりました。

行政

地域の環境中に排出される化学物質の種類と量を知ること、対策の必要性や優先順位を決める際の参考にすることができます。

企業

使用している化学物質の種類や排出量を把握することで、無駄を省くなど、自主的な管理が進みます。また、排出量等の削減の目標がたてやすくなります。

市民

なんとなく不安に感じていた環境中の化学物質や健康に影響のありそうな化学物質について、その種類や発生源、排出量などを具体的に知ることができます。

情報を共有し、協力して取組を進める

PRTR制度で公表・開示されるデータは、誰でも見ることができます。個別事業所のデータについては、請求を行うことにより開示されます。

とくに市民にとっては、行政や企業と同じ情報を手にすることが可能となり、これまで行政や企業に任せるしかなかった化学物質問題への取組に積極的に参加する機会が広がります。例えば、市民が行政や企業の取組の状況をチェックしたり、自らの生活の見直しに役立てることができます。

PRTRデータを利用して、市民、企業、行政が、化学物質の排出の現状や対策の内容、進み具合について話し合いながら、協力して化学物質対策を進めていくことが期待されます。



3. PRTR 法とは

PRTR 制度は法律で定められた制度です。1999（平成 11）年に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」³に基づき、対象化学物質や届出をしなければならない事業者などが決められています。この法律は「PRTR 法」や「化学物質排出把握管理促進法」という略称で呼ばれたりしていますが、このガイドブックの中では「PRTR 法」と表記します。

○ PRTR 法の目的

有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として制定されました。

一つひとつの物質に基準値を設けて規制する従来の方法とは異なり、排出量などの情報を公開することによって社会全体で化学物質の管理を行おうというものです。

○ PRTR 法の対象化学物質

対象となる化学物質は、人の健康を損なう又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあると認められるものです。何万種類もある化学物質のうちどの物質を PRTR 制度の対象にするかは、有害性⁴についての国際的な評価や生産量などを踏まえ、専門家の意見を聴いて決められています⁵。また、国民の意見を聴取する機会も設けられています。

対象物質は、それが環境中にどれくらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」⁶と「第二種指定化学物質」の 2 つに分けられています。相当広範な地域の環境において、継続して存在していると認められるものが「第一種指定化学物質」で 354 物質あります。事業者が排出量を届け出たり国が推計を行うのは、この「第一種指定化学物質」です。また、このうち人に対する発がん性があると評価されている物質は「特定第一種指定化学物質」と呼ばれ、12 種類が指定されています。

3 PRTR 法についての詳細は、環境省環境保健部環境安全課 PRTR 担当、経済産業省製造産業局化学物質管理課（79 ページ参照）にお問い合わせ下さい。

4 有害性については 83 ページ、または「化学物質の有害性について知りたい」（80 ページ）を参照下さい。

5 物質選定の考え方については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について」（中央環境審議会答申）に、対象物質選定の考え方、選定の手順、選定の経緯などが書かれています。この答申はインターネットでも見ることができます（http://www.env.go.jp/press/file_view.php3?serial=1210&hou_id=1705）。

6 第一種指定化学物質のリストを巻末 88 ページ以降に掲載してあります。

○ PRTR 法の対象事業者⁷

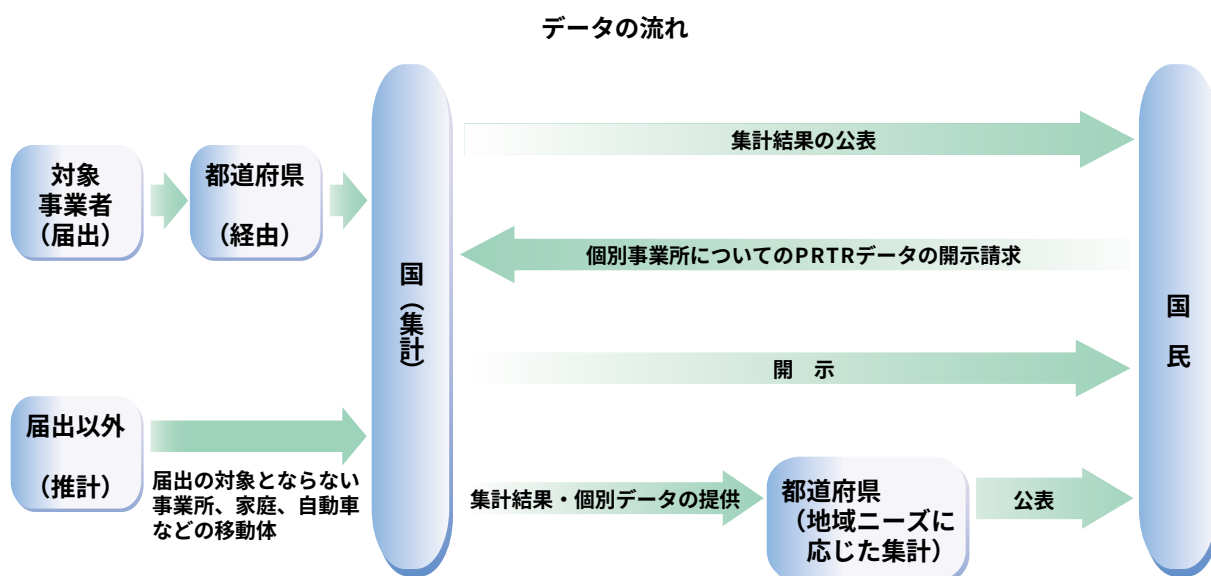
業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量という3つの条件があり、それぞれ一定の基準に合致する事業者が、事業所ごとの環境中への排出量と廃棄物などとしての移動量を届け出ることが義務づけられています。具体的には製造業や鉱業、電気・ガス業など23業種が対象となります。平成13年度は全国で約3万5千の事業所が届出を行いました。

○ データの流れ

企業など事業者の届出⁸は都道府県を経由して国に届けられます。国は全国から集まってくるデータとともに、届出事業所以外の発生源（届出の対象とならない事業所、家庭、自動車等の移動体など）からの排出量を推計し、原則として年に1回公表します。

また、事業所のデータはコンピュータ処理が可能な形に加工され、国から都道府県に提供されることになっており、各都道府県でも地域のニーズに応じてデータを集計・公表することができます。

国民は、国による集計結果の公表とは別に、個別事業所についてのPRTRデータの開示を国に請求し、入手することができます⁹。



7 対象事業者については、12ページ参照。

8 届出のしかたは、13ページ参照。

9 請求の方法は、61ページ参照。



4. どんな物質について届け出るのか

PRTR法の対象となる化学物質は、人の健康を損なう又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもので、環境中に存在すると考えられる量の違いによって2つに区分されています。

PRTR法に基づいて事業者が届出を求められる化学物質は「第一種指定化学物質」です。また、この物質を他の事業者へ出荷する場合には、有害性に関する情報や取扱い方法などを記載したMSDS（化学物質等安全データシート）¹⁰を提供することが事業者には義務づけられています。

第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性があると評価されている物質は「特定第一種指定化学物質」と呼ばれ、12種類が指定されています。

「第二種指定化学物質」については排出量等を国に届け出る必要はありませんが、第一種指定化学物質と同様MSDSの提供が求められています。

第一種指定化学物質¹¹（354物質）：排出量・移動量の届出とMSDSの提供

次のいずれかの有害性の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するもの

- ・人の健康を損なう又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ・その物質自体は人の健康を損なう又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがなくても、環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの
- ・オゾン層を破壊するおそれがあるもの

特定第一種指定化学物質（12物質）

人に対する発がん性があると評価されているもの

石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、6価クロム化合物、クロロエチレン（別名塩化ビニル）、ダイオキシン類、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン＝トリクロリド、ベンゼン、9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン（別名メトキサレン）

第二種指定化学物質（81物質）：MSDSの提供のみ

第一種指定化学物質と同じ有害性の条件に当てはまり、製造量の増加等があった場合には、環境中に広く存在するようになることが見込まれるもの

¹⁰ MSDSについては86ページ、MSDSに関する規定は、「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」（平成12年12月22日通産省令第401号）（http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/mshorei11.pdf）で定められています。

¹¹ 第一種指定化学物質リストは、88ページ参照。

対象物質はこんな物質

届出の対象となる第一種指定化学物質がどんな物質か一例をご紹介します¹²。第一種指定化学物質は、環境中に広く継続的に存在し、次のいずれかの有害性の条件に当てはまるものです。

- ①人の健康を損なうおそれがあるもの
- ②動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ③オゾン層を破壊し、太陽紫外線放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの

化学物質の有害性は、慢性毒性、発がん性などの項目で判断されます。PRTR法では、原則として国際的に信頼性の高い専門機関でデータの評価が行われている項目や、統一的な試験方法により物質相互の比較が可能なデータが得られている項目を対象化学物質の選定に用いています。

第一種指定化学物質については、それぞれ以下のような項目が選定の判断となりました。

- ①人の健康を損なうおそれがあるもの
吸入慢性毒性、経口慢性毒性、発がん性、変異原性、生殖／発生毒性（催奇形性を含む）、感受性
- ②動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの
水生生物（藻類、ミジンコ、魚類）に対する生態毒性
- ③オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの
オゾン層を破壊する性質

これらの有害性については、83 ページに簡単にまとめてあります。また、第一種指定化学物質がそれぞれどのような有害性を持つかについては、以下のような「総括表」¹²で知ることができます。

第一種指定化学物質総括表

種別	政令番号	CAS番号	物質名	別名	発ガンクラス	変異原クラス	経口慢性毒性クラス	吸入慢性毒性クラス	作業環境クラス	生殖毒性クラス	生態毒性クラス	オゾン	カテゴリー	輸出入量区分	製造・輸入量区分	農薬製造・輸入量区分	環境検出
1種	1	—	亜鉛の水溶性化合物						3		1	1	metal,Zn	100000			
1種	2	79-06-1	アクリルアミド		2	1	1		2			2		10000			YY
1種	3	79-10-7	アクリル酸					3	3			3		100000			
1種	4	140-88-5	アクリル酸エチル		2	1			4			4		100000			
1種	5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル								1	5		1000			
1種	6	96-33-3	アクリル酸メチル			1						6		10000			
1種	7	107-13-1	アクリロニトリル		2	1		2	3			7		100000			YY
1種	8	107-02-8	アクロレイン			1			2		1	8		10000			
1種	9	109-22-1	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)								1	9		10000			

12 対象物質については、環境省PRTRホームページの「化学物質データベース（物質別）」（<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/index.html>）または「対象化学物質情報（有害性の種類別）」（<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/2/2index7.html>）で知ることができます。

①人の健康を損なうおそれがあるもの

例：ベンゼン



●主な用途

石油中に含まれている物質で、染料や合成洗剤、医薬品、合成繊維、農薬、防虫剤など多くの石油化学製品の原料として使われています。またガソリン中にも含まれており、給油時や走行時に大気に排出されています。

●有害性

人への発がん性が認められています。高濃度の蒸気を短い時間に大量に吸い込むと、皮膚や気道が刺激され、めまいや頭痛、吐き気、意識喪失などを引き起こします。

②動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの

例：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩



●主な用途

台所用、洗濯用の合成洗剤の界面活性剤として利用されています。食器や衣類に付いた汚れは、界面張力と呼ばれる作用で表面に付着し落ちにくくなっていますが、界面活性剤を使うと界面張力の低下、汚れへの浸透・湿潤、乳化、分散、再汚染（再付着）防止、起泡などの効果で汚れが落ちやすくなります。

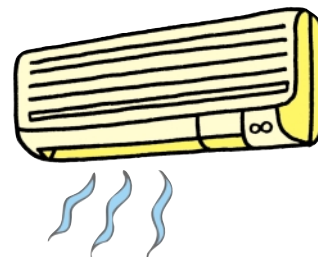
※一般に LAS と呼ばれる物質は、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウムのことです。

●有害性

一定量以上の濃度になると、水生生物の生長や正常な遊泳、繁殖を阻害したり、発生異常をもたらします。

③オゾン層を破壊するおそれがあるもの

例：ジクロロジフルオロメタン（CFC -12）



●主な用途

一般にフロンガスと呼ばれるものの一つで、無色、無臭、不燃性で化学的に安定しているなどの特性があり、冷蔵庫や空調の冷媒として使われてきました。

●有害性

大気中に排出されたフロンガスは、ゆっくりと上昇していき、オゾン層のある高度まで達すると、宇宙からの強い紫外線を受けて分解します。このときに塩素が発生して、この塩素がオゾン層を壊します。オゾン層が破壊されると本来オゾン層で吸収されるはずの有害な紫外線が大量に地上に降り注ぎ、皮膚がんや白内障が増えるのではないかと考えられています。



5. どんな事業者が届け出るのか

対象化学物質を製造したり、使用したり、環境中へ排出している事業者のうち、以下の3つの条件にすべて合致する事業者¹³に届出の義務があります。対象となった事業者は、毎年4月～6月の間に、前年度に事業所から排出された化学物質の量（排出量）及び移動された化学物質の量（移動量）を国へ届出することが義務づけられています。

①対象業種

- | | | |
|-----------------|-------------|------------|
| ○金属鉱業 | （製造業続き） | ○倉庫業 |
| ○原油・天然ガス鉱業 | ・窯業・土石製品製造業 | ○石油卸売業 |
| ○製造業 | ・鉄鋼業 | ○鉄スクラップ卸売業 |
| ・食料品製造業 | ・非鉄金属製造業 | ○自動車卸売業 |
| ・飲料・たばこ・飼料製造業 | ・金属製品製造業 | ○燃料小売業 |
| ・繊維工業 | ・一般機械器具製造業 | ○洗濯業 |
| ・衣服・その他の繊維製品製造業 | ・電気機械器具製造業 | ○写真業 |
| ・木材・木製品製造業 | ・輸送用機械器具製造業 | ○自動車整備業 |
| ・家具・装備品製造業 | ・精密機械器具製造業 | ○機械修理業 |
| ・パルプ・紙・紙加工品製造業 | ・武器製造業 | ○商品検査業 |
| ・出版・印刷・同関連 | ・その他の製造業 | ○計量証明業 |
| ・化学工業 | ○電気業 | ○一般廃棄物処理業 |
| ・石油製品・石炭製品製造業 | ○ガス業 | ○産業廃棄物処分量 |
| ・プラスチック製品製造業 | ○熱供給業 | ○高等教育機関 |
| ・ゴム製品製造業 | ○下水道業 | ○自然科学研究所 |
| ・なめし革・同製品・毛皮製造業 | ○鉄道業 | |

②従業員数 常用雇用者21人以上の事業者

③第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1t以上（特定第一種指定化学物質については0.5t以上）取り扱う事業所を有するなどの要件を満たす事業者。ただし、制度が始まってから2年間（把握については平成13、14年度）は取扱量の要件を5t以上（特定第一種指定化学物質については0.5t以上のみ）とする。

全国約670万の事業所（民営・公営含む）のうち、この条件をすべて満たす事業所は数万事業所とみられています。

対象業種以外や、対象業種であっても従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないなどの理由でPRTR制度の対象とならない残りの事業所からの排出量は、家庭や自動車などからの排出量と同様に国が推計します。

13 対象事業所選定の考え方や選定の経緯については、「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について（中央環境審議会第二次答申）－PRTR対象事業者等について－」（http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=1211&hou_id=1705）を参照下さい。



6. 事業者はこうやって届け出る

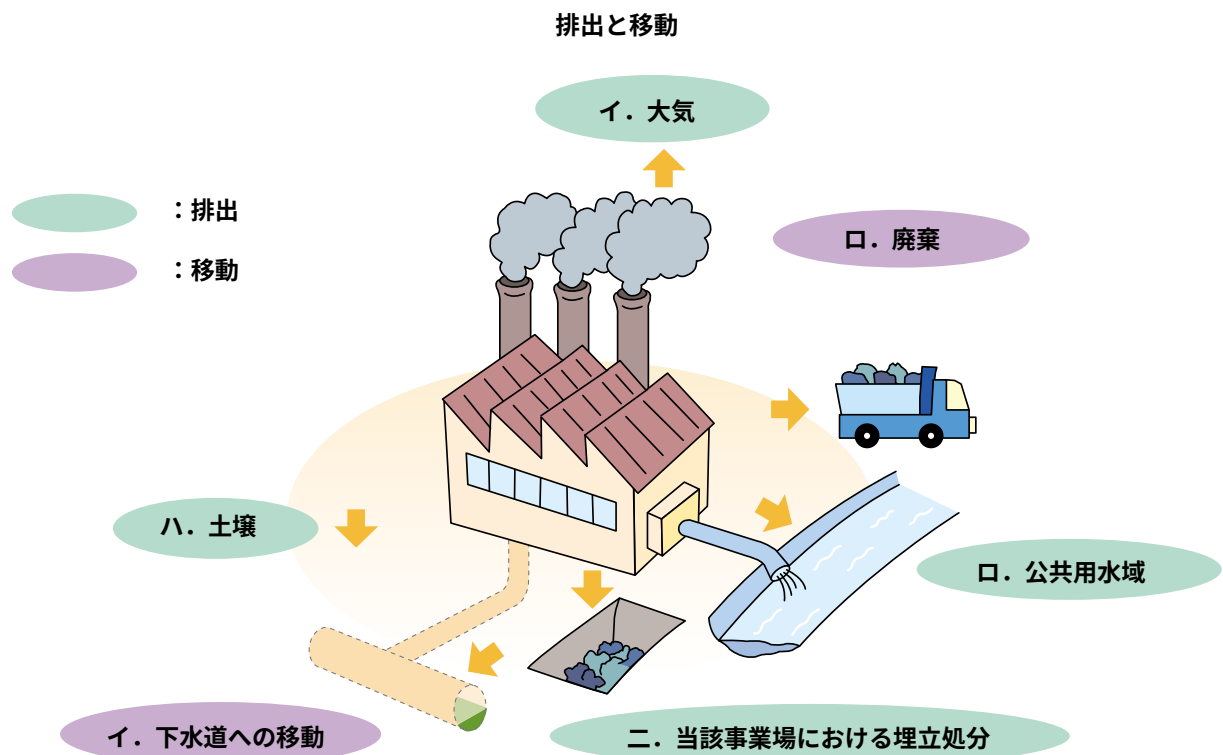
対象となった事業者は、年に一度、前年度の事業所ごとの排出量及び移動量を国へ届け出ることが義務づけられています。

○届出する「排出量」と「移動量」

排出量とは、生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量をいいます。大気では排気口や煙突からの排出ばかりではなくパイプの継ぎ目からの漏洩なども排出と考えます。公共用水域では河川や湖沼・海などへの排出、土壌ではタンクやパイプから土壌への漏洩などを排出とみなします。

移動量とは、廃棄物の処理を事業所の外で行うなどのために移動する第一種指定化物質の量のことです。具体的には産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量や下水道へ放出した量のことをいいます。

排出量は排出先によって大気への排出、公共用水域への排出、土壌への排出、事業所内での埋立処分の4つ、移動量は廃棄物としての当該事業所以外への移動、下水道への移動の2つに分類されて届出されます。



○排出量・移動量はどのように調べるのか

事業所では1年間の排出量や移動量をすべて実際に測定しているわけではなく、①物質の出入り量から求める、②排ガスや排水の濃度を実測して排ガス・排水量にかける、③取扱量に排出係数をかける、④排ガス・排水量に物性値（蒸気圧、溶解度）をかける、⑤その他の確に算出できると認められる方法のいずれかで算定して求め、有効数字2桁で記入します¹⁴。

○どのように届出するのか

事業者は「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」の様式に従って届出を行います。これは、①事業者の名前や事業所の住所、その事業所で行われている事業の業種などを記入するものと、②その事業所から排出または移動される化学物質の量（質量）を記入するものの2種類があり、②は、1つの化学物質につき1枚作成されます（15ページ参照）。

PRTRの届出対象となる第一種指定化学物質は354物質ですが、1事業所が届け出る物質の数は業種や規模などによって異なります。例えば平成13年度のデータでは、最も多かった事業所で64物質、1事業所あたりの平均届出物質数は5.3物質でした。

○企業秘密について

対象事業者は、通常、都道府県を経由して国に届け出ますが、企業秘密にあたりと考える物質についての情報は国に直接届け出ます。この情報は、国による集計・公表にあたって、秘密情報として保護されることとなりますが、企業秘密であるか否かは国で厳格に判断されます。

次の①～④のいずれにも該当するときでなければ、秘密情報に該当するとは認められません¹⁵。

- ①第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、秘密とされる情報が他の事業者等に知られてしまう可能性があること
- ②「秘密として管理」されていること
- ③「生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報」であること
- ④「公然と知られていない」こと

なお、平成13年度データ（平成14年度の届出）では、国への企業秘密としての届出はありませんでした。

14 排出量の算定方法については、『PRTR排出量等算出マニュアル』（環境省・経済産業省）に詳しく記載されています。

15 秘密情報の審査基準については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 第6条における秘密情報の審査基準について」（<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/7/kanrenhouki/kanrenhouki15.pdf>）を参照下さい。

①第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書（部分）

事業所	事業者の名称 *(3)	(ふりがな) かすみがせき 霞ヶ関 株式会社			
	前回の届出による名称 *(3)				
	事業所の名称 *(4)	(ふりがな) かすみがせきだいいち 霞ヶ関第一工場			
	前回の届出による名称 *(4)				
	所在地 *(4)	〒100-×××× 東京 都道府県 千代田 市区町村			
	(ふりがな)	かすみがせき 霞ヶ関 ×-×-×			
事業所において常時使用される従業員の数 *(6) 26					
事業所において行われる事業が属する業種 *(7)	事業名				事業コード
	うち主たるもの	燃料小売業			5 9 3 0
		自動車卸売業			5 2 2 0
		商品検査業			8 6 2 0
第一種指定化学物質の排出量及び移動量 *(8)					別紙番号1～4のとおり
本届出が法第6条1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること) *(9)					1. 有 2. 無
担当者 (問い合わせ先) *(10)	部署 (ふりがな) 氏名 *(4)	霞ヶ関第一工場 環境安全部管理第一係 かがく はなこ 化学 花子			
	電話番号	03-5521-××××			
※受理日 *(11)	年 月 日	※整理番号 *(11)			

②第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量を記入する様式（部分）

第一種指定化学物質の名称 *(2)		ベンゼン									
第一種指定化学物質の号番号		299					*(3)		単位（該当するものに○をすること）	1. kg 2. mg-TEQ	
排出量 *(5)	イ 大気への排出										
	ロ 公共用水域への排出										
	ハ 当該事業所における土壌への排出（二以外）										
	ニ 当該事業所における埋立処分										
移動量 *(6)	イ 下水道への移動										
	ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）										
※整理番号 *(7)											



7. 対象事業所以外からの排出

PRTR 法の対象となった事業所だけが化学物質の排出源ではありません。届出の対象とはならない事業所や自動車などの排ガスからも多くの化学物質が排出されていますし、家庭における洗剤や殺虫剤などの使用によっても排出されています。

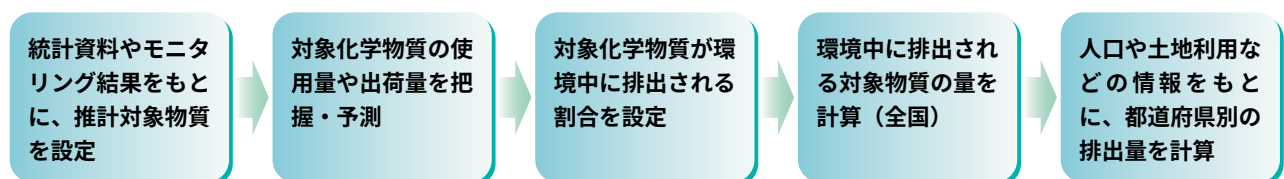
これら対象事業所以外の発生源からの排出については、国が推計を行います。この結果は、事業所から届出された情報と併せて公表されます。

推計の対象となるのは主に次のような発生源からの排出です。

- 届出対象業種のうち従業員数が21人未満の事業者
- 届出対象業種のうち事業所ごとの年間取扱量が5 t未満
(2003(平成15)年度からは1t未満; 特定第一種指定化学物質は当初から0.5 t未満)の化学物質
- 届出の対象となっていない業種(建設業、医療業、農業等)
- 家庭(衣料用防虫剤や塗料、家庭園芸で使われる除草剤や殺虫剤等に含まれる物質の排出、洗剤などに含まれる物質の河川等への排出)
- 移動体(交通機関): 自動車、二輪車、船舶、鉄道、航空機等

○推計のしかた

届出以外の発生源からの排出量については、その発生源に応じたさまざまな推計方法を用いて推計されますが、おおまかに以下のような手順で推計されます¹⁶。

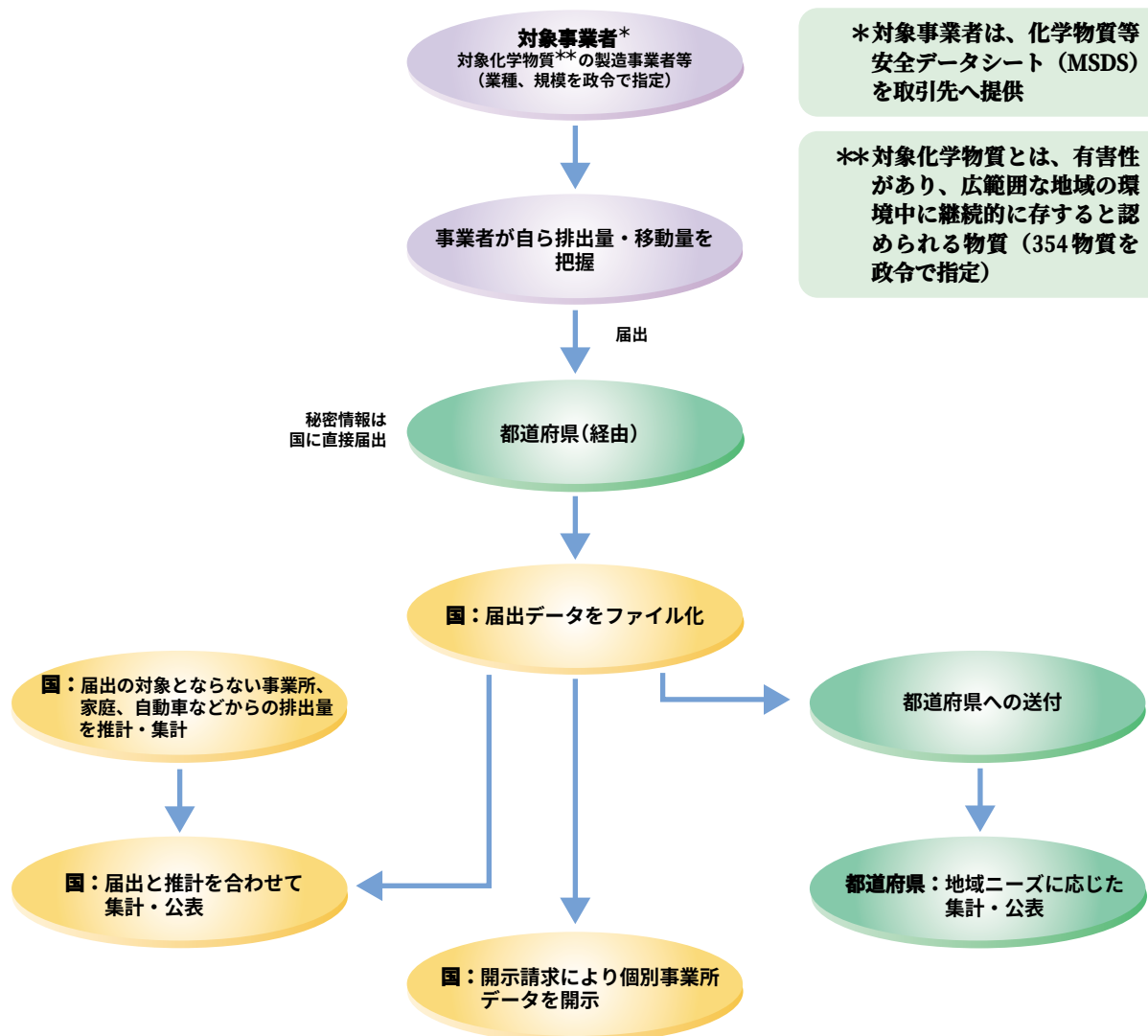


16 推計方法の詳細は、環境省集計結果ホームページ (<http://www.prtr-info.jp/>) の「平成13年度PRTR 届出外排出量の推計方法」を参照下さい。



8. 公表の仕組み

事業者が届出した情報が国によって集計され、一般に公表されるまでの流れをまとめると、次のように表わすことができます。



○公表までの流れ

- ①対象事業者は、毎年4月から翌年3月までの1年間の対象化学物質の排出量や移動量を把握し、その結果を都道府県を経由して国へ届け出ます。なお、秘密情報にあたる情報は国に直接届け出ることができませんが、秘密情報にあたるかどうかは国が厳格に判断します。第1回目の届出（平成13年度の排出量等）では、企業秘密の届出はありませんでした。
- ②国は、全国の対象事業者から集まったデータをコンピュータ処理が可能なように電子ファイル化し、物質別、業種別、都道府県別などに集計します。
- ③国は、全国の届出の対象とならない事業所や家庭、自動車等の移動体などから排出される化学物質の量を推計・集計します。
- ④国は、②と③を併せ、公表します¹⁷。
- ⑤国は、集計結果（集計表）の公表とは別に、請求があれば個別事業所のPRTRデータを開示します。
- ⑥電子ファイル化された情報は国から都道府県に提供され、都道府県は地域のニーズに応じた集計・公表を行います。

また、PRTRのスタートに伴い、化学物質に関するさまざまな情報が行政や企業から提供されています。

さらに、国による集計結果の公表以外にも、

- ・都道府県や市区町村
- ・企業や業界団体
- ・NGOやNPO

などが国のデータをもとに独自に集計し、公表している例¹⁸があります。

PRTRデータの「公表」と「開示」

対象事業所の届出データや国が推計したデータを、国が集計し、報告書やホームページなどで公開することを「公表」といいます。

一方、国が、開示請求に基づき、請求者に個別事業所のデータを提供することを「開示」といいます。つまり、個別事業所のデータは「公表」されておらず、環境省のホームページなどでは見ることはできませんが、開示請求すれば、国から「開示」されたデータを得ることができます。

17 PRTRデータ集計・公表システム (<http://www.prtr-info.jp/prtrinfo/>) については51ページで紹介しています。

18 国以外の公表例については、56ページ以降を参照下さい。

III. PRTR データを見る



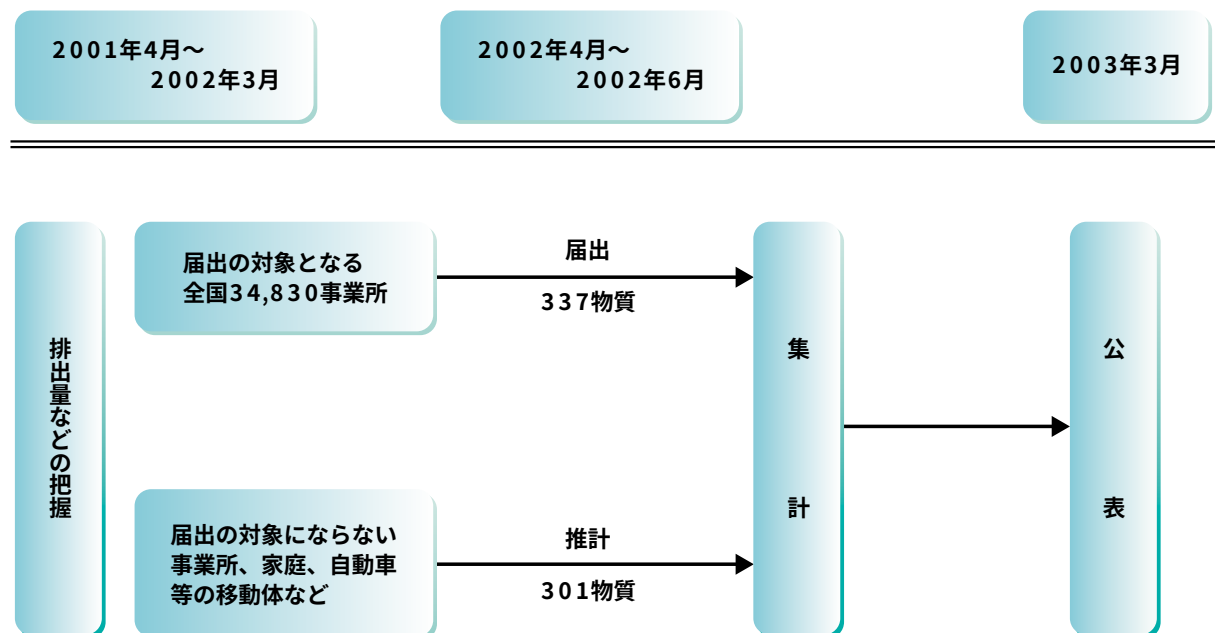
1. 平成 13 年度 PRTR データの概要
2. PRTR データでこんなことが分かる
 - (1) 全国で排出量が多かった物質は？
 - (2) 都道府県別に見る
 - (3) 大気・水・土壌に多く排出されている物質は？
 - (4) 排出量の多い業種は？
 - (5) 家庭からはどんな物質が？
 - (6) 身の回りの気になる物質は？
 - (7) 応用編：自分の住む地域の全体像を知る

(データは 2003 (平成 15) 年 3 月現在)



1. 平成13年度PRTRデータの概要

2003（平成15）年3月に公表されたPRTRの結果は、全国の事業所から2002（平成14）年4月から6月までに届出のあった、2001（平成13）年4月から翌2002（平成14）年3月までの1年間の化学物質の排出・移動量と、同1年間の届出の対象にならなかった事業所や家庭、自動車等の移動体などからの排出として国が推計した化学物質の量を集計したものです。



（1）届出のあった物質と事業所

PRTRの対象物質である第1種指定化学物質354のうち、事業所から排出・移動について届出があった物質は337物質でした。

届出を行った事業所は全国34,830事業所で、一事業所あたりの平均届出物質数は5.3物質でした。

（2）国が推計を行った物質

届出を行った事業所以外からの排出は、届出の対象とならない事業所からの排出や家庭で使用される防虫剤や塗料、洗剤、自動車等の移動体の排ガスなどに含まれる301物質を推計しました。

PRTR データは、下図のようないくつかのデータで構成されています。



対象となる業種に含まれ、従業員、取扱量が一定規模以上の事業所からの排出



対象となる業種に含まれるが、従業員、取扱量が一定規模未満の事業所からの排出



届出の対象となる業種に該当しない事業所からの排出



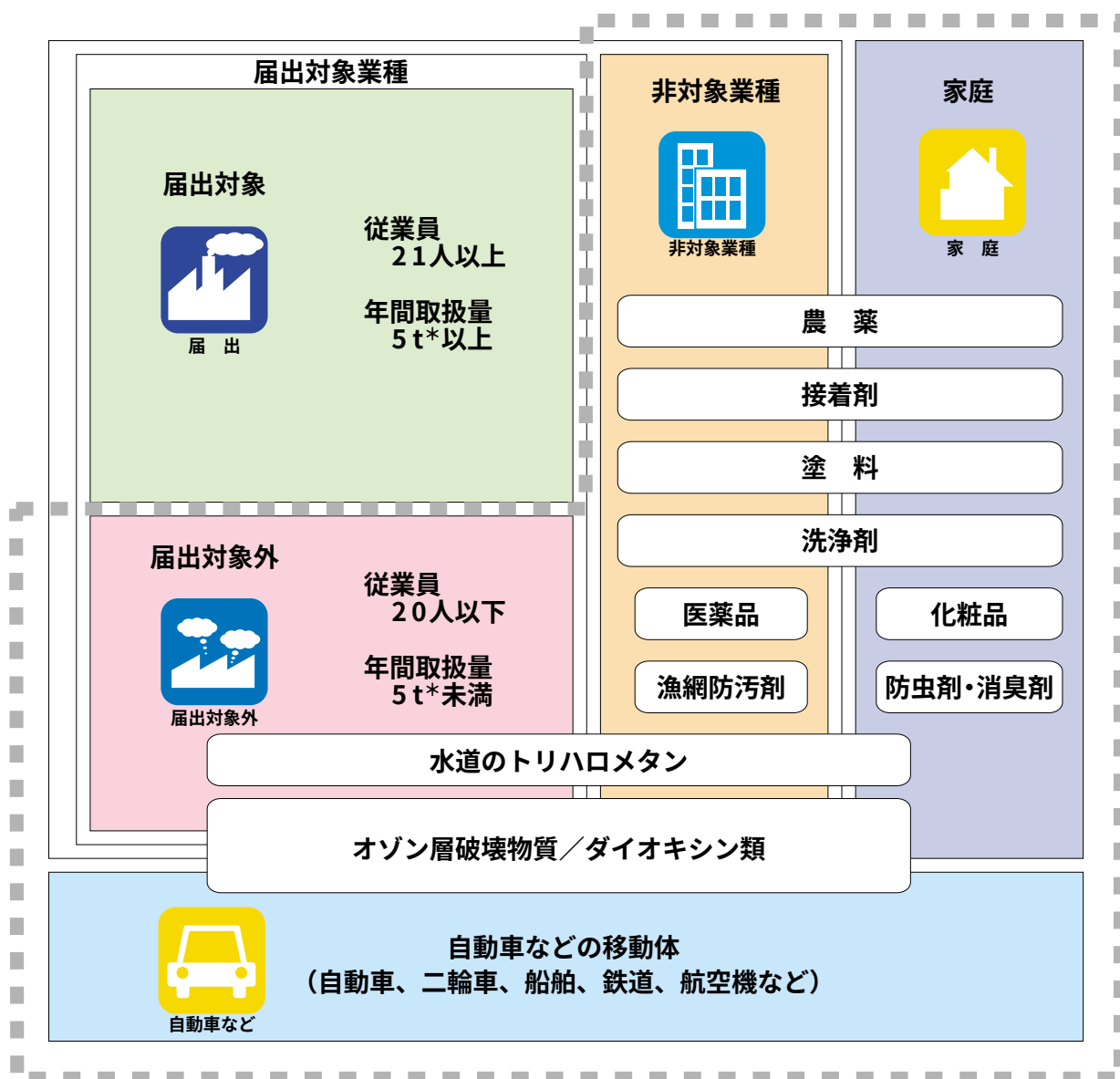
家庭からの排出



自動車などの移動体からの排出

このうち  は届出データ、    は国による推計データです。推計の対象となる

製品などについては、図内に示してあります。■ ■ ■ ■ で囲まれた部分が国で推計した部分です。



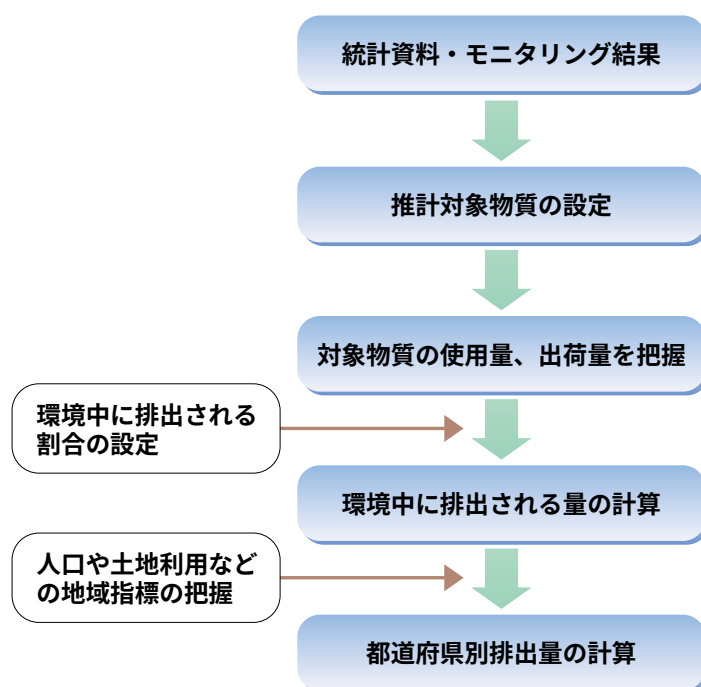
* 2003（平成15）年度からは1t

○推計の方法

事業所からの届出とは別に、国では従業員数が届出対象未満の事業所や届出の対象とならない業種、家庭、自動車などからの排出量を推計しています。平成13年度は301物質について推計されました。

推計は、おおまかに以下のようなステップで行われます。

- ①統計資料や実測データなどをもとに対象物質を設定
- ②使用量や出荷量を把握
- ③環境中に排出される割合を設定
- ④使用量や出荷量に、③の係数をかける
- ⑤統計資料などをもとに、地域別に配分



事業所以外からの排出については、推計できる物質、分野から推計を行うことになります。多くの物質についてデータが十分でないこともあり、数値が過大だったり過小だったりするおそれがあり、データを読む場合には注意が必要です。環境省では今後、推計精度の一層の向上を図ることとしています。

○基本となる集計表

PRTR データは、事業者からの届出や国の推計に基づいた化学物質の排出量・移動量とその排出先に関する情報です。

結果を分かりやすく示すために表やグラフなどに加工してありますが、基本となるのは「化学物質の名称」とその「排出量」、「排出先」についての単純な数値データです。なお、事業者の届出データには大気、公共用水域など排出先も記入されていますが、国の推計データには、排出先の区分はありません。

平成13年度の届出データを例に見てみましょう。下表は、対象物質別に、いくつの事業所から届出があったか、それぞれ大気、公共用水域（河川や海など）、事業所（敷地）内の土壌のどこにどれだけ排出されたか、事業所敷地内にどれだけ埋立処分されたか、廃棄物として事業所の外へ運び出された量はどれくらいかといった基礎的な情報を集計したものです。このような数値データをもとにして、全国的に排出量の多い物質は何か、業種別や地域別にどのような特徴があるかといったさまざまな視点で整理、集計していきます。



例) 排出先（大気・公共用水域・事業所内の土壌・事業所内埋立）別の
対象化学物質の排出量・移動量届出集計値

この物質について何件の届出があったか

（平成13年度排出・移動分）

政令 番号	対象物質 物質名	届出事業所数(件)			排出件数(件)					移動件数(件)		
		排出	移動	全体*	大気	公共用 水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計
1	亜鉛の水溶性化合物	1,917	487	2,866	110	1,857	3	8	1,978	458	94	552
2	アクリルアミド	45	39	113	29	19	1	—	49	35	7	42
3	アクリル酸	113	87	192	104	21	1	—	126	81	15	96
4	アクリル酸エチル	80	52	118	76	12	—	—	88	51	3	54
5	アクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル	4	1	6	4	2	—	—	6	1	—	1

大気・水域・土壌・埋立に年間何kg排出されたか

（続き）

政令 番号	対象物質 物質名	排出量 (kg/年；ダイオキシン類はmg-TEQ/年)					移動量 (kg/年；ダイオキシン類はmg-TEQ/年)			排出量・移 動量合計
		大気	公共用 水域	土壌	埋立	合計	廃棄物 移動	下水道 への移動	合計	
1	亜鉛の水溶性化合物	37,490	637,710	25	12,052	687,277	6,984,206	23,258	7,007,464	7,694,742
2	アクリルアミド	999	907	2	—	1,909	26,390	70	26,460	28,368
3	アクリル酸	280,559	27,030	—	—	307,589	510,917	10,105	521,021	828,610
4	アクリル酸エチル	22,536	1,342	—	—	23,878	49,270	274	49,544	73,421
5	アクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル	143	21	—	—	164	7,900	—	7,900	8,064

廃棄物として、また下水道に年間何kg移動されたか

*全体には、当該化学物質を取り扱っているものの排出量・移動量が0という事業者も含まれます。このため、排出及び移動の届出事業者数の合計よりも多くなっています。

以下の表は、平成13年度データの都道府県別の届出・届出外排出量の概要です。

この表では、対象事業所からの届出数とその排出量、届出以外で国が推計を行った排出量、届出分と推計分を合わせた排出量の合計、日本全国の排出量に占める各都道府県の割合などが示されています。

例) 平成13年度の都道府県別届出排出量及び届出外排出量

都道府県	届出 事業所数	届出排出量 (Kg/年)	届出外排出量 (Kg/年)					排出量 合計	割合 (%)
			対象業種*	非対象業種	移動体	家庭	合計		
北海道	1,962	8,349,383	7,175,930	6,283,751	4,080,793	2,338,110	19,878,584	28,227,962	3.14%
青森県	341	658,137	1,919,255	2,594,820	883,856	1,230,652	6,628,584	7,286,722	0.81%
岩手県	354	1,450,526	2,425,714	1,526,995	1,215,128	1,109,688	6,277,525	7,728,053	0.86%
宮城県	668	1,901,102	4,075,972	1,790,749	1,583,193	1,250,157	8,700,071	10,601,172	1.18%
秋田県	501	10,586,070	2,129,399	1,075,677	761,700	942,176	4,908,952	15,495,025	1.72%
山形県	561	754,147	3,026,241	1,383,409	835,086	735,140	5,979,876	6,734,026	0.75%
福島県	913	10,727,769	5,033,033	1,886,945	1,486,485	1,591,441	9,997,904	20,725,673	2.31%
茨城県	966	17,507,836	7,582,374	4,275,029	2,388,397	1,940,395	16,186,194	33,694,029	3.75%
栃木県	727	9,243,469	6,155,769	1,966,437	1,822,886	1,336,054	11,281,146	20,524,615	2.28%
群馬県	704	9,550,202	7,427,757	3,646,615	1,600,087	1,572,779	14,247,238	23,797,441	2.65%
埼玉県	1,339	19,126,368	19,999,610	3,967,309	3,849,042	3,252,240	31,068,201	50,194,570	5.59%
千葉県	1,133	10,800,790	9,772,046	5,601,143	3,216,367	3,288,195	21,877,751	32,678,542	3.64%
東京都	1,123	5,479,009	37,080,694	6,710,184	6,861,567	3,054,362	53,706,807	59,185,815	6.59%
神奈川県	1,564	13,423,446	14,692,127	4,351,504	4,562,714	2,422,972	26,029,316	39,452,766	4.39%
新潟県	1,049	4,502,536	8,408,375	2,416,266	1,848,288	1,748,923	14,421,852	18,924,391	2.11%
富山県	580	3,109,175	4,060,629	957,735	750,849	598,864	6,368,077	9,477,251	1.06%
石川県	491	3,555,246	3,759,403	1,021,100	805,177	717,670	6,303,350	9,858,598	1.10%
福井県	349	3,393,936	2,994,589	679,468	665,746	473,525	4,813,328	8,207,269	0.91%
山梨県	327	2,292,337	2,740,665	760,736	912,614	645,099	5,059,115	7,351,451	0.82%
長野県	1,201	2,953,568	6,132,016	2,736,347	1,706,782	1,222,991	11,798,135	14,751,700	1.64%
岐阜県	816	9,008,982	8,184,265	1,549,630	1,602,681	1,244,194	12,580,770	21,589,757	2.40%
静岡県	1,534	23,775,369	12,826,401	3,571,844	3,147,323	2,647,822	22,193,391	45,968,759	5.12%
愛知県	2,150	26,499,151	26,339,762	5,032,017	4,343,423	4,035,781	39,750,982	66,250,139	7.37%
三重県	676	10,241,350	5,243,194	1,444,694	1,612,722	1,357,670	9,658,279	19,899,634	2.22%
滋賀県	508	7,151,998	3,305,731	905,657	1,304,810	571,575	6,087,773	13,239,773	1.47%
京都府	523	3,877,273	6,441,080	1,225,497	1,858,793	1,028,424	10,553,795	14,431,071	1.61%
大阪府	1,640	10,497,404	36,244,012	4,082,768	4,666,683	3,157,374	48,150,837	58,648,245	6.53%
兵庫県	1,515	12,547,267	12,139,179	2,815,463	3,367,164	2,020,277	20,342,083	32,889,354	3.66%
奈良県	245	1,985,661	2,883,645	773,957	794,550	812,079	5,264,231	7,249,893	0.81%
和歌山県	226	1,054,511	2,658,261	1,369,324	827,547	1,157,258	6,012,389	7,066,901	0.79%
鳥取県	254	879,488	989,640	835,011	438,565	448,382	2,711,598	3,591,087	0.40%
島根県	242	2,089,583	1,317,905	677,200	653,188	697,409	3,345,701	5,435,285	0.61%
岡山県	850	7,834,344	4,706,526	1,315,515	1,652,092	1,377,306	9,051,438	16,885,783	1.88%
広島県	908	8,580,462	7,240,333	1,731,992	2,319,434	1,730,544	13,022,304	21,602,766	2.40%
山口県	569	11,209,444	2,989,501	1,022,304	1,337,326	1,084,470	6,433,600	17,643,048	1.96%
徳島県	252	2,099,276	1,919,503	1,114,734	658,409	859,517	4,552,163	6,651,438	0.74%
香川県	350	4,290,419	2,718,727	848,136	776,524	870,403	5,213,791	9,504,209	1.06%
愛媛県	431	7,466,341	3,017,238	1,641,147	1,403,464	1,256,557	7,318,406	14,784,750	1.65%
高知県	196	174,491	1,418,085	1,504,423	753,463	771,521	4,447,491	4,621,981	0.51%
福岡県	1,339	10,665,784	8,780,836	3,361,542	3,462,357	2,670,970	18,275,704	28,941,490	3.22%
佐賀県	398	1,725,059	1,644,975	951,700	800,722	714,591	4,111,988	5,837,046	0.65%
長崎県	484	3,074,193	2,322,162	1,678,633	1,196,453	1,134,520	6,331,769	9,405,963	1.05%
熊本県	644	2,979,701	2,511,250	3,048,786	1,649,044	1,269,582	8,478,662	11,458,368	1.28%
大分県	322	1,136,469	1,969,376	1,184,665	1,130,495	1,015,941	5,300,477	6,436,946	0.72%
宮崎県	364	2,972,044	1,741,828	2,047,585	910,973	951,075	5,651,461	8,623,508	0.96%
鹿児島県	413	503,995	2,643,193	2,869,017	1,619,437	1,557,471	8,689,118	9,193,113	1.02%
沖縄県	128	87,505	1,561,405	951,911	975,269	821,598	4,310,183	4,397,687	0.49%
合計	34,830	313,722,620	322,349,610	105,187,378	88,262,096	68,735,738	584,534,822	898,307,454	100%
割合 (%)		34.93%	35.88%	11.71%	9.83%	7.65%	65.07%	100%	

*対象業種：対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

公表されるPRTRデータのうち、届出事業所が排出・移動した量の合計は、各事業所から届け出られたデータ（ダイオキシン類を除き小数点第1位まで）の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数で表示したものです。このため公表される集計表の排出量などの各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合があります。



2. PRTR データでこんなことが分かる

物質別や排出先別、地域別などの項目ごとに集計された PRTR データからは、次のようなことが分かります。

- ・全国の事業者が大気、公共用水域、事業所内土壌への排出及び事業所内で埋立処分している対象物質とその量
- ・全国の事業者が廃棄物として事業所の外へ移動などしている対象物質とその量
- ・全国の届出の対象とならない事業所や家庭、自動車などから排出される対象物質とその量
- ・対象物質別の排出量・移動量
- ・業種別の排出量・移動量
- ・都道府県別の排出量・移動量 など。

各事業所が国に届け出た事業所ごとの排出量・移動量などのデータは国によって集計されたものが公表されます。個別事業所のデータは、国へ開示請求をすれば誰でもそのデータを入手できます¹。

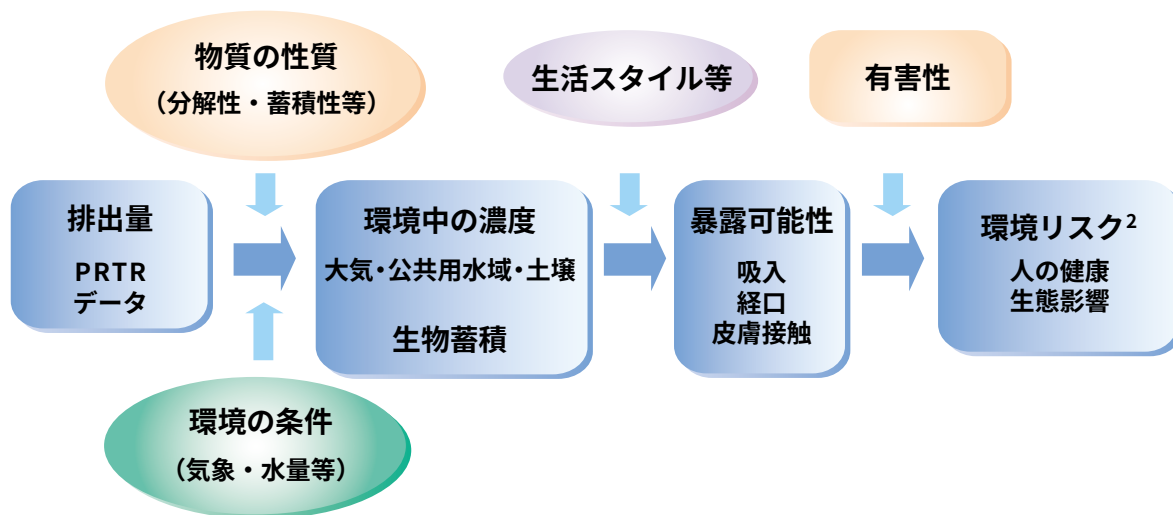
また、都道府県では、国からのデータをもとに市町村ごとの排出量など、地域のニーズに応じた集計・公表を行います。

PRTR データは、事業所からの届出と国の推計に基づいた、化学物質の名称とその排出先、排出量の情報です。そのデータを排出量の大きい順番に並べたり、排出先（大気・公共用水域・事業所内土壌・事業所内埋立）別に集計したり、地域別や業種別に区分してみたりすることで、ある化学物質の排出状況にどのような特徴があるのかを知ることができます。

しかし、データの加工の仕方によっては誤読や勘違いを招くものもあり、読み手にも注意が必要です。例えば、グラフ化すると分かりやすいという印象を受けますが、つい排出量の大小にだけ関心が向き、「量が少なくても有害性が高い物質」を見落としがちです。排出量の大きさがそのまま環境や人の健康への影響となるわけではありません。また、基になるデータそのものも「届出」や「推計」された数値であることから、データの精度についても留意する必要があります。

1 請求のしかたは、61 ページ参照。

化学物質による環境や人への影響については、PRTRのデータに加え、それが環境中にどのように分布しているのか（環境中の濃度）、実際に人や生物にどれくらい取り込まれるのか（暴露可能性）や化学物質の有害性の程度といったさまざまな要因とあわせて解析する必要があります。この過程を模式的に示すと下図のようになります。



では、PRTR制度で具体的にどのようなことが分かるのか、平成13年度PRTRデータの集計結果を例に見てみましょう。次のページから、例えば「全国で排出が多かった物質は？」、「大気に多く排出されている物質は？」、「都道府県による違いは？」といったテーマごとに集計結果を紹介し、それぞれどのように見ていけばよいか、簡単な解説を加えてあります。興味のあるページから目を通してみてください。

なお、環境省のPRTR集計結果のホームページ（<http://www.prtr-info.jp/prtrinfo>）でも、集計結果のうち見たい集計表をグラフや地図の形で見るできるようになっています。

- 2 環境リスクとは、化学物質が、環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそのことをいいます。現在、環境省をはじめ、企業などでも、PRTRの排出データを利用し、環境中の濃度を予測するモデルや、リスク評価に役立つ指標の開発に取り組んでいます。環境リスクの説明は、83ページをご覧ください。

(1) 全国で排出量が多かった物質は？

〈データの項目〉

事業所から排出量が届け出られた 337 物質、届出の対象とはならない事業所や家庭、自動車などからの排出量として国が推計した 301 物質、合計 347 物質（うち、291 物質は重複）について、それぞれの物質毎に排出量を足し合わせ、ある物質が全国で 1 年間に環境中に排出された総量を計算します。

国による推計には、届出が必要な業種に該当しない事業所や、届出が必要な業種であっても従業員数や対象化学物質の取扱量が少なく、届出をしなくてもよい事業所が含まれています。これらの事業所からの排出を、届出分と合わせ「事業所からの排出」としてまとめてみました。

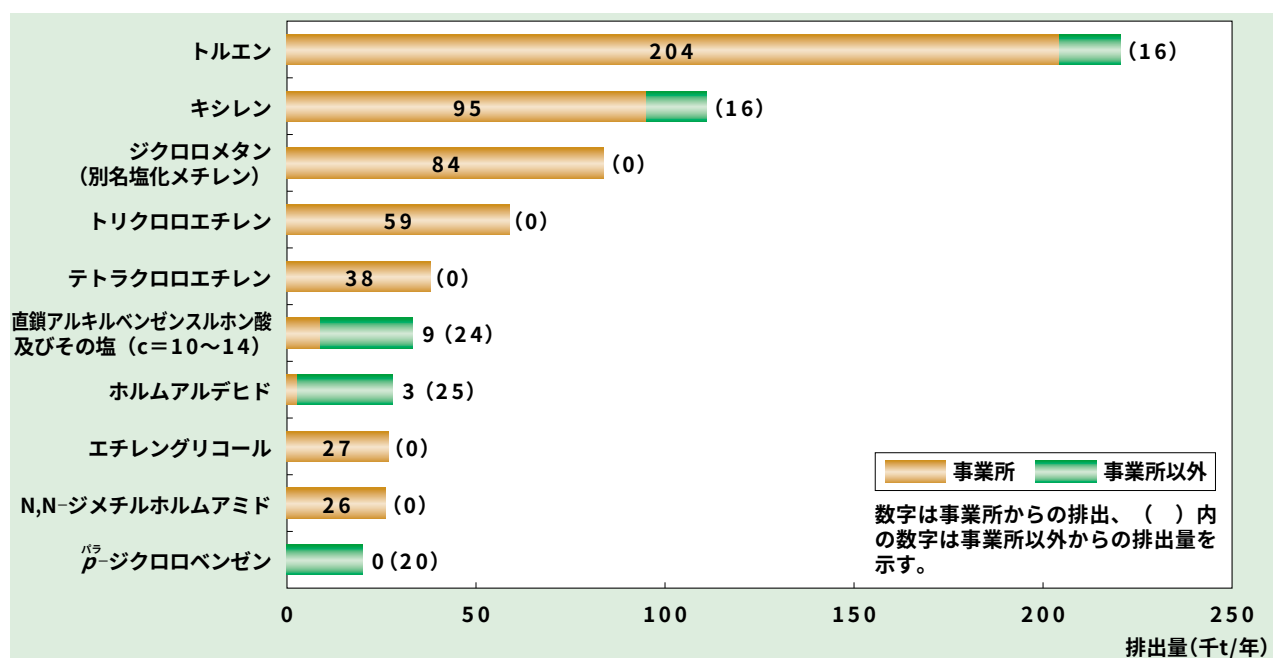
〈集計・加工例〉

総排出量の多い順番に 10 物質を取り上げたグラフです。

このグラフでは、さらに、その物質がどこから排出されたのか（事業所からか、事業所以外の家庭や自動車などの移動体からか）についても同時に示してあります。



環境への排出が多かった物質（上位 10 物質）



〈留意点〉

排出量の多い物質ほど人の健康や動植物の生息もしくは生育への影響も大きいと考えがちですが、ある化学物質がどの程度の影響を及ぼすおそれがあるかについては、排出量の大小だけでは判断できません。

人の健康や環境への影響については、①化学物質の有害性の程度、②その化学物質が環境中にどのように分布しているのか（環境中の濃度）、③環境中から人や動植物にどれくらい取り込まれるのか（暴露量）などの情報を総合的に検討する必要があります。

〈関連情報〉

排出量が特に多いのは、トルエンです。排出量の多かった上位5物質の主な用途と有害性³は次のとおりです。

排出量	物質名	用途	長時間（反復）暴露による 人の健康や動植物の生息もしくは生育への影響
1位	トルエン	塗料、接着剤、印刷インキ、工業原料、自動車等からの排気	水生生物に対して毒性が強い物質です。 中枢神経系に悪影響を与えることがあります。また、動物試験の結果から、人で生殖・発生毒性を示す可能性があります。
2位	キシレン	塗料、接着剤、工業原料、自動車等からの排気	水生生物に対して毒性が強い物質です。 中枢神経系に悪影響を与えることがあります。また、動物試験の結果から、人で生殖・発生毒性を示す可能性があります。
3位	ジクロロメタン （塩化メチレン）	工業用洗浄剤（金属脱脂）、溶剤（エアゾール噴射剤など）	中枢神経系、肝臓に悪影響を与えることがあります。また、人で発がん性を示す可能性があります。
4位	トリクロロエチレン	工業用洗浄剤（金属脱脂）、工業原料、工業用溶剤	肝臓、腎臓に影響を与えることがあり、人でおそらく発がん性を示します。 水生生物に対して毒性が強く、水生環境中で長期にわたる悪影響を及ぼすことがあります。
5位	テトラクロロエチレン	洗浄剤（ドライクリーニング）、工業用溶剤、工業原料	中枢神経系・肝臓、腎臓に影響を与えることがあり、人でおそらく発がん性を示します。 水生生物に対して毒性が強く、水生環境中で長期にわたる悪影響を及ぼすことがあります。

3 対象物質の有害性については、環境省PRTRホームページの「化学物質データベース（物質別）」（<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/index.html>）、または、「対象化学物質情報（有害性の種類別）」（<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/2/2index7.html>）を、化学物質一般の有害性については、80、83ページをご覧ください。

(2) 都道府県別に見る

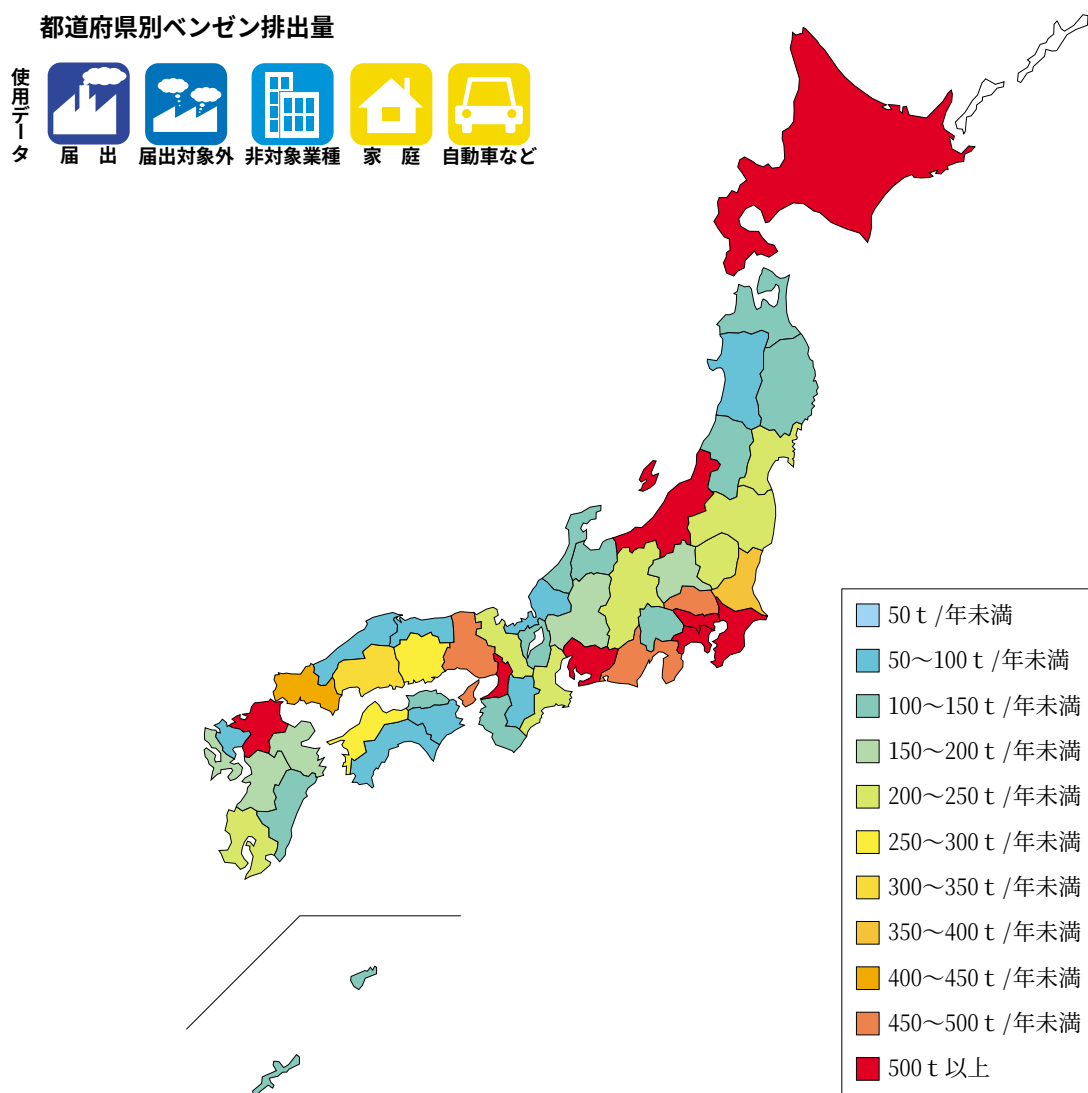
〈データの項目〉

物質別をはじめ、どこから排出されたかを示す発生源別、大気や公共用水域、事業所内土壌のどこに排出されたかを示す排出先別などのほか、PRTRは地域別に排出量を集計することもできます。

自動車の排ガスなどが主な発生源となるベンゼンと、主に農薬に含まれているマンゼブを取り上げ、都道府県別の排出量を計算してみました。

〈集計・加工例〉

排出量の合計をそれぞれ11段階に色分けし、日本地図上に示しました。

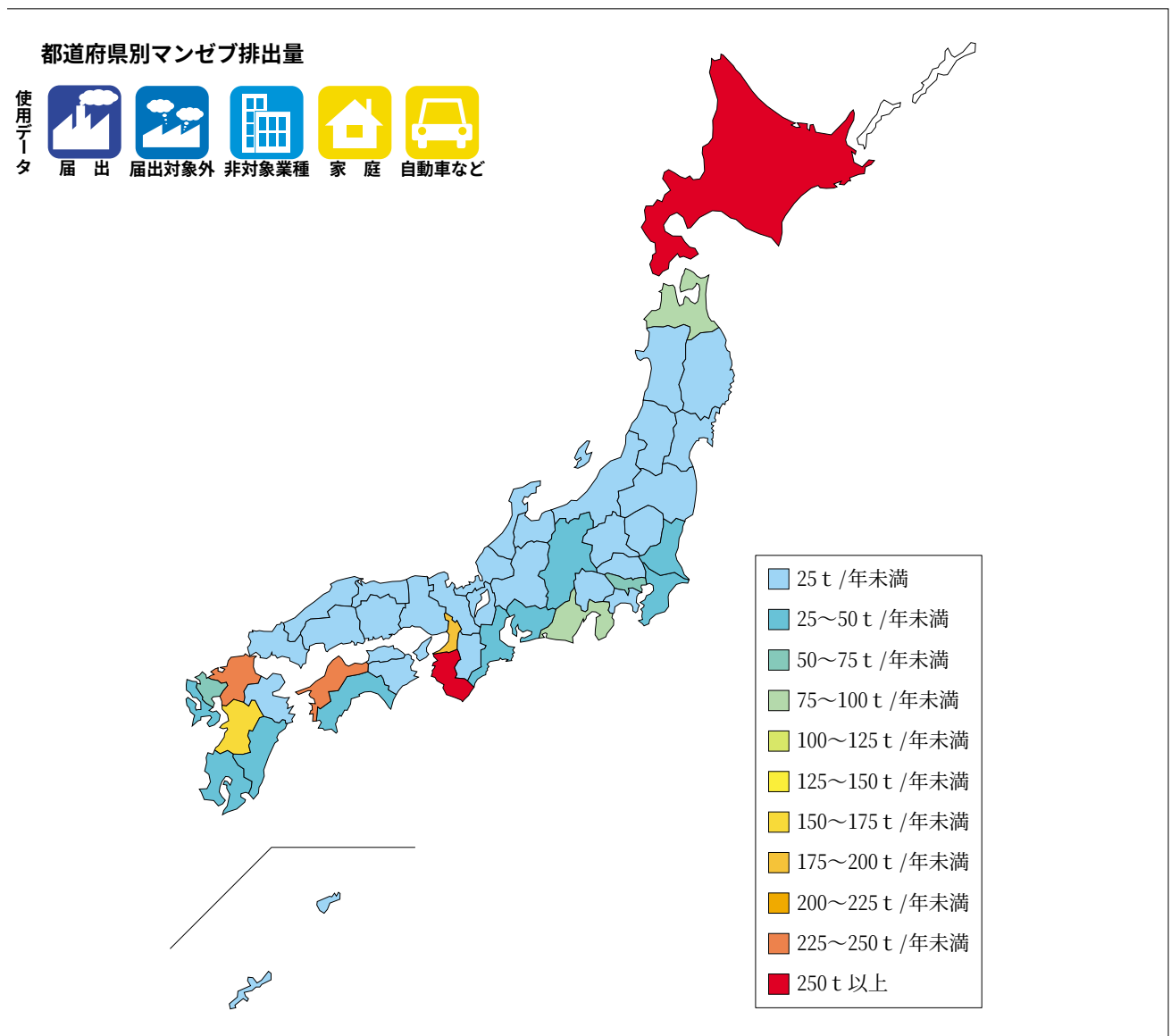


〈留意点〉

- ・物質にも、主に事業所で使用されるものか、農薬や自動車の排ガスに含まれるものかといった違いがあることから、事業所の多い地域、農地の多い地域など、地域の特徴に応じて、排出量の多い物質も異なります。
- ・都道府県別など地域で比較する場合は、単なる排出量の大小だけでなく、単位面積あたり、人口一人あたりといった視点で比較することも必要です。

〈参考・関連情報〉

- ・国による農薬の推計は、都道府県別出荷量をもとに計算されています。



(3) 大気・水・土壌に多く排出されている物質は？

〈データの項目〉

事業者は、大気、公共用水域（河川、海など）、事業所（敷地）内の土壌、事業所（敷地）内の埋立処分のどこに化学物質を排出したかについても届け出ます。

ここでは、事業所から報告された物質名と排出量を、大気、公共用水域、事業所内土壌、事業所内埋立処分の4つの排出先に分けて集計しました。

〈集計・加工例〉

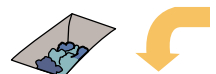
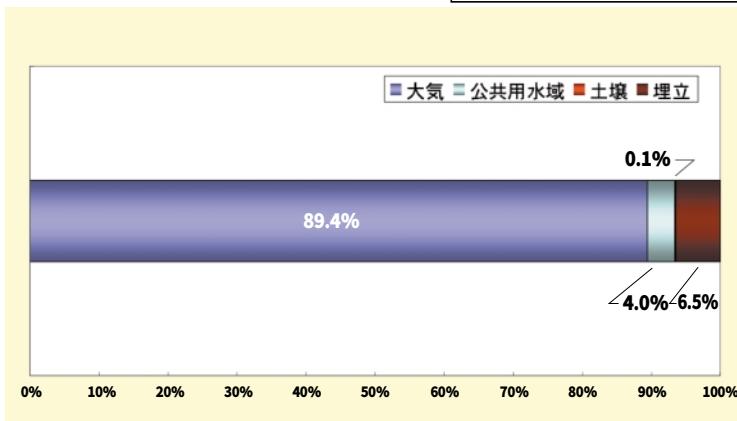
排出先別の排出量の割合をみると、大気への排出が約90%で大部分を占めていることが分かります。

また排出先別に排出の多い物質順に並べた円グラフを示します。円の大きさは排出量を示しています。土壌への排出を示すグラフは小さすぎるので拡大しています。

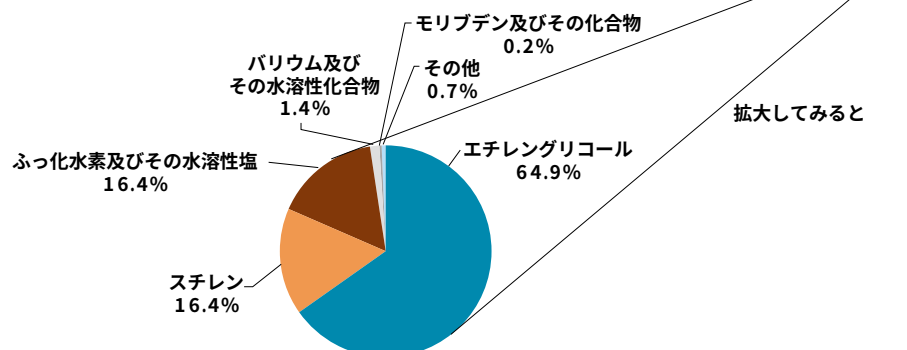


排出先別割合

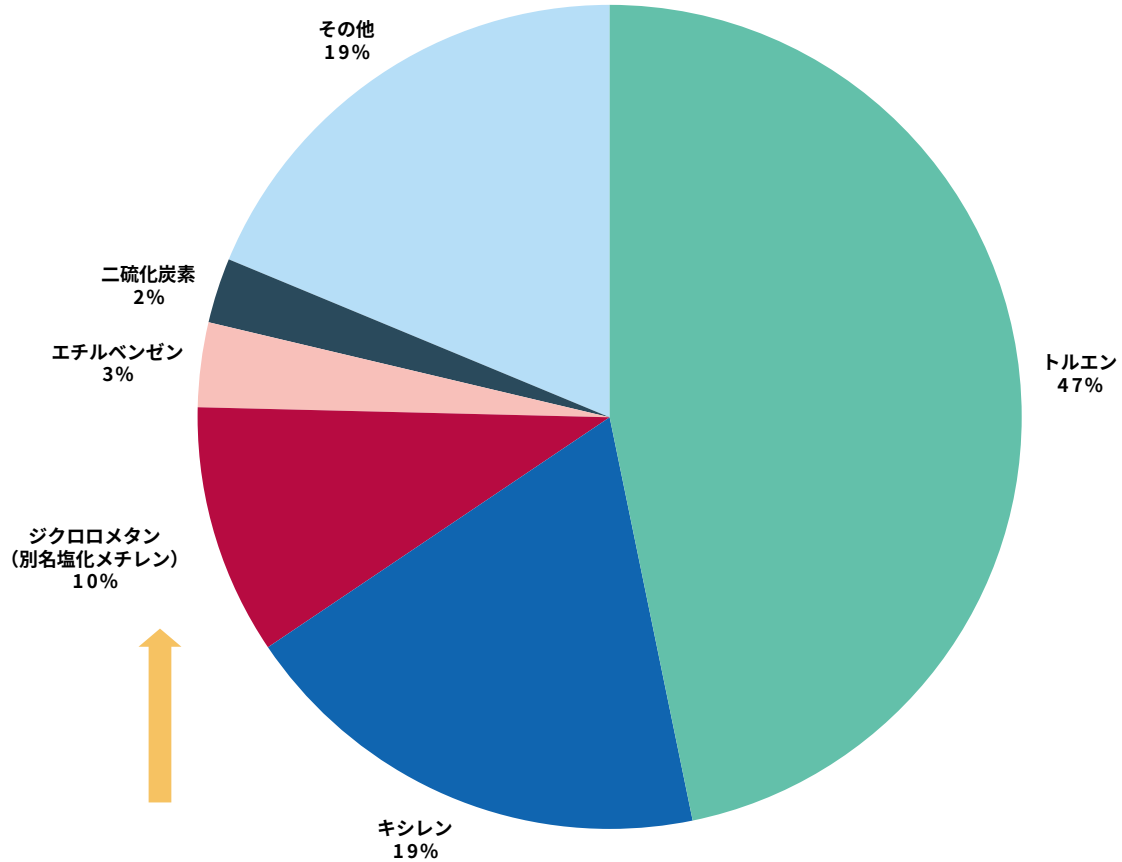
事業所からの排出量314千t/年



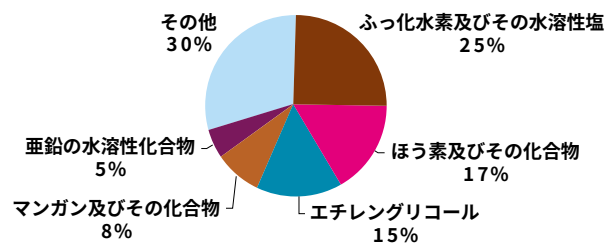
事業所内の土壌への排出 0.3t/年



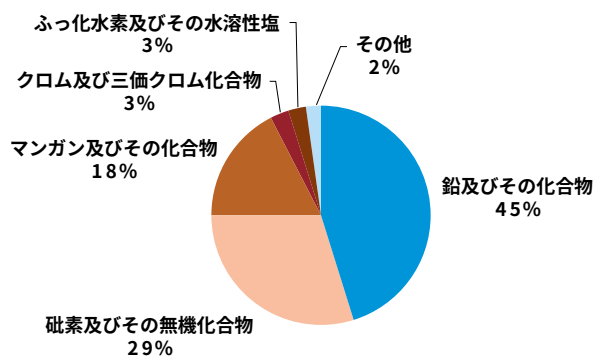
大気への排出 281 千 t/年



公共用水域への排出 13 千 t/年



事業所敷地内の埋立処分 20 千 t/年



〈留意点〉

大気や水域、土壌に排出された化学物質のなかには、呼吸や飲食、皮膚接触などを通して人の身体に取り込まれ、健康に有害な影響を及ぼすおそれのあるものもあります。このため、どんな物質がどこへ排出されているかは重要な情報です。

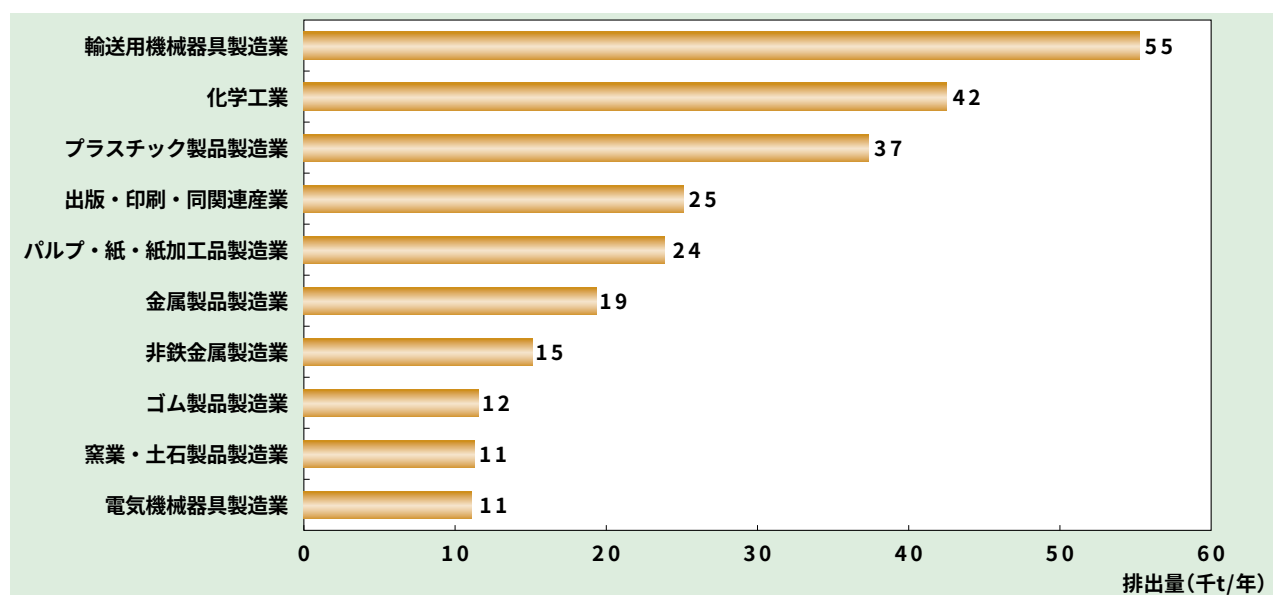
(4) 排出量の多い業種は？

〈データの項目〉

事業所からの届出には、その事業所が属する業種（例えば、化学工業、プラスチック製品製造業など）が記入してあります。ここでは、届出データのうち同じ業種に属する事業所の排出量を合計し、業種別の総排出量を算出しました。

〈集計・加工例〉

横棒グラフにして総排出量の多い順番に並べました。



※各業種の詳しい解説は、PRTR排出量等算出マニュアル「8 (2) 対象業種の概要」を参照 (http://www.env.go.jp/chemi/prtr/2/shiryo2_2.pdf)

排出量の多かった業種（上位 10 業種）

〈留意点〉

このデータは、異なる物質の排出量を単純に足し合わせたもので、その業種から排出される化学物質が環境にどのような影響を与えているのかを具体的に示す情報ではありません。ある業種がどの化学物質を優先的に削減した方がよいかといったことを知るためには、物質ごとや大気、水、土壌などの媒体ごとに見る必要があります。同じように「排出量の多い企業ワースト 10」といった集計も、物質ごとでなければあまり意味がありません。

物質ごとの集計は、33 ページ以降に示しました。

〈データの項目〉

次に、同じ業種に属する事業所の排出量を物質ごとに集計し、業種によって排出される物質の種類や量にどのような違いがあるのかを見てみましょう。

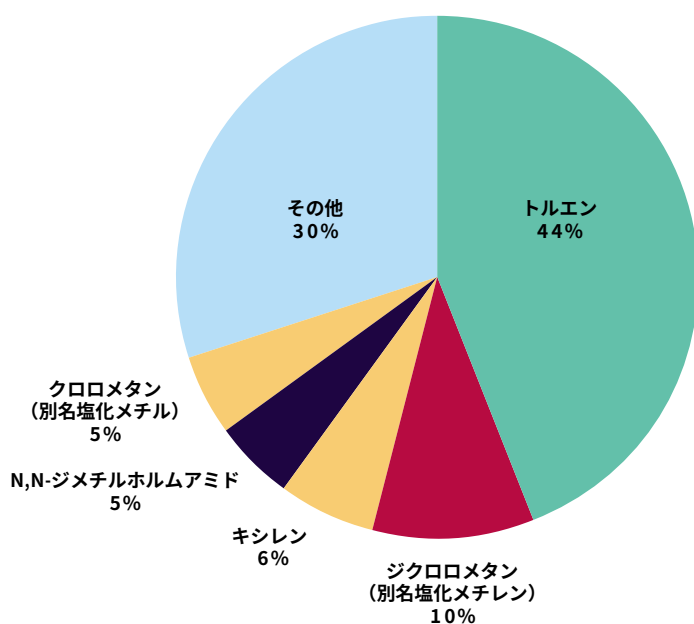
業種別に集計することで、ある物質の削減に優先的に取り組む必要があるのはどの業種かといったことを判断する手がかりを得ることができます。

〈集計・加工例〉



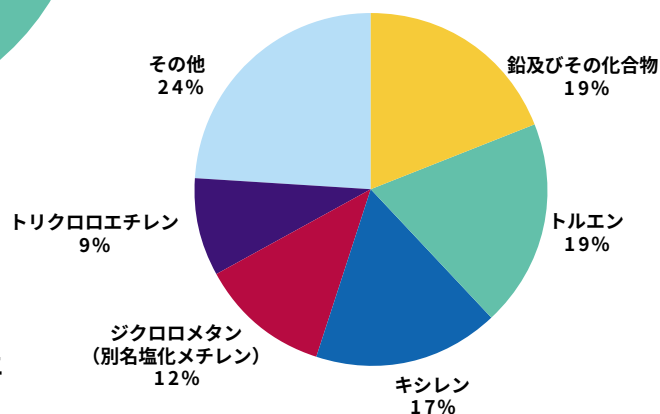
主な業種として化学系、機械系、金属系の製造業を取り上げ、それぞれ排出量の多い物質順に円グラフにしました。円の大きさは排出量の大小をあらわしています。

〈化学系製造業〉 合計排出量：93千t／年

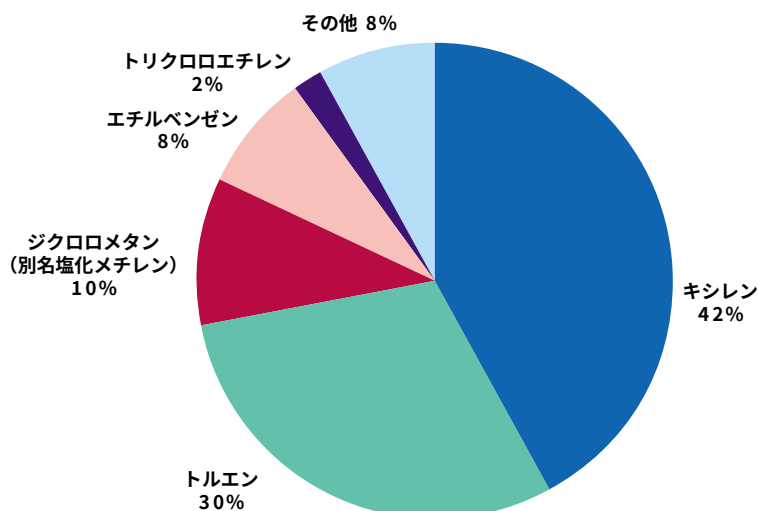


化学系製造業：化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業
金属系製造業：鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業
機械系製造業：一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業

〈金属系製造業〉 合計排出量：44千t／年



〈機械系製造業〉 合計排出量：77千t／年



〈留意点〉

排出量の多い物質を比べると、溶剤・脱脂洗浄剤などとして使用されるトルエン、キシレンなどは、概ねどの業種からも排出されていますが、化学系ではシリコン樹脂の原料となるクロロメタン、金属系では鉛など業種毎に特徴的な物質もみられます。

(5) 家庭からはどんな物質が？

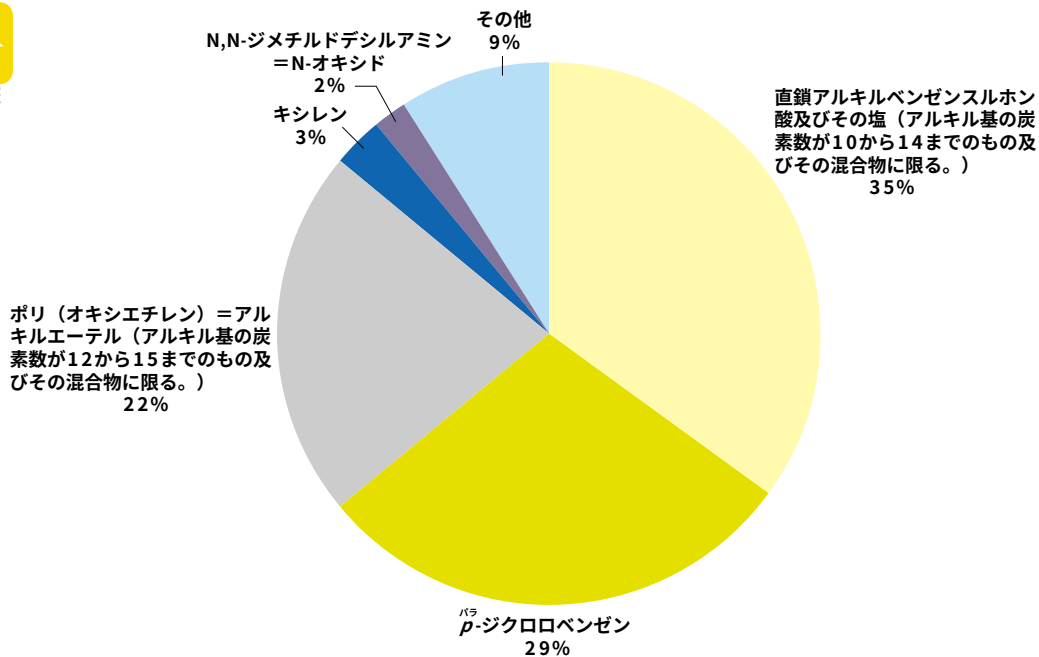
〈データの項目〉

事業所からの報告とは別に、国では従業員数が届出対象未満の事業所や届出の対象とならない業種、家庭、自動車などからの排出量を推計しています。平成13年度は301物質について推計されました。

ここでは、家庭から排出される物質の排出量を集計してみます。

〈集計・加工例〉

国が推計したデータのうち家庭から排出される物質の排出量を集計し、グラフ化しました。



〈家庭からの排出〉 合計排出量：69千t/年

排出量の多い上位3物質の主な用途と有害性は次の通りです。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテルは界面活性剤として主に洗剤などに含まれる物質群です。両者ともに水生生物に対して強い毒性を示します。また、前者の一種のドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウムは、長期間または何度も反復して皮膚に接触すると皮膚炎を起こすことがあります。

パラ-p-ジクロロベンゼンは、家庭で使用される衣類防虫剤が主な発生源となっています。長期間または反復して暴露すると肝臓、腎臓、血液に悪影響を与えることがあります。また、この物質は人に対して発がん性を示す可能性があります。

(6) 身の回りの気になる物質は？

発がん性のある物質や、家庭で使用するものの多い物質など、気になる化学物質の排出量を見てみましょう。

①発がん性のある物質

〈データの項目〉

PRTR法の対象となる化学物質は、発がん性や変異原性などの有害性に関する項目について、それぞれ一定以上の有害性を持つと判断されたものです⁴。例えば、発がん性については、国際がん研究機関（IARC）などの6つの機関が評価した発がん性ランクを利用し、クラス1とクラス2の2種類に分けられています。このうちクラス1とは、6機関のうちいずれかが「人に対する発がん性がある」と評価した物質で、PRTR法では、届出の対象となる第一種指定化学物質のうちクラス1に該当する12の化学物質を特定第一種指定化学物質として区分し、取扱量が少なくとも届出対象としています（2003（平成15）年度から第一種指定化学物質は1 t以上、特定第一種化学物質は0.5 t以上）。

ここでは、特定第一種指定化学物質のデータを取り上げます。

〈集計・加工例〉

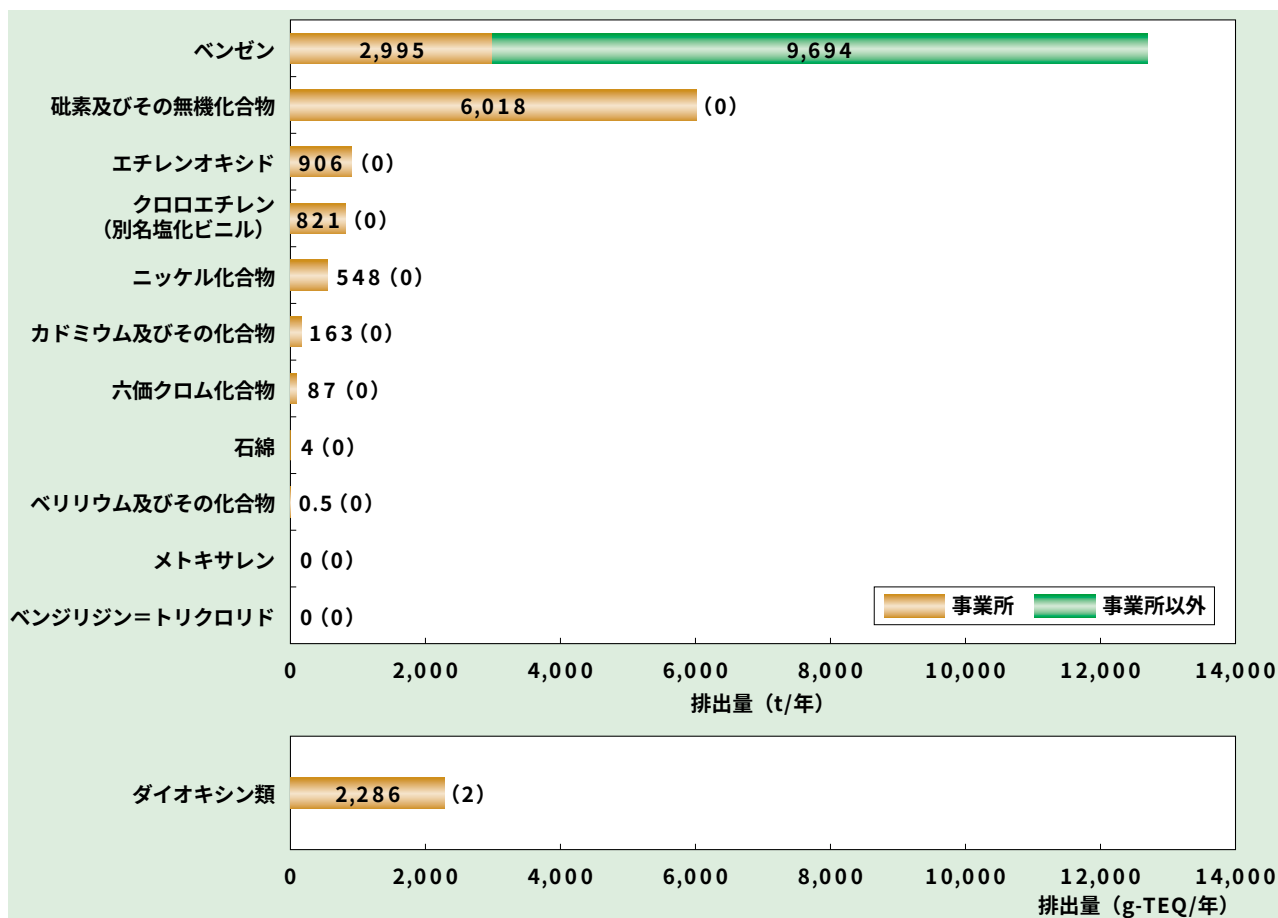
以下の表は、特定第一種指定化学物質の排出量を集計したものです。

特定第一種指定化学物質（発がん性クラス1）の排出量（全国合計）

物質名	事業所	事業所以外	合計（t/年） （ダイオキシン類 はg-TEQ/年）
ベンジリジン＝トリクロリド	0	0	0
メトキサレン	0	0	0
ベリリウム及びその化合物	1	0	1
石綿	4	0	4
六価クロム化合物	87	0	87
カドミウム及びその化合物	163	0	163
ニッケル化合物	548	0	548
クロロエチレン（別名塩化ビニル）	821	0	821
エチレンオキシド	906	0	906
砒素及びその無機化合物	6,018	0	6,018
ベンゼン	2,995	9,694	12,690
ダイオキシン類	2,286	2	2,288

4 PRTR対象物質選定の考え方、選定の手順、選定の経緯については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について（中央環境審議会答申）」（http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=1210&hou_id=1705）を参照下さい。

これを排出量の多い順番にグラフ化すると、下図のようになります。ダイオキシン類は他の物質と排出量の単位が異なります。



〈参考情報〉

ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す毒性等量 (TEQ)

ダイオキシン類は、PCDD (ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)、PCDF (ポリ塩化ジベンゾフラン) にコプラナー PCB を加えた総称です。また、それぞれの異性体ごとに毒性の強さが異なっており、PCDD のうち 2 と 3 と 7 と 8 の位置に塩素の付いたもの (2,3,7,8-TCDD) がダイオキシン類の仲間の中で最も毒性が強いことが知られています。そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するためには、合計した影響を考えるための手段が必要です。

そこで、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数が用いられています。多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、この毒性等価係数 (TEF: Toxic Equivalency Factor) を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値 (通常、毒性等量 (TEQ: Toxic Equivalent) という単位で表現) が用いられています。

②大気や水を汚染する物質

〈データの項目〉

大気や公共用水域に排出される物質のなかには、PRTR法による届出の対象となっているだけでなく、他の法律などで環境基準や排出基準が設けられていたり、監視の対象となっている物質もあります。

他の法律にも規定がある PRTR 法の対象物質

媒 体	法 律	対象となっ ている物質 数	うち、PRTR 該当数*
大気	環境基本法 大気環境基準	9	4
	大気汚染防止法 特定物質	28	10
	悪臭防止法 特定悪臭物質	22	4
水質	環境基本法 水質環境基準	26	25
	水質汚濁防止法 排水基準 有害物質	26	25
	同 地下水浄化基準	26	25
土壌	環境基本法 土壌環境基準	27	27
	土壌汚染対策法 特定有害物質	25	25
その他	化審法 第1種特定化学物質	13	1
	同 第2種特定化学物質	23	23

＊他の法律やPRTR法において化合物又は物質群として規定されている物質については、一部の物質でも重複していれば該当していると数えています。この場合、該当数は他の法律の物質数にあわせています。例えば、化審法の第2種特定化学物質には、PRTR法でいう有機スズ化合物が、より詳細な物質名で20物質指定されています。この場合は化審法の物質数にあわせ20物質と数えています。

表にあげたもののほか、中央環境審議会では有害大気汚染物質対策の在り方について審議され、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（234種類）とその中から優先的に取組むべき物質としての優先取組物質（22種類）が選定されています。

ここでは例として、この優先取組物質に該当する物質について、大気への排出量の多い順番に、物質名と排出量を示します。

優先取組物質のうち、PRTR 法による届出の対象となっている物質（ダイオキシン類は除く）は、次の通りです。

優先取組物質のうち PRTR の対象となっている物質：アクリロニトリル、アセトアルデヒド、エチレンオキシド、六価クロム化合物、クロロエチレン（別名塩化ビニル）、クロロホルム、1，2-ジクロロエタン、ジクロロメタン*（別名塩化メチレン）、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン*、トリクロロエチレン*、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、1，3-ブタジエン、ベンゼン*、ベリリウム及びその化合物、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物

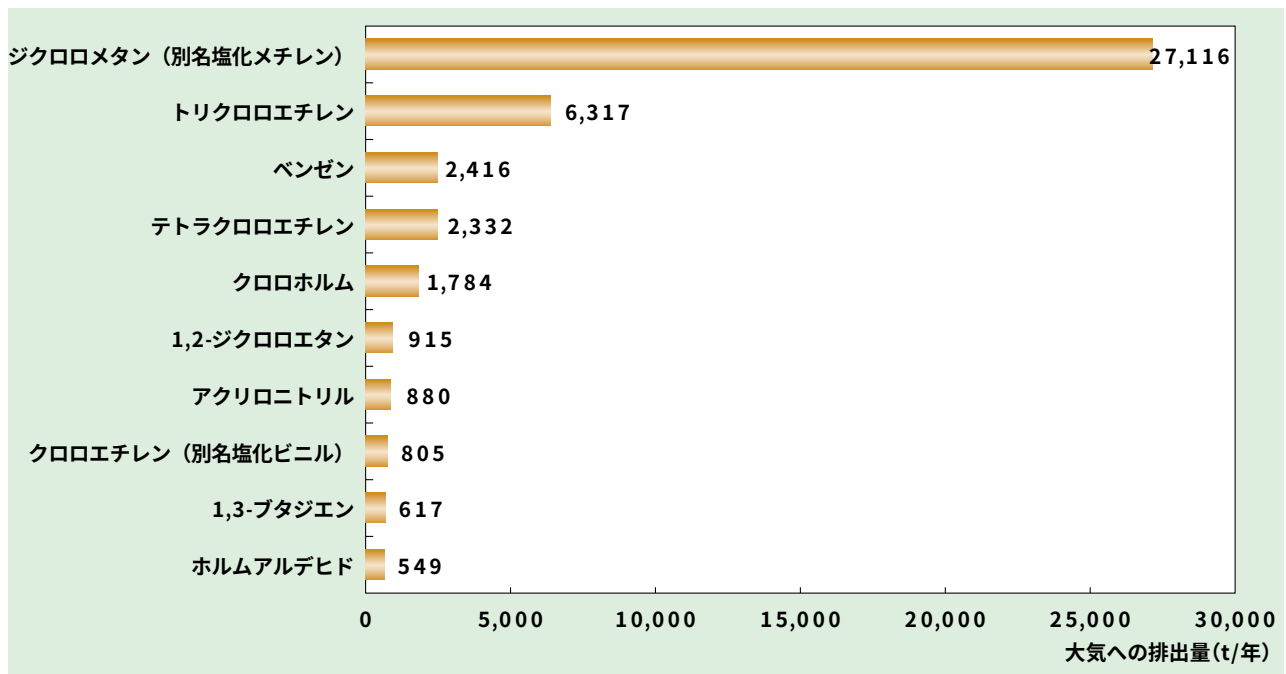
*一部の物質については既に大気環境基準が策定されています。

〈集計・加工例〉

全国で大気への排出量の多い順に上位 10 物質までをグラフ化しました。



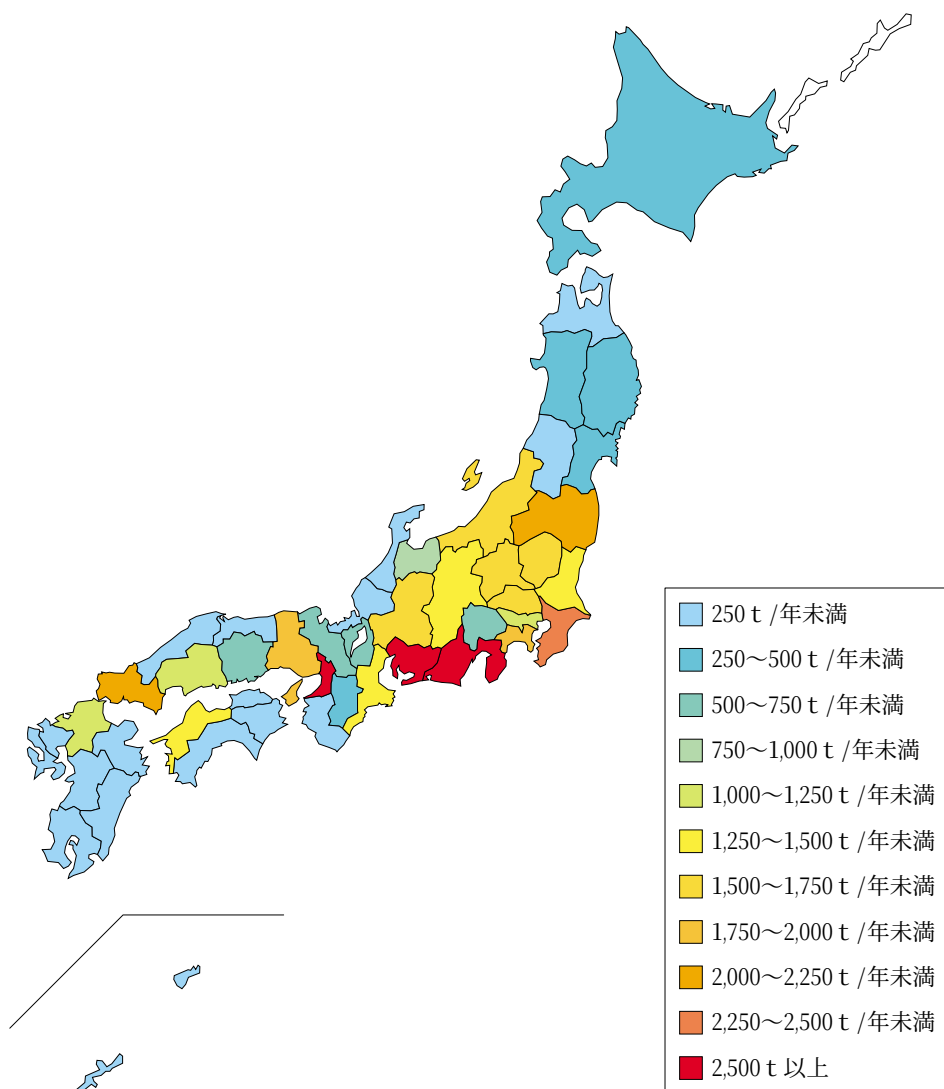
優先取組物質の大気への排出量上位 10 物質（ダイオキシン類は除く）



次に、都道府県別の総排出量を見てみましょう。優先取組物質に該当する18物質（ダイオキシン類は除く）の大気への合計排出量を都道府県別に集計し、その結果を250tごとに色分けし、日本地図上に示しました。



優先取組物質のうちPRTRの対象となっている物質の
大気への排出量の総量（ダイオキシン類は除く）・都道府県別



ここでは、大気を例にとりあげましたが、公共用水域への排出についても、同じように集計することができます。

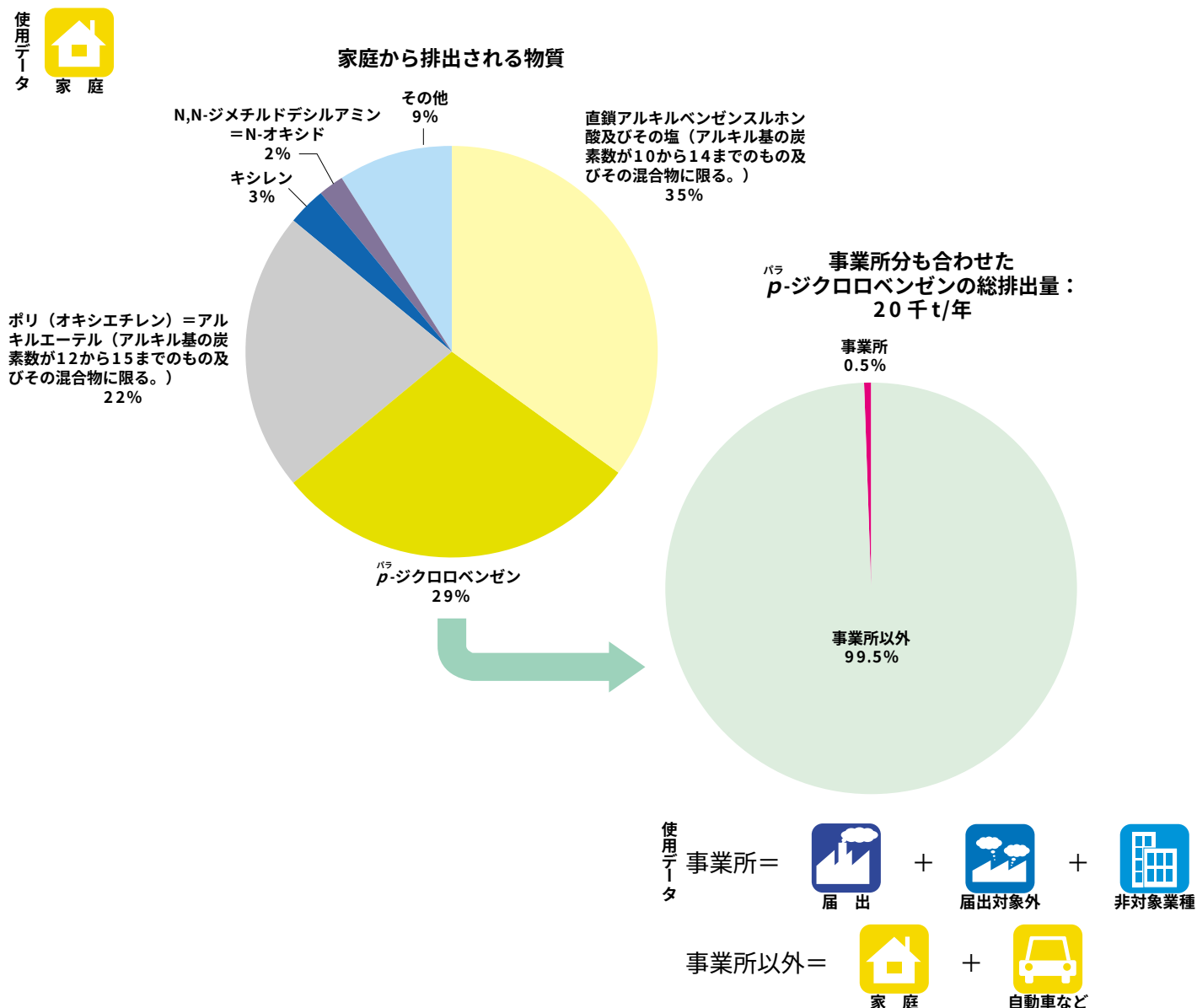
③主に家庭で使われる物質

〈データの項目〉

衣料用の防虫剤として多く使われている^{パラ}*p*-ジクロロベンゼンに注目してみましょう。
既に34ページで見たとおり、^{パラ}*p*-ジクロロベンゼンは家庭から排出される物質の約29%を占めると推計されています。

〈集計・加工例〉

事業所からの排出も含めた^{パラ}*p*-ジクロロベンゼンの1年間の総排出量を、事業所と事業所以外に区別して集計してみると下図のようになりました。事業所からの排出はきわめて少なく、ほとんどが家庭などの事業所以外からの排出であることが分かります。



④自動車などから排出される物質

〈データの項目〉

自動車などの移動体から排出される物質には、どのようなものがあるのか見てみましょう。

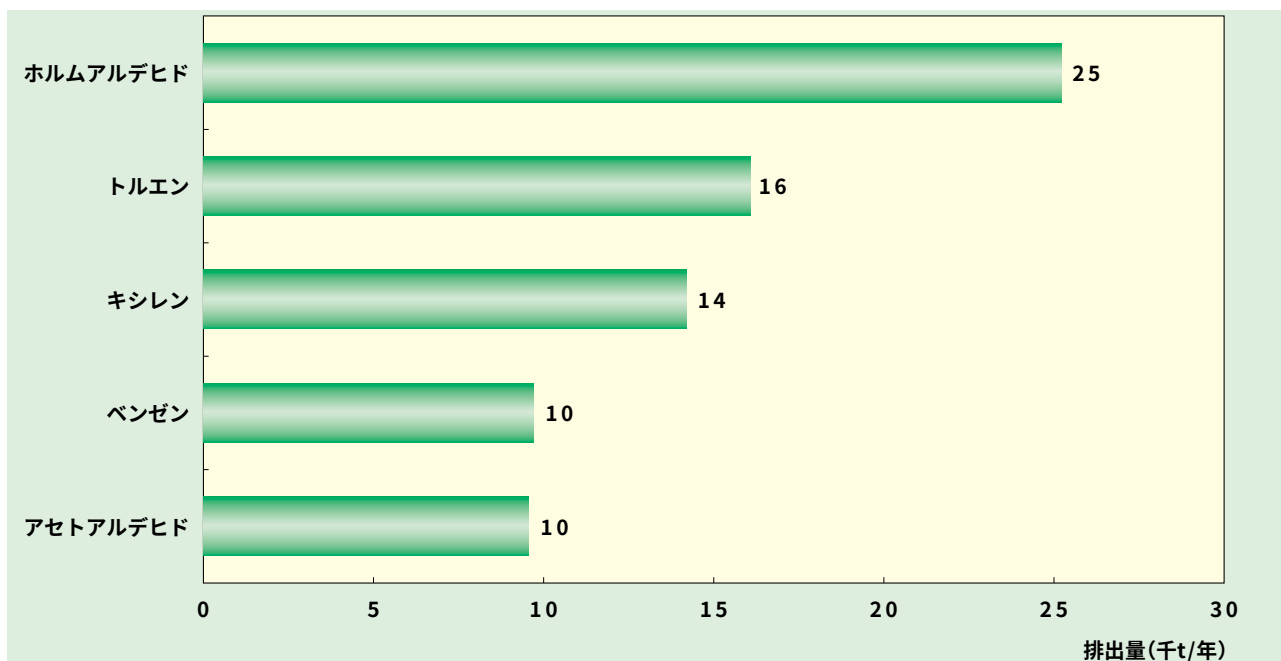
〈集計・加工例〉

国による推計データから自動車などの移動体のデータを取り出し、排出量の多い順番に上位5物質をグラフ化しました。

トルエンやキシレンは事業所からの排出でも排出量が多い物質ですが、シックハウス症候群の原因物質の一つといわれるホルムアルデヒドや、人への発がん性があるとされるベンゼンなどの排出が多いのが特徴的です。



移動体からの排出の多かった物質（上位5物質）



⑤内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）

〈データの項目〉

現在、環境省では、内分泌かく乱作用（いわゆる環境ホルモン作用）⁵が疑われることから、優先的に調査研究に取り組む物質として、65物質を「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」の中でリストアップしており、このうち、PRTR法の第一種指定化学物質となっているものは30物質※あります。これらの物質が、環境中にどれだけの量排出されているかを集計しました。

※物質はSPEED 98（2000年11月改訂版）より。

〈集計・加工例〉

排出量の多い順番に、物質名と排出量を示しました。



内分泌かく乱作用が疑われる物質の排出量

政令 番号	物 質 名	排出量(t/年)	政令 番号	物 質 名	排出量(t/年)
50	マンゼブ（マンコゼブ）	2,194	291	エンドスルファン（ベンゾエピン）	45
272	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	1,573	176	有機スズ化合物*	39
49	マンネブ	557	215	ケルセン	39
249	ジラム	255	273	フタル酸n-ブチル＝ベンジル	38
276	ベノミル	230	106	フェンバレレート	24
329	カルバリル	220	9	アジピン酸ビス（2-エチルヘキシル）	17
220	トリフルラリン	193	267	ペルメトリン	15
155	マラチオン	170	242	ノニルフェノール	14
270	フタル酸ジ-n-ブチル	154	107	シペルメトリン	8
48	ジネブ	114	29	ビスフェノールA	3
131	2，4-D	105	306	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.29
82	アラクロール	77	59	p-オクチルフェノール	0.14
90	シマジン	58	19	アミトロール	0.04
75	アトラジン	51	303	ペンタクロロフェノール（PCP）	0.02
179	ダイオキシン類	2,288 (g-TEQ/年)			

* SPEED 98でトリブチルスズ、トリフェニルスズと記載されている2物質は、PRTR法では有機スズ化合物とされる物質の一部です。

5 内分泌かく乱化学物質については85ページを参照下さい。

(7) 応用編：自分の住む地域の全体像を知る

次章「IV. PRTR データを入手する」で詳しく書きますが、PRTR データは、国をはじめ、都道府県や企業、NGO などが、それぞれ集計したものをインターネットや冊子などを通じて公表しています。また個別事業所のデータは、国に開示請求すれば誰でも CD-R やフロッピーディスクなどの媒体で入手することが可能です。

このようなデータを利用することで、自分でも気になる物質の排出量や、身近な地域で多く排出されている物質を調べることができます。PRTR が導入されている諸外国のなかでは、化学物質問題に関心の強い NGO が独自の視点でデータを加工し、公表している例も少なくありません（58 ページ参照）。市民、企業、行政のすべてが同じデータを共有できるという PRTR の利点を活かし、興味のある化学物質について自分なりの集計を試みて下さい。

ここでは、架空のある地域（以下、「A 市」とします。）を例に、PRTR データを基に自分の住む都道府県や地域の化学物質の排出状況をより詳しく知るにはどうすればよいかを見てみましょう。

○どんな物質が排出されているか？

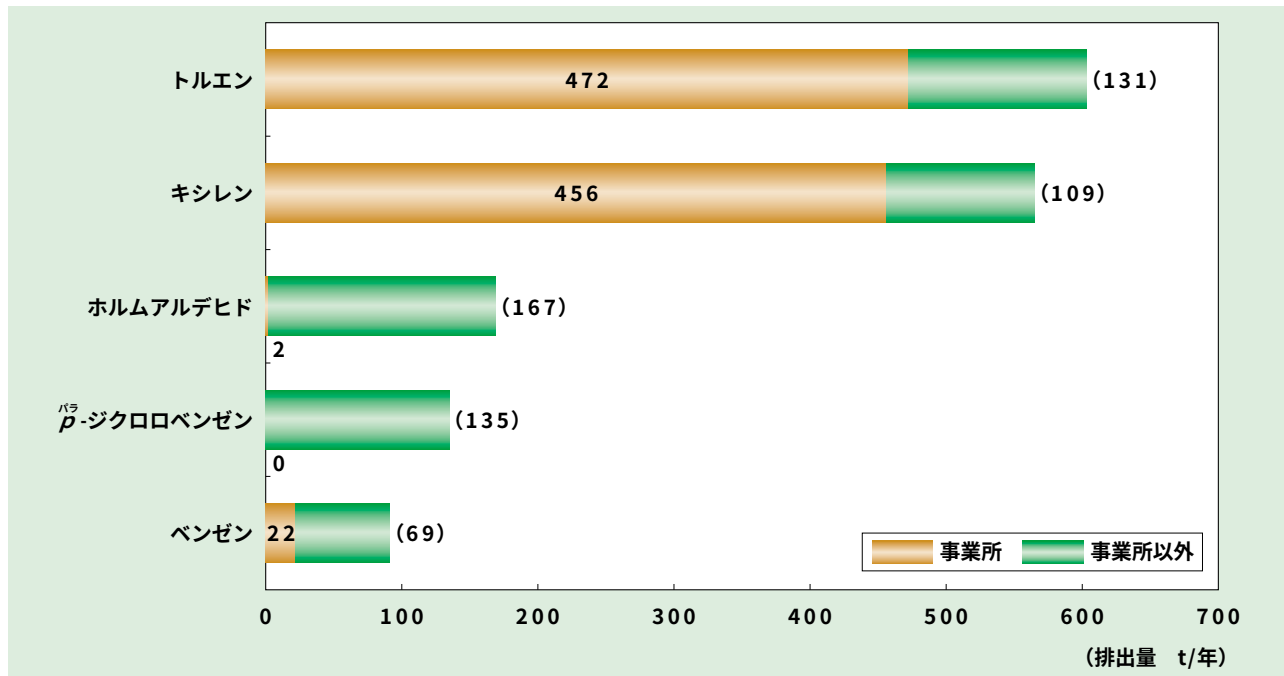
以下の表は、開示請求で入手できる個別事業所のデータと国の公表資料などを基に、A 市の PRTR データを事業所からの排出（届出分＋届出の必要がない事業所の推計分）と事業所以外からの排出の 2 つに分けて集計したものです。



政令 番号	物 質 名	事業所からの 排出(t/年)	事業所以外から の排出(t/年)	合計 (t/年)
40	エチルベンゼン	50	27	77
63	キシレン	456	109	565
68	クロム及び 3 価クロム化合物	84	0	84
96	塩化メチル	83	0	83
132	HCFC-141b	87	0	87
140	<i>p</i> -ジクロロベンゼン	0	135	135
145	塩化メチレン	71	0	71
227	トルエン	472	131	603
299	ベンゼン	22	69	91
310	ホルムアルデヒド	2	167	169
合計排出量 (t/年)				1,965

○どこから排出されているか？

次に、A市で排出されている化学物質のうち、排出量の多い上位5物質に注目し、それぞれの物質が事業所と事業所以外のどちらから排出されたかを見てみましょう。トルエンやキシレンは事業所からも事業所以外からも排出されますが、ホルムアルデヒドや^{パラ}p-ジクロロベンゼンは、ほとんどが家庭や自動車など事業所以外から排出されていることが分かります。



ある地域でどのような物質の排出が多いかは、その地域が事業所の多い地域か住宅地の多い地域かといった要因によって異なります。また、事業所からの排出に注目してみると、例えば、どのような業種の工場が多いのかによって、排出される物質の種類や排出量にずいぶん違いが生じます。

A市の事業所からの届出データを集計して、どのような業種が多いのかを見てみましょう。

業種名	事業所数	割合(%)
燃料小売業	159	57.6
化学工業	20	7.2
金属製品製造業	17	6.2
電気機械器具製造業	9	3.3
輸送用機械器具製造業	8	2.9
下水道業	6	2.2
倉庫業	5	1.8
一般廃棄物処理業（ごみ処分量に限る）	5	1.8
石油製品・石炭製品製造業	4	1.4
プラスチック製品製造業	4	1.4
鉄鋼業	4	1.4
その他の製造業	4	1.4
産業廃棄物処分量	3	1.1
食料品製造業	2	0.7
出版・印刷・同関連産業	2	0.7
窯業・土石製品製造業	2	0.7
電気業	2	0.7
石油卸売業	2	0.7
洗濯業	2	0.7
自動車整備業	2	0.7
自然科学研究所	2	0.7
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	0.4
塩製造業	1	0.4
農薬製造業	1	0.4
ゴム製品製造業	1	0.4
非鉄金属製造業	1	0.4
一般機械器具製造業	1	0.4
鉄道車両・同部分品製造業	1	0.4
船舶製造・修理業、船用機関製造業	1	0.4
医療用機械器具・医療用品製造業	1	0.4
鉄道業	1	0.4
計量証明業	1	0.4
高等教育機関	1	0.4
合計	276	100

A市で届出を行った事業所は276、うち半数以上は燃料小売業、つまりガソリンスタンドなどです。ガソリン中にはベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンなどが含まれており、A市で事業所からの排出の多いトルエン、キシレンなどの主な発生源の一つではないかといったことが推察されます。

ところで、このように単に物質名だけを見ても実感がわきませんが、例えば環境省のホームページにある「対象化学物質情報（有害性の種類別）」や「化学物質データベース（物質別）」を利用することで、物質の用途や有害性を調べることができます⁶。例えば、A市で排出されている物質については、以下のようになっています。

それぞれの有害性については、数ランクに分類されており、番号が小さいほどランクが高いものとして表示されています。環境検出の「YY」はこれまでのモニタリング（化学物質環境汚染実態調査、全国公共用水域監視等）で複数力所から検出されていることを示しています。

つまりこれら5物質は、これまでのモニタリングでも検出された実績があること、また排出量の多いトルエンやキシレンに比べると、排出量の少ないベンゼンの方が有害性ランクの高い物質であることが分かります。

A市で排出量の多かった上位5物質の有害性と主な用途

物質名	政令番号	発ガンクラス	変異原クラス	経口クラス	吸入クラス	作業環境クラス	生殖クラス	感作性クラス	生態クラス	オゾン	環境検出	主な用途
トルエン	227			4					2		YY	合成原料（可塑剤、合成繊維、染料、香料、有機顔料、火薬（TNT））、ガソリン成分、溶剤（塗料、インキ）
キシレン	63			4	4	4			1		YY	合成原料（合成繊維・樹脂、染料、有機顔料、香料、可塑剤、医薬品）、ガソリン・灯油成分、溶剤（塗料、農薬、石油精製）
ホルムアルデヒド	310	2	1	4		2		1			YY	重合原料（石炭酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂、ポリアセタール樹脂）、パラホルムアルデヒド、合成原料、その他（消毒剤、一般防腐剤）
パラ-ジクロロベンゼン	140	2		3		4			1		YY	合成中間体（染料）、農薬（殺虫剤）、その他（防臭剤）
ベンゼン	299	1	1	2	2	2			1		YY	合成原料（染料、合成ゴム、合成樹脂、有機顔料、合成洗剤、医薬品、香料、合成繊維、農薬、可塑剤、防腐剤（PCP）、防虫剤）、溶剤、ガソリン成分

注）各有害性クラスについては、p.83の「重要な用語や概念の解説」に説明があります。

○環境の濃度はどの程度か

PRTR では排出量が明らかになるだけで、環境への影響を知る上で重要な環境中の濃度については分かりません。大気や水質については、有害性が高いと考えられている化学物質の環境中の濃度を測定するモニタリング調査が国などによって継続的に行われており、その結果が公表されています。例えば、有害大気汚染物質の大気環境中濃度を下の表に示します。これは全国の平均濃度ですが、都道府県や政令指定都市での測定地点や調査結果なども公表されていますので、自分の住む地域のデータを見することもできます⁷。また、一般環境中の化学物質の汚染状況調査が「化学物質環境汚染実態調査（黒本調査）」として、1974（昭和49）年から毎年実施されており、その結果も環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html>）で公表されています。

有害大気汚染物質の大気環境中濃度

物質名	政令番号	単位	年平均値	環境基準 ⁷
アクリロニトリル	7	μg/	0.14	—
アセトアルデヒド	11	μg/	2.7	—
塩化ビニルモノマー	77	μg/	0.11	—
クロロホルム	95	μg/	0.29	—
酸化エチレン	42	μg/	0.11	—
1,2-ジクロロエタン	116	μg/	0.14	—
ジクロロメタン	145	μg/	3.0	150
水銀及びその化合物	175	ng/	2.3	—
ダイオキシン類	179	pg-TEQ/	0.13	0.6
テトラクロロエチレン	200	μg/	0.52	200
トリクロロエチレン	211	μg/	1.3	200
ニッケル化合物	232	ng/	6.2	—
ヒ素及びその化合物	252	ng/	1.8	—
1,3-ブタジエン	268	μg/	0.33	—
バリリウム及びその化合物	294	ng/	0.053	—
ベンゼン	299	μg/	2.2	3
ホルムアルデヒド	310	μg/	3.6	—
マンガン及びその化合物	311	ng/	34	—
六価クロム化合物	69	—	—	—

資料：「平成13年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果について」（環境省）
「平成13年度ダイオキシン類に係る環境調査結果について」（環境省）

- 7 環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ定められた、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基本法第16条）をいいます。

PRTR データは事業者からの届出や国による推計に基づくもので、必ずしも実際に測定されたデータではありませんが、このようなモニタリング結果と見比べることでPRTRの排出量と環境濃度の関係を見ることができます。

ただし、モニタリング結果は、必ずしもその地域全体の環境濃度を表しているわけではなく、地域内のある地点のデータであるということに注意が必要です。

このようなモニタリング結果やその地域の風向・風速などの気象データ、建物や工場の立地状況などをあわせて考えることにより、自分の住む地域の環境中の化学物質の様子をより詳しく知ることができるようになります。

○参考情報を集める

化学物質の名前と排出量の数字が並んでいるだけのPRTRデータも、人口分布や土地の利用状況、産業構成といった情報と照らし合わせてみれば、身近な地域の環境の状況をより詳しく知るのに役立ちます。

市区町村の資料室や図書館などに行くと、その地域に関する統計資料などを集めることができます。例えば、「県政要覧」や「市統計書」には、人口や面積、人口密度、業種毎の事業者数、幹線道路の交通量など、いろいろな統計が掲載されています。

国によるPRTR集計結果の公表にあたっては、化学物質の有害性に関する情報ははじめ、集計結果を理解するうえで助けとなる関連情報もあわせて提供されています。巻末に現在利用可能な関連情報の情報源の一部を掲載してありますので、ご利用ください。また、PRTRデータを読みこなすためにも、行政や企業の窓口、図書館、インターネットなどを活用し、必要な情報を蓄えてみてはいかがでしょうか。

また、環境省のホームページ中に「化学物質データベース（物質別）」が開設されています（<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/index.html>）。このデータベースにより、例えば、ある化学物質がPRTR法対象化学物質に該当するかどうか知りたいとき、PRTR法対象化学物質の有害性や物性、用途を知りたいときなどに、それらの情報を検索することができます。

○毎年データを見ることで、年ごとの変化が分かる

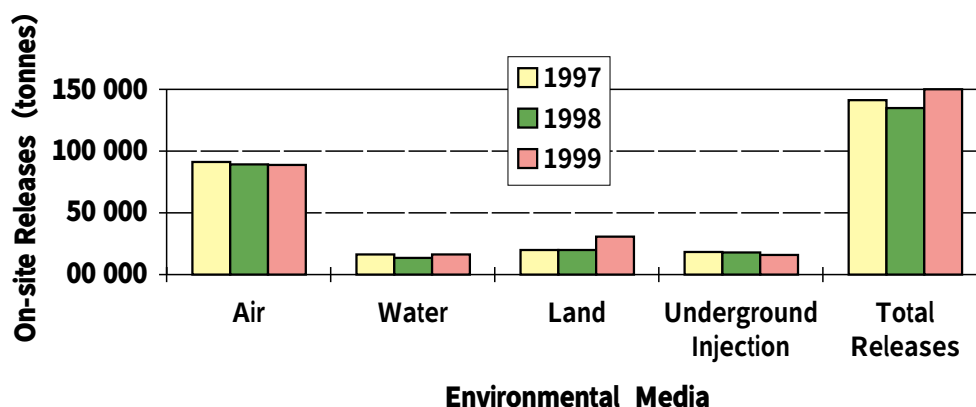
〈データの項目〉

PRTRの結果は、今後毎年公表されます。ある物質の排出量など、自分の関心のある項目に注目して、毎年そのデータを前年と比較することができます。

日本では初年度のため、まだ経年の比較はできませんが、何年にもわたって継続的にデータを見ることは、増減の傾向を知り、削減の取組の成果が上がっているかどうかを確認するのに有効です。例えば、下図はカナダのデータで、1997年から99年の3年分のデータを比較しています。

届出事業所内の排出（大気・水・土壌・地下浸透・合計）

Trends in On-site Releases (1997—1999) - (matched data)



〈留意点〉

排出量が減少した理由が、不景気や外部への業務委託などによる生産の縮小、業種の転換といった、環境リスク低減の取組とは別のものである可能性もあります。また、排出量の増加については、これまで気が付かなかった発生源を新たに把握したという場合もあります。

その他、対象物質、届出が義務づけられる事業所の要件などが、法律の改正などによって変更される場合もあります。制度開始直後や改正直後のデータは、届出を行う事業者が不慣れなこともあって記入漏れや間違いなども生じがちなことから、データの精度やデータの比較には留意が必要です。

IV. PRTR データを入手する



1. いろいろな PRTR 集計結果を見るには

- (1) 環境省・経済産業省などの国の機関
- (2) 都道府県や市町村
- (3) 企業
- (4) NGO・NPO

2. 個別事業所データを入手するには



1. いろいろな PRTR 集計結果を見るには

「Ⅲ. PRTR データを見る」では、平成 13 年度の PRTR データを主な題材に、PRTR でどのようなことが分かるのかを見てきました。

化学物質の名前と排出量の数字が並んでいるだけの PRTR データも、グラフ化したり地図化したりすることで、地域ごとの排出の特徴が明らかになったり、削減に取り組む際の優先課題が浮かび上がるなど、私たちにさまざまな情報を与えてくれます。

PRTR 法に基づき、誰でも PRTR データを入手できるようになったことで、環境省や経済産業省以外でも、例えば、各都道府県や全国各地の企業、NGO・NPO などが、それぞれデータを集計し、その結果を公表するようになってきています。異なる関心や視点に立ち、いろいろな工夫をこらして集計された結果から、私たちは多くのことを読みとることができます。

以下では、一般向けに集計結果を公表している国や都道府県、企業、NGO・NPO の一例をご紹介します。

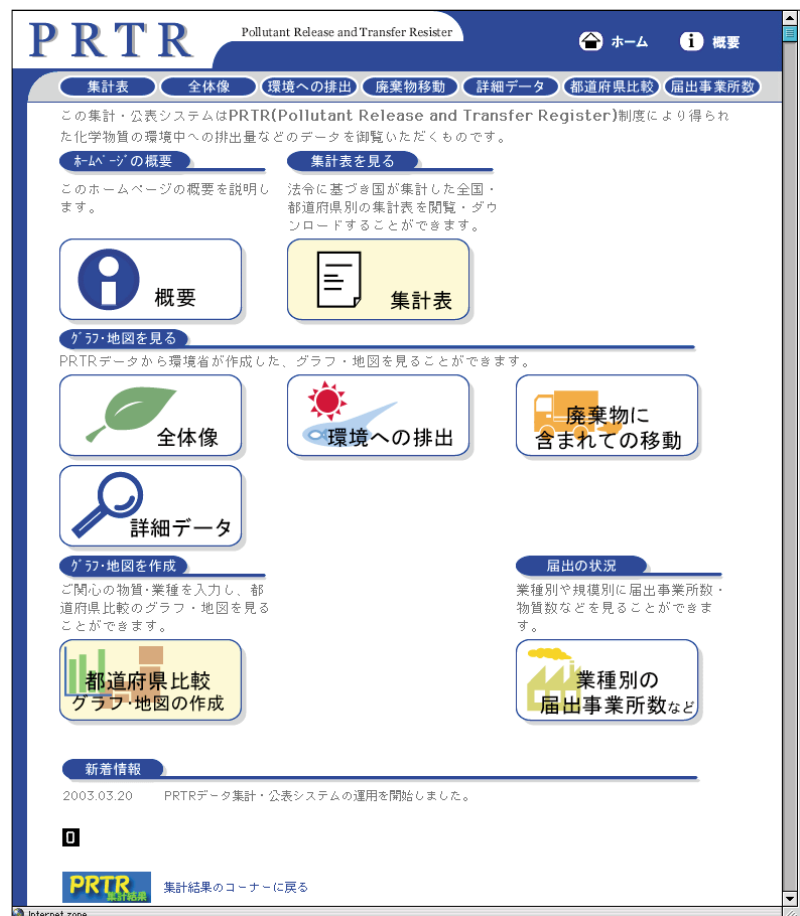
(1) 環境省・経済産業省などの国の機関

環境省(<http://www.prtr-info.jp/prtrinfo/>)と経済産業省(http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/kouhyo.html)では、インターネットや冊子などを通じて PRTR の集計結果を公表しています。

環境省の PRTR 集計・公表システムでは、集計結果を閲覧・検索したり、集計データのファイルをダウンロードしたりすることができます。

次のページから具体的な使い方の一部をご紹介します。

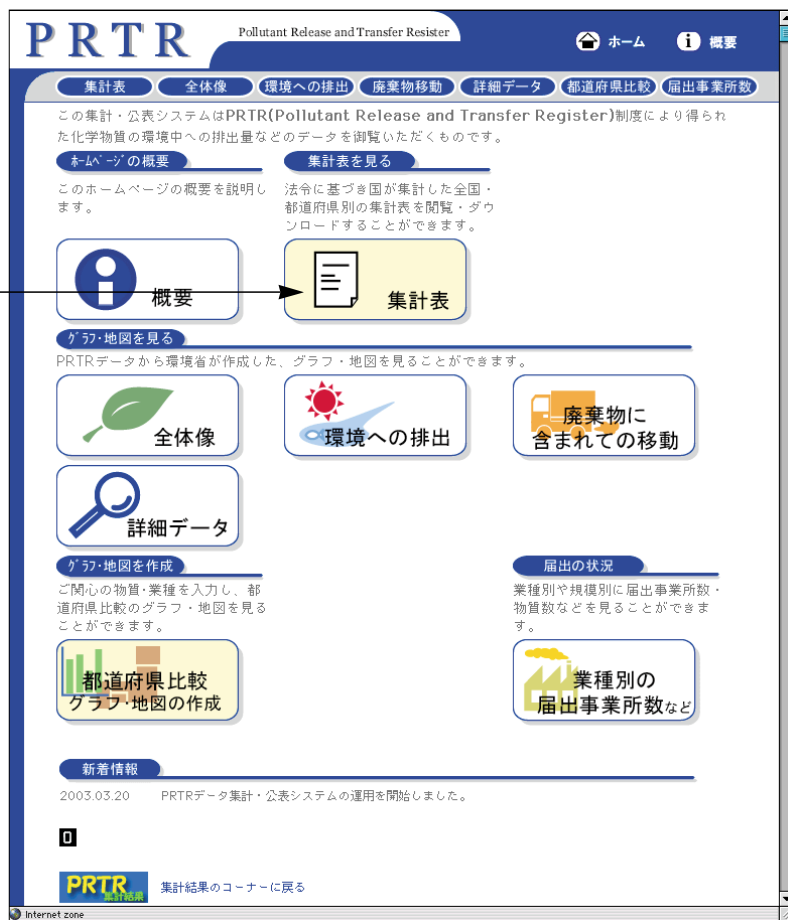
ぜひ実際にアクセスして、それぞれの関心に応じた PRTR データの集計結果を閲覧してみてください。



○集計表を見る

都道府県別に集計された集計表を閲覧又はダウンロードしてみましょう。

まず、目次の画面の「集計表」をクリックします。



すると集計表の選択画面に変わるので、

1. 集計表の種類
2. 排出年度
3. 都道府県

について、それぞれ選びます。

ここでは例として、

1. 集計表の種類は、「届出排出量・移動量の対象物質別集計」の「(1) 排出・移動先別集計」、
2. 排出年度は、「2001年度」、
3. 都道府県は、「東京都」を選びます。



必要な場合は、業種名を選択します。

集計表の種類 届出排出量・移動量の対象物質別集計
(1) 排出・移動先別集計

排出年度 2001

都道府県 東京都

業種名

- 全業種
- 金属鉱業
- 原油・天然ガス鉱業
- 食料品製造業
- 飲料・たばこ・飼料製造業
- 繊維工業

集計表を見る

データダウンロード

閉じる

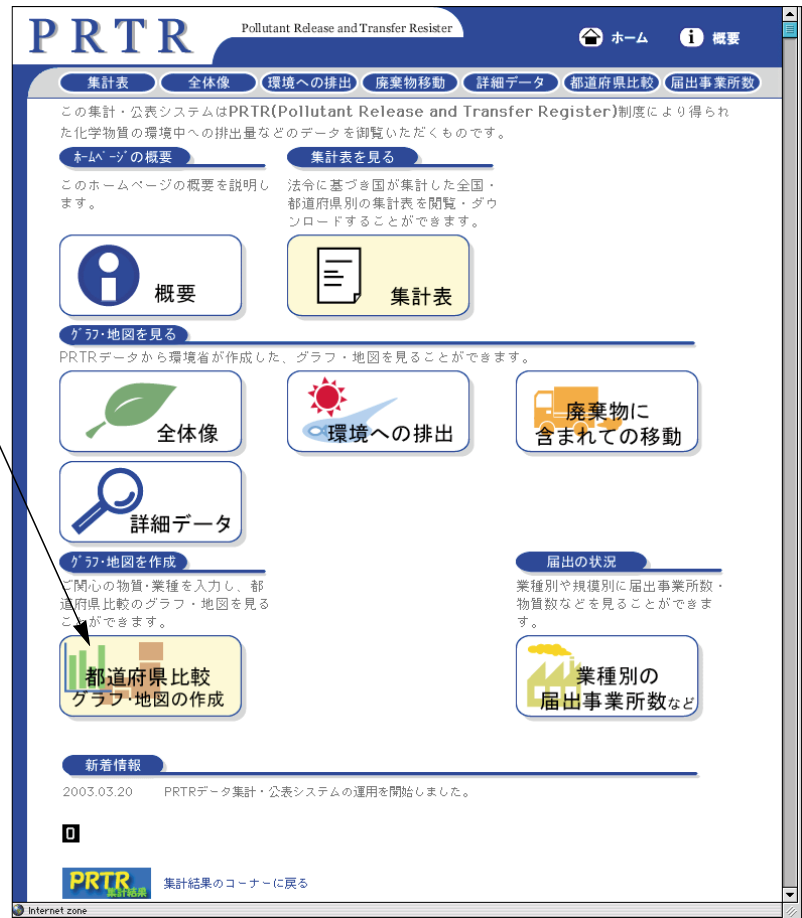
出力例①

選択した集計表が表示
されます。

[illegible]

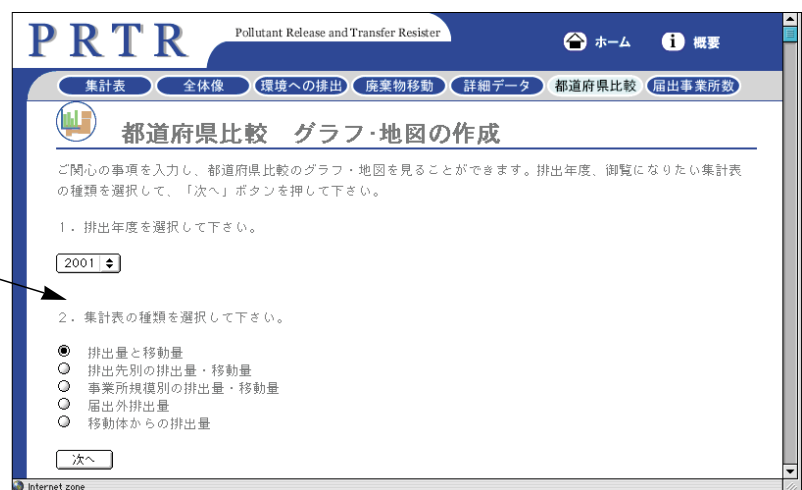
○次に、関心のある物質・業種を入力し、都道府県比較のグラフ・地図を見てみましょう。

目次の画面の「都道府県比較
グラフ・地図の作成」を選択
します。



1. 排出年度
 2. 集計表の種類
 - ・排出量と移動量
 - ・排出先別の排出量・移動量
 - ・事業所規模別の排出量・移動量
 - ・届出外排出量
 - ・移動体からの排出量
- について、それぞれ希望するものを選び、「次へ」をクリックします。

ここでは例として、
「2001年度」の「排出量と
移動量」を選択します。



「次へ」をクリックすると、今度は、業種と化学物質を選ぶ画面に変わります。

3. 業種選択
4. 化学物質
で、それぞれ希望する項目を選びます。

PTR Pollutant Release and Transfer Register

ホーム 概要

集計表 全体像 環境への排出 廃棄物移動 詳細データ 都道府県比較 届出事業所数

都道府県比較 グラフ・地図の作成

業種・化学物質を順に選択してから、見たいグラフの項目をクリックして下さい。

1. 排出年度: 2001

2. 分類: 排出量と移動量

3. 業種選択

全業種
金属鉱業
原油・天然ガス鉱業
食品製造業
飲料・たばこ・飼料製造業
繊維工業

4. 化学物質: 全物質

化学物質選択
※3で選択した業種で届出されている化学物質を検索します。
化学物質を決定後、業種を変更すると該当するデータが無い可能性があります。

戻る

Internet zone

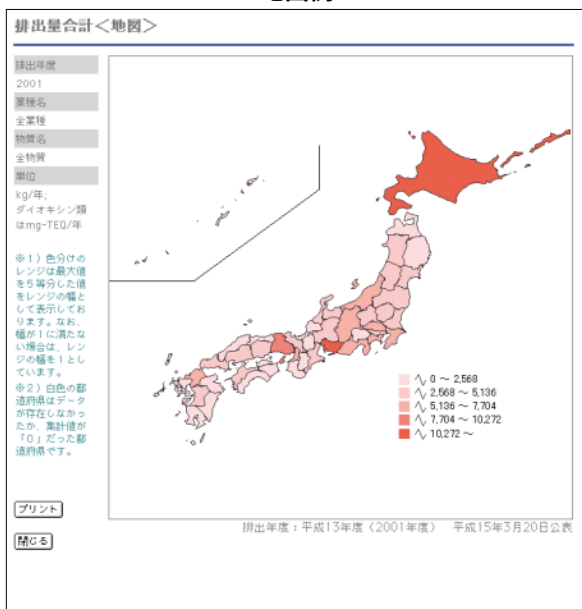
報告事業所件数 地図 / グラフ
排出件数 地図 / グラフ
移動件数 地図 / グラフ
排出量合計 地図 / グラフ
移動量合計 地図 / グラフ

最後に、以下の5項目から見たい項目を選択し、地図表示にするか、グラフ表示にするかを選びます。

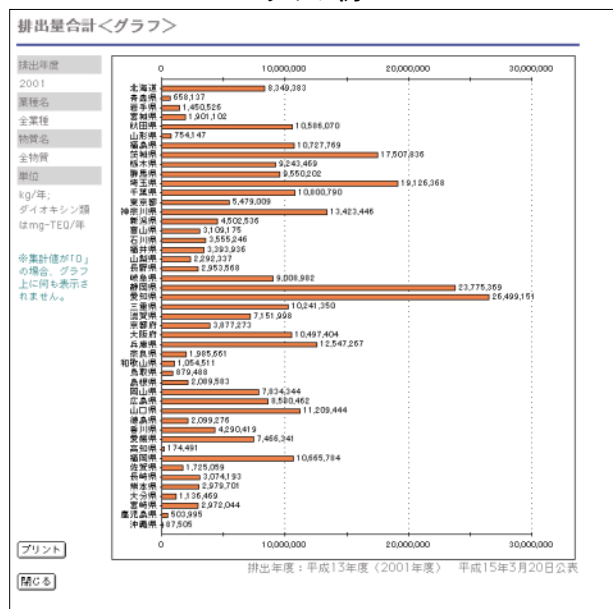
◆報告事業所件数	地図	/	グラフ
◆排出件数	地図	/	グラフ
◆移動件数	地図	/	グラフ
◆排出量合計	地図	/	グラフ
◆移動量合計	地図	/	グラフ

このような地図やグラフが表示されます。

地図例



グラフ例



(2) 都道府県や市町村

事業所から届け出られたPRTRデータはコンピュータ処理が可能な形に加工され、国から都道府県に提供されます。国による集計結果の公表の中にも一部都道府県別の集計が示されていますが、各都道府県でも、それぞれの地域のニーズに応じてデータを集計し、公表しているところがあります。

多くの都道府県や政令指定市では、インターネットのホームページやパンフレットなどを通じてPRTR制度や化学物質管理に関する情報を提供しています。一部の自治体では各都道府県・政令指定市が自ら集計したPRTR結果の公表が予定されています。

以下に示したのは、兵庫県のホームページに掲載されているPRTRの集計結果です。兵庫県では、環境省の集計・公表ページと同じような方法で、化学物質別、業種別、市町村別の集計表がダウンロードできるようになっています。

兵庫県のPRTR集計結果のページ

PRTR集計結果

■平成13年度PRTRデータ集計結果（兵庫県）：平成15年3月28日公表

- 平成13年度PRTRデータ集計結果の概要について
- パンフ：平成13年度PRTRデータ集計結果の概要（PDFファイル）
- 平成13年度PRTRデータ集計結果報告書（平成15年3月）
- 平成13年度PRTRデータ検索システム

■平成13年度PRTRデータ集計結果（経済産業省、環境省）：平成15年3月20日公表

- 平成13年度PRTRデータの概要について - 化学物質の排出量・移動量の集計結果の概要 -
- 平成13年度PRTRデータ集計公表資料
- PRTR開示請求手続きについて（案内）

■経済産業省／環境省が実施したパイロット事業の結果

平成14年6月11日	・平成13年度報告書
平成13年8月22日	・平成12年度報告書
平成12年8月25日	・平成11年度報告書

年度選択
2001

化学物質の選択
a 全物質
1 重鉛の水溶性化合物
2 アクリルアミド
3 アクリル酸
4 アクリル酸エチル

業種選択
a 全業種
0500 金属鉱業
0700 原油・天然ガス鉱業
1200 食料品製造業
1300 飲料・飼料・たばこ製造業

市町村選択
a 全市町
28100 神戸市
28201 姫路市
28202 尼崎市
28203 明石市

集計表の種類
☐ 排出先別の排出量・移動量
☐ 事業所規模別の排出量・移動量
ダウンロード

(3) 企業

全国や地域の集計データだけでなく、自分が住む地域の工場の排出データに関心を持つ人は少なくありません。PRTR法に基づいて届け出られた事業所のデータは、国に請求すれば誰でも入手することができます。

最近では、自社のPRTRデータを環境報告書やホームページなどに掲載して、自主的に公表する企業も増えています¹。また、地域住民に対する説明会などを開催する企業も出てきていますので、せっかくの機会ですから参加してみたいと思います。

例) ホームページ上で公表されている企業のPRTRの結果

・対象物質は、PRTR法に規定されている第1種指定化学物質で年間取扱量1トン以上のものです。

○事業所（単位：トン）

政令番号	物質名	取扱量	排出量	製品 出荷量	移動量
16	2-アミノエタノール	5.1	0.0	4.6	0.5
19	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール	1.0	0.0	1.0	0.0
40	エチルベンゼン	1.7	1.7	0.0	0.0
63	キシレン	8.4	6.7	0.0	1.7
124	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	1.4	0.0	1.4	0.0
145	ジクロロメタン	4.2	0.1	0.0	4.1
227	トルエン	9.4	7.5	0.0	1.9
283	フッ化水素アンモニウム	1.6	0.0	1.6	0.0

注記：
政令番号124、物質名2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタンは、別名フロンHCF123。

○事業所（単位：トン）

政令番号	物質名	取扱量	排出量	製品 出荷量	移動量
63	キシレン	10.0	8.2	0.0	0.5
227	トルエン	9.7	7.7	0.0	0.4

○事業所（単位：トン）

政令番号	物質名	取扱量	排出量	製品 出荷量	移動量
------	-----	-----	-----	-----------	-----

Internet zone

環境報告書やホームページ上で公表されるPRTRデータは、自社で排出した物質の名称と量といった基本的な情報のほか、取扱量や製品としての出荷量、年ごとの推移などが示されています。独自の有害性ランクや削減目標などを掲載している企業もあります。

関心のある企業のデータだけでなく、いくつかの企業の公表内容を比較してみて、情報不足の企業に対しては「もっとこういう情報を出して欲しい」と働きかけるのも、市民の大切な役割のひとつです。

1 化学物質の排出量・移動量をインターネット上で公表している企業については、(社)環境情報科学センターのホームページ (<http://www.ceis.or.jp/prtr/katsuyou/kigyo.html>) にリストがあります。

(4) NGO・NPO

化学物質問題に関心を持つ NGO や NPO のなかには、開示請求により入手した PRTR データを基に独自の集計を行い、一般市民に向けた情報提供に取り組む団体があります。

○有害化学物質削減ネットワーク (Toxic Watch Network ; T ウォッチ)

<http://www.toxwatch.net/>

PRTR 関連情報をインターネットで提供することを目的に 2002 年 4 月に設立されたネットワーク組織で、国から開示された PRTR 届出データなどを検索する「PRTR データベース検索」などを提供しています。

○エコケミストリー研究会

<http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecochemi/>

PRTR・MSDS 対象物質の毒性・物性情報などを提供しています。また、公表されたデータを基に、排出量、移動量を都道府県面積で割った「排出密度」「廃棄物発生密度」や、排出密度と各毒性ランク別の係数をかけて重み付けし、全化学物質について合計した「排出リスクスコア」などの提供が計画されています。

○海外の NGO による情報提供の例

日本以外の国々でも PRTR 制度の導入が進んでおり、海外では多くの NGO が一般市民に向けた情報提供を行っています。

情報は主にインターネットを通じて誰でも利用できるようになっており、

- ・化学物質名、地図、地名、郵便番号などによるデータの検索が可能
- ・ NGO 独自の調査や見解に基づき、物質の有害性や地域の汚染度などをランク付け
- ・個別事業所のデータも企業名や住所などで検索、閲覧可能

といった特長を持っています。

例として米国の代表的なサイトをご紹介します。

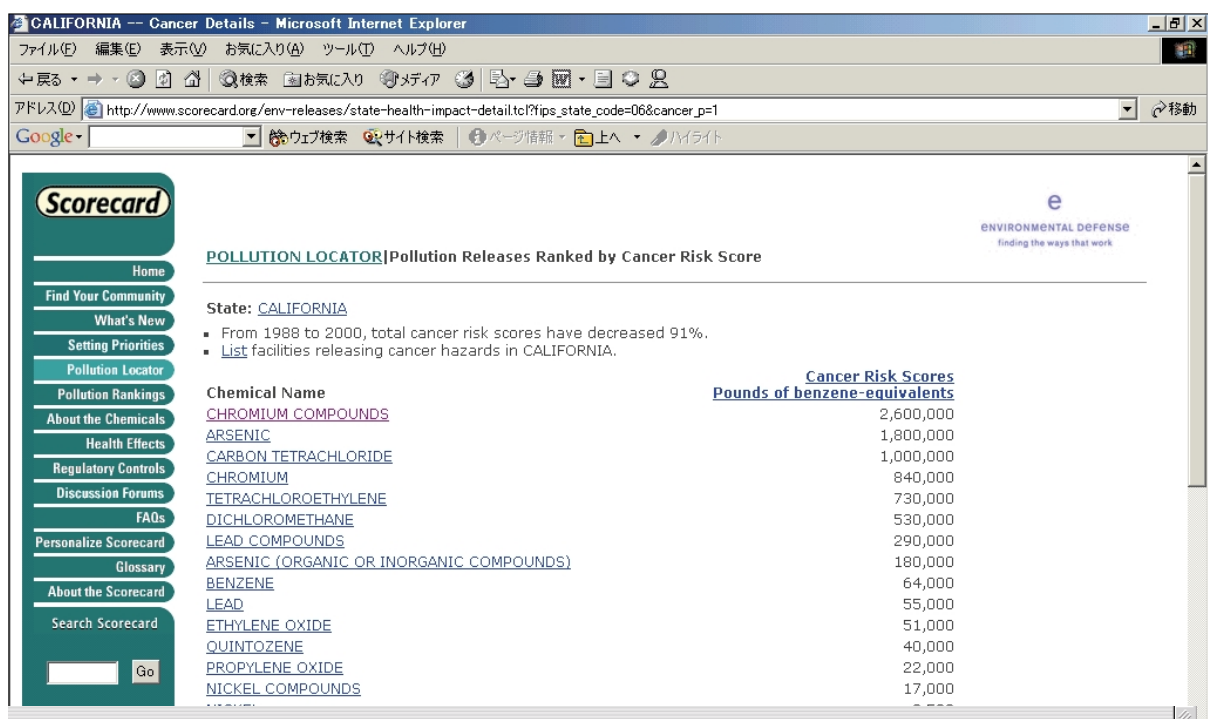
米国の PRTR 制度は、有害化学物質排出目録 (Toxic Release Inventory ; TRI) といい、1986 年から実施されています。

○「スコアカード」(<http://www.scorecard.org>)

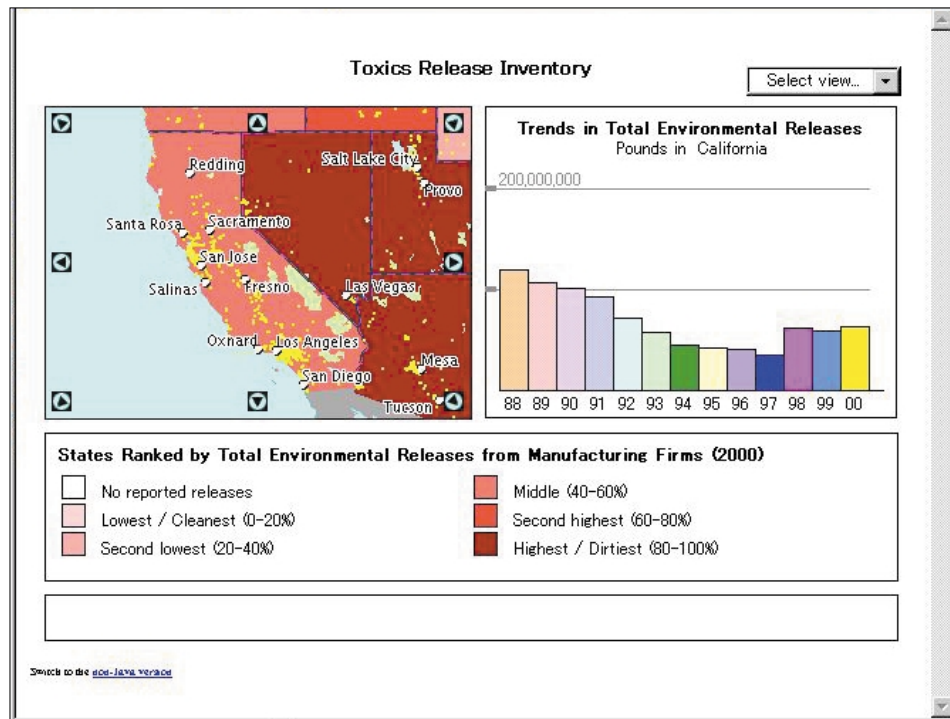
米国の環境 NGO「環境防衛」(Environmental Defense ; ED) が運営しているもので、TRI のデータをもとに、独自にさまざまな順位づけを行っています。



地域を選択すると、健康影響の大きい順に並べ替えられた TRI のデータなどが見られます。



地域の情報を地図とグラフで表示しています。全排出量の地域分布とある地域の経年変化が示されています。



このほか、

○ 「TRI Search」 (<http://d1.rtknet.org/tri/>)

米国のNGO「知る権利ネットワーク」(The Right-To-Know Network ; RTK) による TRI データ公表・利用のページ

○ 「FACTORY WATCH」 (http://www.foe.co.uk/campaigns/industry_and_pollution/factorywatch/)

英国の環境NGO「地球の友・イギリス」(Friends of the earth) のページなどがよく知られています。機会があれば、ぜひ一度アクセスしてみてください。

TRI Search

Geographic Area

Submit Query Clear Query

Zip code:

City:

County:

State:

Year:

Level of Detail:

Database type:

Sort Order:

Output Type:

米国 TRI Search のページ

Friends of the Earth

FACTORY WATCH

Find polluters near you

Type your postcode and press Go

Go

Show polluters: ☒ as a list (quicker) ☐ on a map (nicer)

Help end factory pollution

Get more information

- The worst factories exposed
- Pollution and poverty
- In-depth information
- Related links

Disclaimer:
Whilst the data held on this site is the best available (and the original data has been provided by companies to the Environment Agency), you should be aware that uncertainties and errors may be present. Friends of the Earth cannot accept responsibility for the consequences of any use of the data.

Copyright © Friends of the Earth | Contact Us | Support Friends of the Earth

英国 FACTORY WATCH のページ



2. 個別事業所データを手にするには

国による集計結果の公表日以後であれば、誰でも個別の事業所が届け出た排出量等のデータについて、国に対して開示請求をすることができます。請求先は、環境省、経済産業省及び事業者が営む業を所管する省庁です。

(1) PRTR 開示窓口

環境省、経済産業省と他の事業所管省庁（防衛庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）に開示請求を受け付ける PRTR 開示窓口が設置されています。

環境省及び経済産業省の窓口では、全国すべての事業者からの届出について開示請求を受け付けるほか、開示にあたっての事前照会や開示手続全般の問い合わせにも対応しています。

それ以外の事業所管省庁では、その省庁が所管している事業者からの届出分について、開示請求を受け付けています。

各省庁に設置されている PRTR 開示窓口は、以下の通りです。なお、各省庁とも、郵送による開示請求も受け付けています。

各省庁の PRTR 開示窓口

省 庁 名	問い合わせ部署	電話／FAX／E-mail
環境省	環境保健部環境安全課	電話 03-3581-3351（内線 6356） FAX 03-3580-3596 E-mail prtr@env.go.jp
経済産業省	製造産業局化学物質管理課	電話 03-3501-1511（内線 3694、3695） FAX 03-3580-6347 E-mail qqhbbf@meti.go.jp
防衛庁	長官官房施設課環境対策室	電話 03-3268-3111（内線 20902） FAX 03-5229-2138
財務省	理財局総務課たばこ塩事業室	電話 03-3581-4111（内線 2259）
文部科学省	研究開発局海洋地球課	電話 03-5253-4142 FAX 03-5253-4147
厚生労働省	医薬局審査管理課化学物質安全対策室	電話 03-3595-2298 FAX 03-3593-8913 E-mail PRTRkaiji@mhlw.go.jp
農林水産省	生産局生産資材課農業対策室	電話 03-3502-8111（内線 3783） FAX 03-3502-5302
国土交通省	総合政策局環境・海洋課	電話 03-5253-8111（内線 24-334） FAX 03-5253-1549

(2) 開示される情報

開示を希望する場合は、事業所の名称や所在地など、希望する事業所を特定するのに必要な事項を明らかにしてデータの開示を請求します。また、特定の事業所に限定せず、ある年度に届出のあったすべての事業所のデータを請求することもできます。開示されるデータは、用紙による交付か電子媒体（フロッピーディスク又はCD-R）による交付のうち、いずれかの方法を選択することができます。

請求があれば、国は、事業者から届出のあった情報のうち、担当者の氏名等を除き、請求のあったすべての情報を開示します。

年度の全データを開示	光ディスク（CD-R）による交付
事業所を検索して開示	紙による交付（1事業所につきおよそ1枚）
	フロッピーディスク（FD）による交付
	光ディスク（CD-R）による交付

以下に示したのは、交付される情報のイメージです。また、電子媒体により交付される事業所のデータの電子ファイルは、CSV方式で提供され、データベースソフトや表計算ソフトの多くで読み書きができ、開示請求者が独自に表を作成したり、集計・分析等を行うことが可能です。

（注）CSV方式：項目の間をカンマで区切ったテキスト形式のファイル

○開示される情報のイメージ（用紙による交付の場合）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第11条の規定に基づき開示されるファイル記録事項

排出年度：平成 年度 開示請求日：平成 年 月 日 整理番号：P0000000-00000-00

1/****ページ

届出先：経済産業大臣（□□□県知事）									
届出者	住所	〒000-0000 □□□県□□□市×××							
	氏名	〇〇〇株式会社 代表取締役 △△△△△							
事業所	事業者の名称	〇〇〇株式会社							
	事業者の名称（前回）								
	事業所の名称	〇〇〇株式会社 □□□□工場							
	事業所の名称（前回）								
	所在地	〒000-0000 □□□県□□□市×××							
		事業所において常時使用される従業員の数：		200人		別紙枚数（物質数）：		5枚（物質）	
業種	区分	業種コード	業種名						
	主たるもの	5930	燃料小売業						
	従たるもの	5220	自動車卸売業						
		8620	商品検査業						
別紙番号	第一種指定化学物質名称	排出量		事業所内			移動量		
	政令番号	大気	公共用水域	事業所内土壌	事業所内埋立処分	場所	下水道	事業所外	
		排出先名称							
1	24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）	3600000	0		0.004	1800	1 2	920 640000
2	179	ダイオキシン類	0.0006 7	0		0.004	0.00000 31	2	0.0000056 0.000000077

注）別紙部分で、排出量・移動量の単位は「kg」、ただしダイオキシン類（号番号179）は「mg-TEQ」。また、埋立処分の場所は、1：安定型、2：管理型、3：遮断型を示す。

○開示される情報のイメージ（電子媒体によって交付されたデータを表計算ソフトで開いた場合）

```

"E0207000-00040-00","3","トルエン","227","1","54","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00040-00","4","ベンゼン","299","1","9.8","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00041-00","1","エチルベンゼン","40","1","2.0","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00041-00","2","キシレン","63","1","8.5","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00041-00","3","トルエン","227","1","52","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00041-00","4","ベンゼン","299","1","9.6","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00042-00","1","エチルベンゼン","40","1","1.2","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00042-00","2","キシレン","63","1","5.2","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00042-00","3","トルエン","227","1","33","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00042-00","4","ベンゼン","299","1","5.8","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00043-00","1","エチルベンゼン","40","1","1.6","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00043-00","2","キシレン","63","1","6.7","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00043-00","3","トルエン","227","1","41","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00043-00","4","ベンゼン","299","1","7.6","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00044-00","1","エチルベンゼン","40","1","3.3","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00044-00","2","キシレン","63","1","14","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00044-00","3","トルエン","227","1","85","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00044-00","4","ベンゼン","299","1","16","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00045-00","1","エチルベンゼン","40","1","3.1","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00045-00","2","キシレン","63","1","14","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00045-00","3","トルエン","227","1","85","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00045-00","4","ベンゼン","299","1","15","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00046-00","1","エチルベンゼン","40","1","1.4","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"

```

（３）請求方法

①年度の全データを環境省に開示請求する場合（CD-R）

「ファイル記載事項開示請求書」（67 ページ参照）に

- ①開示請求をする者の氏名又は名称
- ②①の住所又は居所並びに法人その他の団体の場合は、代表者の氏名
- ③対象年度
- ④すべてのファイル記録事項を請求すること

を記載し、環境省のPRTR 開示窓口に提出するか、郵送します。

〈環境省 PRTR 開示窓口〉

環境省環境保健部環境安全課（中央合同庁舎 5 号館 25 階 国会議事堂側）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL. 03-3581-3351（内線 6356） FAX. 03-3580-3596

このとき「ファイル記載事項開示請求書」に所定の手数料（66 ページ参照、平成 13 年度分全部の場合は CD-R1 枚で 1,090 円）に相当する収入印紙を貼付して下さい。郵送の場合は、返信用封筒（平成 13 年度分は 140 円分の切手を貼付して下さい）も同封して下さい。

「ファイル記載事項開示請求書」は、61 ページに掲載した開示窓口でも入手できます。また、環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/8/8index.html>）でもダウンロードできます。

②一部の事業所のデータを環境省に開示請求する場合

開示請求書を提出する前に、あらかじめ入手しようとする情報の特定が必要になります。以下の方法で「事前照会」をして下さい。

〈事前紹介の方法〉

FAX、E-mail又は電話による方法から選択し、事前紹介に必要な事項を環境省PRTR開示窓口までお問い合わせ下さい。

※FAXの場合は、「開示請求事前紹介書」（69ページ参照）をご利用いただくと便利です。また、E-mailの場合は、必要事項をメールの本文に記載して送信して下さい。メールの件名は「PRTR開示請求事前紹介」として下さい。

※お電話によるご相談も承りますが、大変混雑することが予想されますので、FAX又はE-mailにてご照会願います。

※事前照会は、経済産業省PRTR窓口でも受け付けています。

照会を受けたPRTR開示窓口からは、開示対象を特定するために必要な情報を提供します。この回答をもとに開示請求を行って下さい。

〈事前照会及び環境省PRTR開示窓口からの回答〉

開示を希望する人から
環境省へ

「事前照会」として以下の事項をお知らせ下さい。

〈事前照会の内容〉

①開示対象の特定方法

→事業所（名称及び所在地）を指定又は地域（都道府県・市区町村）。業種、化学物質名その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象を特定

②希望する開示媒体の種類

→用紙（A4）、フロッピーディスク（FD）又は光ディスク（CD-R）

③媒体の入手方法

→郵送又はPRTR開示窓口への来訪

環境省から
開示を希望する人へ

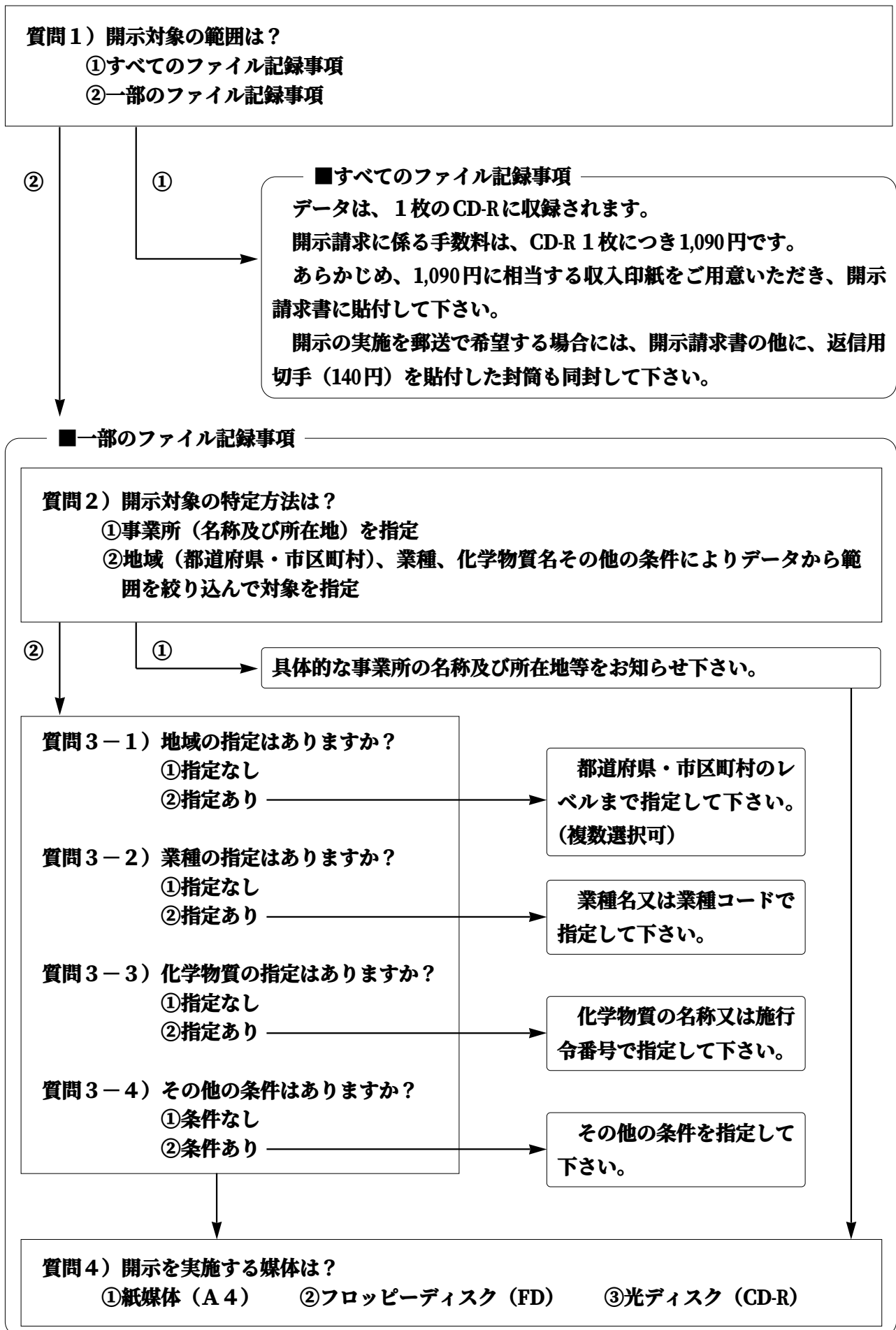
環境省PRTR開示窓口から、以下の事項を回答します

①開示請求しようとする情報の存否（届出が行なわれている事業者か否か）

②開示の実施に係る手数料の額

③郵送による開示実施の場合の郵送料の額

〈事前紹介の流れ〉



(4) 情報開示請求の手数料

開示請求には、以下の手数料（収入印紙）²が必要です。このほか、郵送による手続を希望する場合は、必要な額の郵便切手を添付した封筒が必要です。

事業所を検索して開示	用紙による交付	A4の用紙1枚*につき20円
	フロッピーディスク（FD）による交付	FD 1枚につき80円 及びデータ0.5メガバイト**までごとに260円
	光ディスク（CD-R）による交付	CD-R 1枚につき200円 及びデータ0.5メガバイト**までごとに260円
年度の全データを開示	光ディスク（CD-R）による交付	CD-R 1枚につき200円 及びデータ200メガバイトまでごとに890円***

*用紙の枚数は開示請求のあった事業所の数、当該事業所からの届出物質数などにより異なります。1事業所当たりの平均届出物質数を考慮すると、多くの場合、1事業所1枚になると予想されます。

**データ量は開示請求のあった事業所の数、当該事業所からの届出物質数などにより異なります。1事業所当たりの平均のデータ量（1.2キロバイト）を考慮すると、1枚のFDに平均で約1千事業所まで、CD-Rには約48万事業所までのデータが収録可能です。

***データ量は開示請求のあった年度の届出事業所の総数、届出物質数などにより異なります。平成13年度の場合、1枚のCD-Rに全事業所のデータを収録可能です。

→ 平成13年度の全国・全事業所のデータで 1,090円 となります。

2 収入印紙は郵便局などで購入できます。印紙には、10、20、30、40、50、60、80、100、120、200、300、400、500、600、1000、2000円他の額面のものがあります。

ファイル記録事項開示請求書

平成 年 月 日

環境大臣 殿

請求者

住所 〒 —

氏名

※法人その他の団体にあっては、その所在地・名称及び代表者の氏名を記載。

問い合わせ先（電話番号） ※郵送で開示を請求をする場合のみ記載。
（郵送先は、上記住所あてとなります。）

— — （内線 ）

（担当者の氏名 ）

※法人その他の団体にあっては、担当者の氏名も記載。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 10 条
第 1 項に基づき、次のとおりファイル記録事項の開示を請求します。

開示を請求 するファイ ル記録事項 の対象年度 (排出年度)	平成 13 年度に第一種指定化学物質等取扱事業者が把握した情報
開示を請求 する情報	※以下の <u>いずれかの</u> □にレ点を付してください。 ☐ すべてのファイル記録事項 ☐ ファイル記録事項の一部 (→裏面にも御記入ください。)
希望する開 示実施方法	※以下の <u>いずれかの</u> □にレ点を付してください。上記で「すべてのファイル記録事項」を 選択された場合、この欄への記載は不要です。（光ディスクでの開示となります。） ☐ 用紙（A4）への出力 ☐ フレキシブルディスク（FD） ☐ 光ディスク（CD-R）

※以下の欄には記入しないで下さい。

（受付印）

（収入印紙貼付欄）

用紙・FD・CD-R 枚／ MB
（料金） 円

(裏面)

※開示を請求する情報で、「ファイル記録事項の一部」を選択した場合は、必ず以下を御記入ください。

※以下のいずれかの□にレ点を付し、必要事項を記入してください。

欄がたりない場合は、備考欄を活用してください。

☐ 特定の事業所の情報

※事業所の名称及び所在地を記入してください。

☐ 一定の条件を満たす事業所の情報

※以下、①～④の空欄に検索条件を記載してください。
(複数選択可)

※以下①～④のすべての条件を満たす事業所について、開示を求めます。

①都道府県・ 市区町村名	に所在する事業所であること
②業種名 又は 業種コード	に属する事業を営む事業所であること
③化学物質名称 及び 施行令号番号	の届出をした事業所であること
④その他	

備考

〈記入にあたっての注意事項〉

1. 開示を求める事業所が特定されている場合には、「特定の事業所の情報」に、検索項目(①～④)により事業所を絞り込んで特定する場合は「一定の条件を満たす事業所の情報」に、該当するいずれか一方を選択して、記載してください。
 2. 特定の事業所の情報(事業所の名称及び所在地)の欄には、事業者が特定できるよう、事業所の正式な名称並びに所在する都道府県及び市区町村名を記載してください。
 3. 一定の条件を満たす事業所の情報①～④には、それぞれ複数の事項を記載することができます。
 4. 一定の条件を満たす事業所の情報「④その他」の欄には、①～③以外の条件を記載することができます。
(可能な限り具体的に記載してください。)
- ただし、ファイル記録事項にある項目以外の項目で検索することはできません。

本照会書は、請求者がファイル記録事項の一部について開示を求める場合、事前に請求内容を確認することで、開示手続きを円滑に進めるために提出していただくものです。

照会日： 年 月 日

照会者氏名：

回答方法： 回答は、電話・FAX・E-mail で求めます。（いずれかに○印）

連絡先：（電話番号は必ず、FAX番号又はE-mailアドレスも合わせて記載して下さい。）

TEL () /

開示を求める事務所の抽出方法
（いずれか一つに、○印を付して下さい。）

1. 特定の事業所名で抽出する（→ ①に記入して下さい。）
2. 地域、業種、化学物質等により範囲を絞り込んで抽出する
（→ ②に記入して下さい。）

①事業所名を指定（事業所名及び所在地を正確に記載して下さい。複数事業所の記載可。）

②絞り込んで抽出（なし又はありに○印を付し、ありの場合は（ ）にその内容を具体的に記載して下さい。）

1. 都道府県・市区町村の指定はありますか？

指定なし 指定あり

2. 業種の指定はありますか？

指定なし 指定あり

3. 化学物質の指定はありますか？

指定なし 指定あり

4. その他の絞り込み条件はありますか？

条件なし 条件あり

希望する開示実施手段

（いずれか一つに、○印を付して下さい。）

1. 紙（A4）
2. フレキシブルディスク（FD）
3. CD-R

環境省からの回答

（以下、記入不要）

回答日： 年 月 日

1. 指定する条件に該当する事業所からの届出はありません。

2. 指定する条件に該当する事業所からの届出データは存在します。

・開示を希望する場合には、開示請求書に記入し開示手数料等を添えて提出してください。

・開示手数料は、_____円です。なお、郵送等により請求する場合は、開示手数料に相当する収入印紙を開示請求書に貼付し、また返信用切手 _____円分を同封してください。

通信欄

V．化学物質による環境汚染を減らすために



- 1．市民・企業・行政それぞれの役割
- 2．PRTR データを活かす



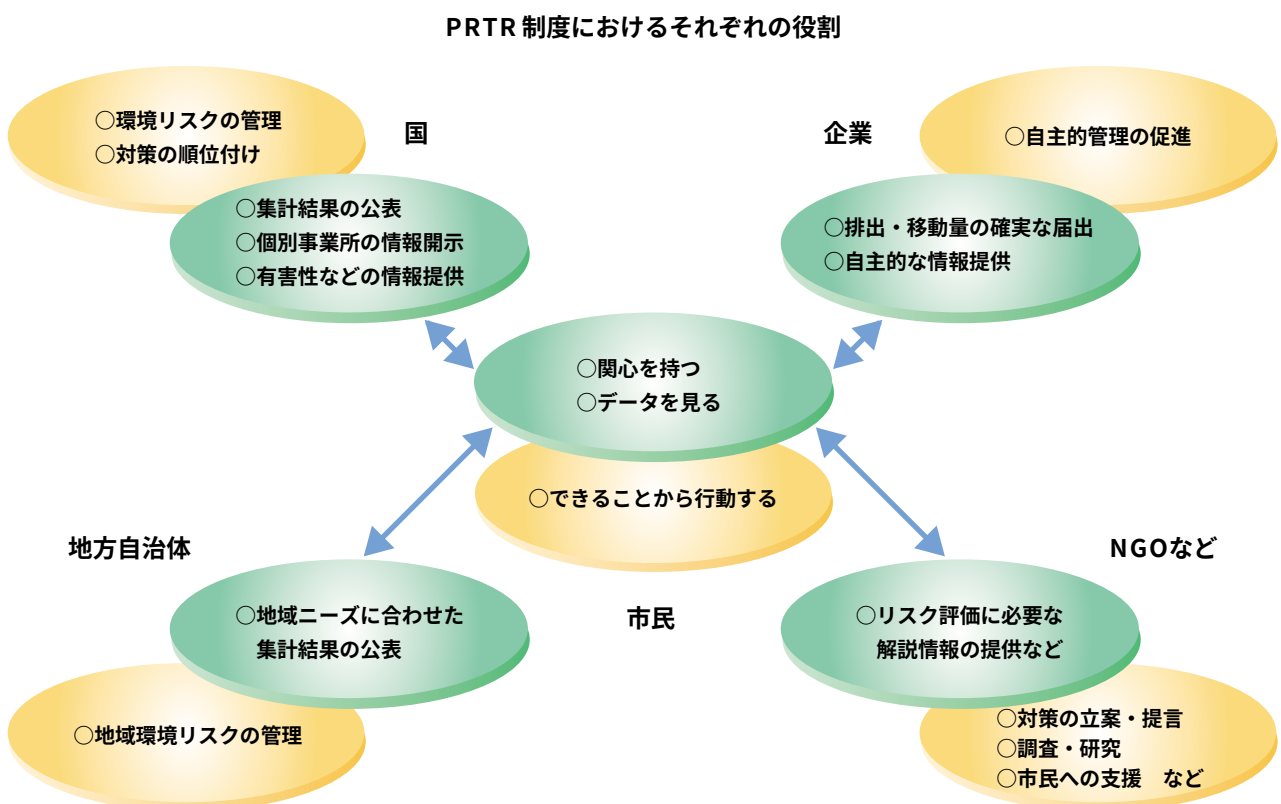
1. 市民・企業・行政それぞれの役割

PRTR制度によって、どんな化学物質がどれだけ排出されているのかという情報を誰もが入手できるようになります。PRTR制度は、個々の物質を規制するのではなく、化学物質の排出に関する情報を公表することにより、地域全体で化学物質による環境汚染を削減していくことを目指した仕組みです。これまで主に行政と企業の間で対策が進められてきた個別物質ごとの規制とは異なり、市民にも環境汚染を減らす取組に積極的に参加することができるようになります。

PRTR制度は、簡単に言えば「化学物質の排出、移動量に関する情報を集計し、公表する」というだけのきわめて単純な制度です。この制度では、国や地方自治体などの行政と企業、そして市民やNGOが、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

例えば、集計を公表したり、個別の事業所の情報を開示したりするのは国の役割です。企業は確実に届出を行うことに加え、自主的に情報提供を行うといった役割を担っています。市民は、まず身の回りの化学物質に少しでも関心を持ち、公表されたデータを見ることが期待されます。

また、市民や企業、行政は、PRTR制度によって明らかになった排出量や移動量の情報を利用して、それぞれの立場で化学物質による汚染を減らすための取組を進めていくことになります。行政は、どの物質から優先的に対策を行うか判断しながら国や地域の環境リスクを管理し、企業も、自主的に目標を設定して物質の削減を図ります。市民には、企業や行政の取組に目を配りながら、自らも毎日の暮らしを見直すなど、できることから行動を起こすことが求められています。

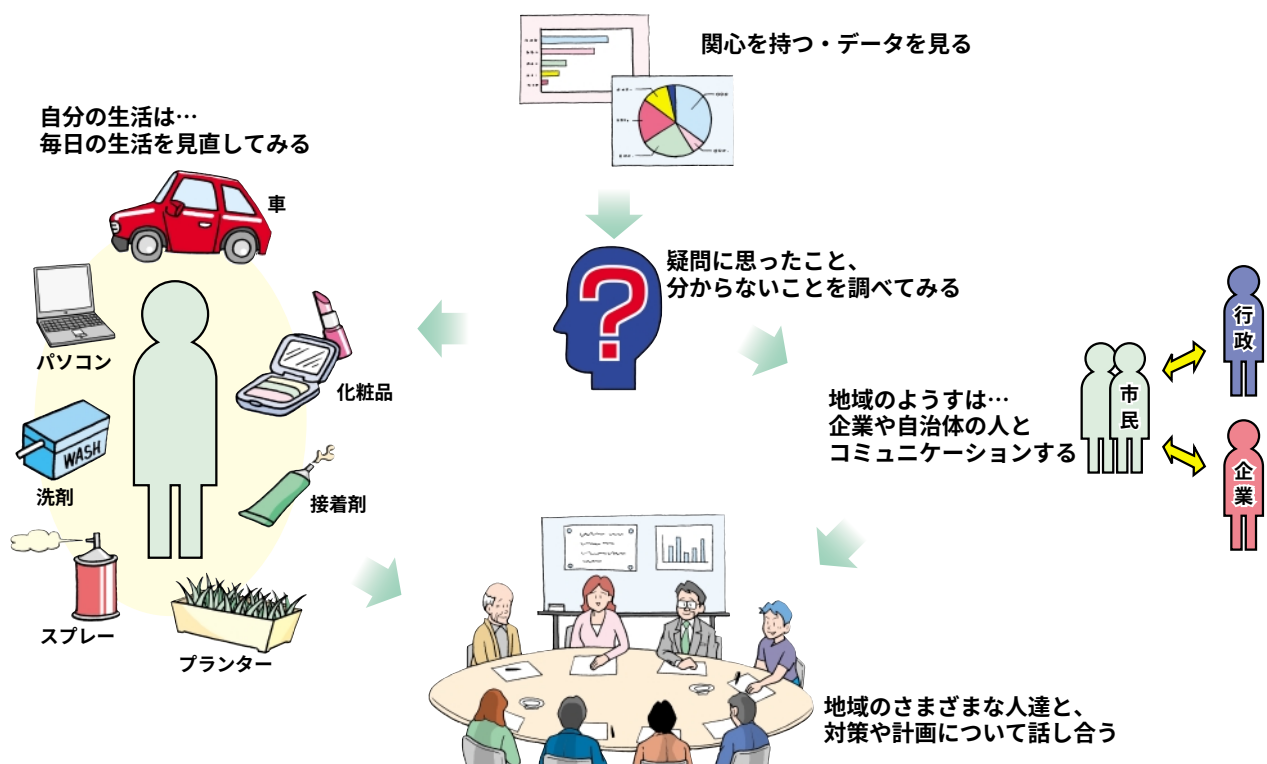




2. PRTR データを活かす

PRTR 制度で情報が公表されるようになって、私たちが関心を持ってそれを見なければ制度を活かすことができません。毎年一人でも多くの市民が PRTR データに目を通し、それをきっかけに自らの暮らしを見直したり、企業や行政とコミュニケーションを図ることが、社会全体で化学物質による環境汚染を減らしていく取組につながります。

一人ひとりの興味や関心に応じて、私たちは次のようなステップで PRTR データを役立てることができます。



(1) 関心を持つ・データを見る

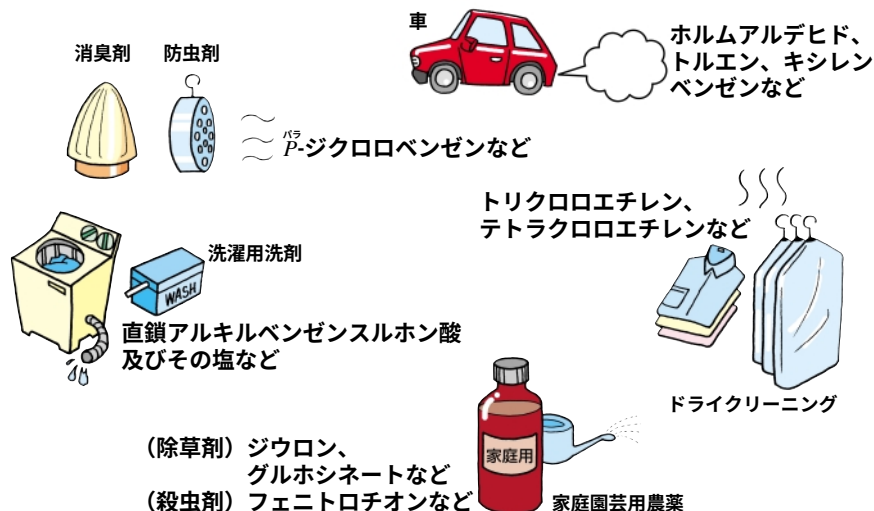
新聞やテレビのニュース、自治体の広報紙、企業や自治体の説明会など、PRTR の結果を目にする機会は少なくありません。まず、データを見ることから始めてみましょう。データのすべてを理解する必要はありません。実際にデータに触れて「難しい」「分からない」といった感想を持つだけでも十分です。

(2) 疑問に思ったこと、分からないことを調べてみる

インターネットや図書館などを利用して自分で調べるだけでなく、同じような関心を持つ人たちと一緒に勉強会を開催する、企業や自治体の説明会などに参加し質問してみるといった方法があります。

(3) 毎日の暮らしを見直してみる

PRTR制度では、家庭や自動車などから排出される化学物質の量も推計され、公表¹されます。例えば、ベンゼンは自動車の排ガスやガソリンなどに含まれますし、^{パラ}*p*-ジクロロベンゼンは家庭で使われる衣類防虫剤の主成分です。このように私たち自身の暮らしから排出される化学物質も少なくありません。



一人ひとりの暮らしのなかの小さな行動が積み重なり、地域全体としては大量の化学物質の排出につながっていることをほんの少しだけ意識して、できることから始めてみてはどうでしょう。

「便利だから」とあれこれ購入したり、表示された使用量よりつい多めに使ったり。

歩ける距離でも、電車やバスが利用できる時でも、やっぱり自動車で出かけたり。

○必要なものを必要な分だけ

化学物質をまったく利用せずに日常生活を送ることはできませんが、毎日の暮らしのなかで化学物質の使用や排出を減らす機会も意外と多いものです。まずは必要以上に買ったり、使ったりしないよう心がけてみて下さい。

「分別するのは面倒」「少しくらいなら、このまま捨てても大丈夫」

○捨てる時にはルールを守って

さまざまな化学物質を不注意に環境中に排出することのないよう、使った後は表示された方法に従って廃棄しましょう。

「商品なんてどれも同じ」「とにかく価格さえ安ければ」

○環境への負荷が少ない商品を選ぶ

どんな物質が使用されているのかが表示を見て確認したり、リサイクル可能な商品を選ぶなど、商品を買う段階で今よりも少しでも環境への影響を気にかけてみて下さい。消費者のこうした行動は、企業をより環境に配慮する方向へと変えていくことにもつながります。

¹ 34、40ページ参照。

具体的に何をすればいいのかわからない時は、NGO・NPO²や専門家によるアドバイスやサポートを受けることもできます。

化学物質アドバイザー制度の利用

環境省では、皆さんの化学物質に関する疑問に答えたり、情報を提供したりする「化学物質アドバイザー」を、地域の市民グループや企業、行政などを対象に派遣する事業を試行中です。

化学物質アドバイザーは、化学物質や化学物質による環境リスクに関する専門知識や、中立的な立場で的確に説明する能力などを有する人材として、一定の審査及び研修を経て登録された方々です。現在18名の方が登録されていますが、これらの方々は大学で化学を専攻された約450名の申込者の中から、筆記試験や研修後の面接を経て選抜されました。化学物質アドバイザーの派遣を希望される場合は、以下の要領でお申し込み下さい。

①知りたいこと、依頼したいことは何ですか？

申し込む前に、ある化学物質について知りたい、PRTRという制度のことが知りたい、勉強会の講師をしてほしいなど、化学物質アドバイザーに何を依頼したいのかまとめて下さい。なお、化学物質アドバイザーは、トラブルや利害の調整には一切関与しませんのでご了承下さい。

②会合の参加者や主催者の了解を得る

グループ代表者の個人的判断や、グループ内の限られたメンバーだけの判断で依頼することは避け、広く合意を得て下さい。また、依頼者が会合の主催者でない場合は、主催者に「化学物質アドバイザーが同席すること」の了解を得て下さい。

③まず事務局に連絡を

下記の化学物質アドバイザーパイロット事業事務局に、依頼内容、来てほしい場所、希望する回数等を、分かる範囲で結構ですのでご連絡下さい。相談用のフォームがありますのでご利用下さい(<http://www.ceis3.jp/adviser/index.html>)。

④化学物質アドバイザーを選んで、申請書を提出すると、派遣スタート

依頼内容をもとに、事務局から候補となる化学物質アドバイザーが紹介されます。複数紹介された場合は、その中から1人を選んで下さい。その後化学物質アドバイザー本人から連絡がありますので、依頼内容や条件を確認して下さい。化学物質アドバイザーに依頼することが決まったら、「化学物質アドバイザー派遣に関する申請書」を事務局へ提出して下さい。この手続きが終わると化学物質アドバイザーの派遣が始まります。

⑤終わったらレポートを

アドバイザーの活動が終了したら、アドバイザーから渡される「化学物質アドバイザー結果報告書(依頼者用)」に必要事項をご記入の上、事務局に提出して下さい。

〈問い合わせ・申し込み先〉

化学物質アドバイザーパイロット事業事務局

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-7-24 (社) 環境情報科学センター内

電話：03-3265-3955 FAX：03-3234-5407 E-mail：adviser@ceis.or.jp

※パイロット事業実施中の化学物質アドバイザーの派遣旅費については、一定の範囲内で事務局が負担します。

環境カウンセラー制度の利用

環境カウンセラーとは、環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言など（＝環境カウンセリング）を行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された方々です。事業者を対象とした環境カウンセリングを行う「事業者部門」と市民や市民団体を対象とした環境カウンセリングを行う「市民部門」に区分されており、化学物質を専門分野に持つカウンセラーも登録されています。

○環境カウンセラーに依頼するには

インターネットの環境カウンセラー登録者検索ページ（<http://www.eic.or.jp/counselor/search.html>）では、全国の環境カウンセラーを地域や専門分野といった条件で検索することができます。環境カウンセラーの氏名、生年月日、連絡先、専門分野、活動実績等が掲載されていますので、直接カウンセラーに連絡してみてください。

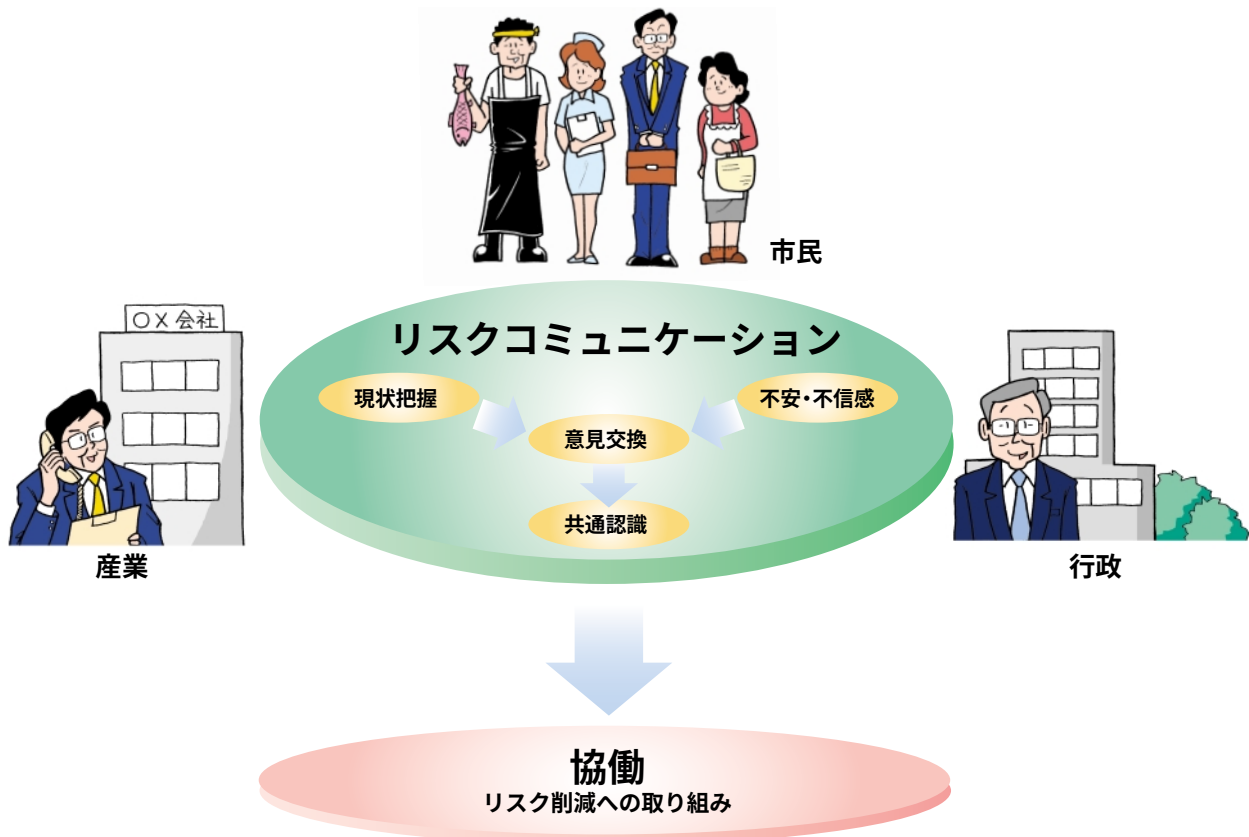
また、地域ごとに「環境カウンセラー協（議）会」が組織されています。全国各地の協（議）会のリスト（<http://www.env.go.jp/policy/counsel/assc.html>）で、自分の住む地域の協（議）会に連絡すると、依頼内容に応じた適任のカウンセラーを紹介してもらうことができます。

※カウンセリングに係る経費等、諸条件については、環境カウンセラーとカウンセリングの希望者の間でご相談下さい。

(4) 行政や企業とコミュニケーションする

化学物質による環境汚染を減らすには、一人ひとりが生活を見直し、少しでも化学物質の使用や排出を削減するように心がけることも重要ですが、地域全体で取組を進めるためには、企業や行政に対し市民が不安や疑問に感じたことを問い合わせるなど、市民・産業（企業等）・行政の間でコミュニケーションを図ることも欠かせません。

化学物質に関する情報を、市民、産業、行政のすべてが共有し、お互いに意思疎通を図ることを「リスクコミュニケーション」と呼びます。



言いかえるとリスクコミュニケーションとは、PRTRデータなどの情報を通じて、市民、産業、行政が情報の共有と相互理解を進めるものであり、化学物質による環境汚染を減らす取組を進めるための基盤となるものです。

しかし、いきなりリスクコミュニケーションをしようとしても、なかなかできるものではありません。まずは、きっかけづくりからはじめてみてください。身近な地域のことを知る手がかりの一つとして、地元の企業ではどんな資源や物質を使って何を製造しているのかをパンフレットやインターネット、市勢要覧などで調べてみましょう。その中で分からないことがあったら企業や行政に聞いてみてください。さらに説明会に参加したり、担当者に勉強会に来てもらい、もう少し詳しい様子を聞いてみることもできます。こうした過程を通して、双方向の交流、つまり相手の顔が見えるような関係が生まれます。このようなコミュニケーションのなかで、化学物質やリスクについての話題をとりあげてみてはどうでしょう。

○企業とコミュニケーションするには

- 環境報告書を作成したり、地域住民説明会を開催したりする企業も増えています。こうした動きに注目し、実際に報告書を読んだり、説明会に参加するなどして、化学物質に関するさまざまな情報を企業と共有していきましょう。まず、パンフレットや環境報告書が欲しいと問い合わせることから始めてみてはどうでしょう。
- 国から入手したPRTRデータや、環境報告書などに目を通し、質問や疑問があれば関心のある企業に直接問い合わせてみましょう。多くの企業には「お客様相談窓口」などが設けられています。また化学産業など業種によっては業界団体が情報提供を行っているところもあります。
- 環境改善に取り組む企業を積極的に評価するのも有効です。環境に配慮している企業の製品を選ぶ、企業や行政の担当者に応援メッセージや意見を送るといった方法があります。

○行政とコミュニケーションするには

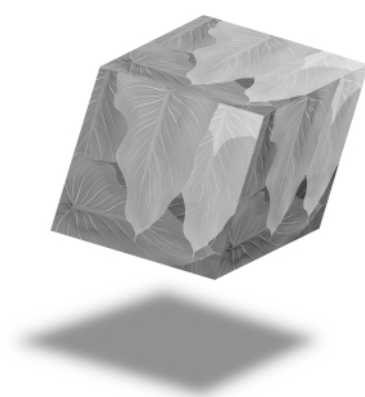
- 都道府県によっては、国の公表とは別に地域の実状に応じたPRTRデータの集計を行い、公表しているところもあります。自分の住む都道府県や市区町村でどのようなPRTR集計結果が公表されているか問い合わせてみましょう。また、都道府県や市区町村に、地域のニーズにあったPRTR集計結果を出してくれるよう働きかけてもよいでしょう。
- PRTR集計結果の公表にあわせ、説明会などを開催する自治体もあります。機会があれば、参加してみてください。
- 「化学物質を減らすために具体的に何をしたらいいのかわからない」、「地域の企業とコミュニケーションをしたいがきっかけがない」といった時には、化学物質担当窓口で情報提供や相談のってくれる自治体もあります。
- 市民参加による地域の環境測定などを行っている自治体もあります。積極的に参加して地域の化学物質問題を把握しておく、行政や企業との話し合いに役立ちます。

(5) 行政や企業と一緒に、対策について話し合ったり、計画を立てたりする

地域でどのように環境汚染を減らしていくかについて、市民や企業と一緒に話し合う協議会などを設ける自治体も出てきています。地域の化学物質削減プランの策定などに関わっていくことも市民の大切な役割の一つです。

毎年公表されるPRTRデータは、どのように対策を進めるかを考えたり、対策が進んでいるかどうかを判断する基礎的な情報になります。自分たちの住む地域のPRTRデータを来年以降もぜひ見続けて下さい。

VI. もっと知りたい時には



1. こんなことを知りたい時には
2. 重要な用語や概念の解説
3. 第一種指定化学物質リスト



1. こんなことを知りたい時には

- PRTR 法の条文や関連する政令を読みたい
- 対象物質が知りたい
- 対象事業所が知りたい
- 届出や集計の方法について知りたい
- データの請求方法について知りたい

など PRTR に関する情報や問い合わせ

環境省環境保健部環境安全課・PRTR 担当

TEL:03-3581-3351 内線 (6356) E-mail : prtr@env.go.jp

環境省「PRTR のページ」<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

経済産業省製造産業局化学物質管理課

TEL:03-3501-1511 内線 (3691 ~ 3695) E-mail : qqhbbf@meti.go.jp

- 集計結果が知りたい

環境省「PRTR 集計結果のコーナー」<http://www.prtr-info.jp>

「PRTR 集計公表システム」<http://www.prtr-info.jp/prtrinfor>

- PRTR や化学物質の規制について日本や諸外国の動きをもっと知りたい

政府機関

環境省 <http://www.env.go.jp/>

経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>

(米国) TRI ホームページ <http://www.epa.gov/tri/>

(英国) 英国環境庁ホームページ <http://www.environment-agency.gov.uk/>

(カナダ) NPRI <http://www.ec.gc.ca/pdb/npri>

(オーストラリア) NPI <http://www.npi.gov.au/>

国際機関

(UNEP : 国連環境計画) <http://www.unep.org/>

(UNECE : 国連欧州経済委員会) <http://www.unece.org/env/pp/prtr.htm>

(OECD : 経済開発協力機構) <http://www.oecd.org/EN/home/0,,EN-home-540-nodirectorate-no-no-no-8,00.html>

海外の NGO

(米国) Right-To-Know Network (RTK NET) <http://www.rtk.net>

(米国) Scorecard <http://www.scorecard.org>

(カナダ) Pollution Watch <http://www.pollutionwatch.org/>
(英国) Factory Watch http://www.foe.co.uk/campaigns/industry_and_pollution/factorywatch

●化学物質の有害性について知りたい

環境省「化学物質データベース（物質別）」<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/index.html>
「対象化学物質（有害性の種類別）」<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/2/2index7.html>
(独) 国立環境研究所「化学物質データベース」 <http://w-chemdb.nies.go.jp>
(独) 国立医薬品食品衛生研究所 <http://www.nihs.go.jp/index-j.html>
(独) 産業技術総合研究所 http://www.aist.go.jp/aist_j/database/database.html
(独) 製品評価技術基盤機構（化学物質管理センター）<http://www.safe.nite.go.jp/>
(財) 化学物質評価研究機構 <http://www.cerij.or.jp/>
(社) 日本化学物質安全・情報センター JETOC <http://www.jetoc.or.jp/>
(社) 日本化学工業協会 JCIA <http://www.nikkakyo.org/index.php3>
石油化学工業協会 JPCA <http://www.jpca.or.jp/index.html>
中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター <http://www.jaish.gr.jp/>
(米国) Envirofacts <http://www.epa.gov/enviro/>
(米国) TOXNET <http://toxnet.nlm.nih.gov>

●化学物質のリスクコミュニケーションについて知りたい

環境省「リスクコミュニケーションホームページ」
<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>

●パンフレット

環境省「環境汚染と化学物質 ～PRTR制度をいかすために」
<http://www.ceis.or.jp/prtr/kaisetsu/sasshi.html>
環境省「化学物質による環境汚染に不安を感じたときには」
<http://www.ceis.or.jp/prtr/kaisetsu/sasshi2.html>

●化学物質に関する取り組みを行っている NGO、NPO の例

有害化学物質削減ネットワーク（Toxic Watch Network ; T ウォッチ）
<http://www.toxwatch.net/>
エコケミストリー研究会 <http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecouchemi/>
WWF ジャパン <http://www.wwf.or.jp/>
グリーンピース・ジャパン <http://www.greenpeace.or.jp/>
化学物質問題市民研究会 <http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/main.html>
日本生活協同組合連合会 <http://www.co-op.or.jp/jccu/eco/index.html>
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 <http://www.kokumin-kaigi.org/>

●各都道府県のPRTR担当窓口

自治体名	部局名	電話番号	FAX
北海道	環境生活部環境室環境保全課化学物質対策係	011-231-4111（内24-265）	011-232-1301
札幌市	環境局環境計画部環境対策課	011-211-2882	011-218-5108
青森県	環境生活部環境政策課環境保全グループ	017-734-9249	017-734-8067
岩手県	環境生活部環境保全課水質係	019-629-5359	019-629-5364
宮城県	環境生活部環境対策課環境安全班	022-211-2667	022-211-2696
仙台市	環境局環境部環境対策課	022-214-8221	022-214-0580
秋田県	生活環境文化部環境政策課化学物質班	018-860-1606	018-860-3881
山形県	文化環境部環境保護課	023-630-2339	023-630-2133
福島県	生活環境部環境保全領域大気環境グループ	024-521-7261	024-521-7927
茨城県	生活環境部環境対策課	029-301-2956	029-301-2969
栃木県	生活環境部環境管理課	028-623-3188	028-623-3138
群馬県	環境生活部環境保全課環境指導グループ	027-226-2833	027-243-7704
埼玉県	環境防災部化学保安課有害化学物質担当	048-830-2986	048-830-4768
さいたま市	環境経済局環境部環境対策課大気騒音担当	048-829-1330	048-829-1991
川越市	環境部環境保全課大気保全係	049-224-8811（内2621）	049-225-9800
所沢市	環境クリーン部環境対策課青空再生グループ	042-998-9230	042-998-9195
千葉県	環境生活部環境政策課指導計画室	043-223-4665	043-222-8044
千葉市	環境局環境保全部環境規制課	043-245-5185	043-238-7494
東京都	環境局環境改善部有害化学物質対策課	03-5388-3503	03-5388-1376
神奈川県	環境農政部大気水質課化学物質対策班	045-210-4119	045-210-8846
横浜市	環境保全局公害対策部環境管理課化学物質担当	045-671-2487	045-681-2790
川崎市	環境局公害部化学物質担当	044-200-2533	044-200-3922
新潟県	県民生活・環境部環境対策課	025-280-5154	025-280-5166
富山県	生活環境部環境保全課	076-444-3144	076-444-3481
石川県	環境安全部環境政策課規制指導グループ	076-225-1463	076-225-1466
福井県	福祉環境部環境政策課環境管理グループ	0776-20-0302	0776-20-0634
山梨県	森林環境部大気水質保全課	055-223-1510	055-223-1512
長野県	生活環境部公害課公害対策係	026-235-7177	026-235-7366
岐阜県	健康福祉環境部環境局大気環境室	058-272-1111（内2693）	058-271-5719
静岡県	環境森林部環境総室生活環境室	054-221-2205	054-221-3553
		054-221-2253	054-275-1115
愛知県	環境部環境政策課化学物質グループ	052-954-6212	052-954-6914

名古屋市	環境局公害対策部公害対策課有害化学物質対策係	052-972-2677	052-972-4155
三重県	環境部化学物質対策チーム	059-224-2483	059-222-8136
滋賀県	琵琶湖環境部環境管理課	077-528-3456	077-528-4844
京都府	企画環境部環境管理課水質係	075-414-4712	075-414-4705
京都市	環境局環境政策部環境指導課	075-213-0928	075-213-0922
大阪府	環境農林水産部環境指導室化学物質対策課	06-6941-0351 (内3879)	06-6944-6714
大阪市	都市環境局環境部大気交通水質課	06-6615-7928	06-6615-7949
兵庫県	健康生活部環境局環境情報センター	078-362-3276	078-362-3914
神戸市	環境局地球環境課環境安全係	078-322-5308	078-322-6064
奈良県	生活環境部環境政策課	0742-22-1101 (内3396)	0742-22-1668
和歌山県	環境生活部環境政策局環境管理課	073-441-2688	073-441-2689
鳥取県	生活環境部環境政策課大気係	0857-26-7206	0857-22-4240
島根県	環境生活部環境政策課大気騒音係	0852-22-6784	0852-25-3830
岡山県	生活環境部環境管理課化学物質対策係	086-226-7305	086-224-2147
広島県	環境生活部環境局環境創造総室環境対策室	082-513-2921	082-227-4815
広島市	環境局環境保全課	082-504-2692	082-504-2229
福山市	環境部環境保全課	084-928-1072	084-927-7021
山口県	環境生活部環境政策課環境保全室化学物質対策班	083-933-3034	083-933-3049
徳島県	県民環境部環境局環境管理課	088-621-2271	088-621-2847
香川県	環境森林部環境管理課大気保全・環境安全グループ	087-832-3219	087-837-0570
愛媛県	県民環境部環境局環境政策課	089-912-2345	089-931-0888
高知県	文化環境部環境保全課環境管理班	088-823-9686	088-823-9283
福岡県	環境部環境保全課	092-643-3359	092-643-3357
福岡市	環境局総務部環境保全課	092-733-5386	092-733-5592
北九州市	環境局環境保全部環境対策課	093-582-2290	093-582-2196
佐賀県	環境生活局環境課	0952-25-7774	0952-25-7783
長崎県	県民生活環境部環境政策課	095-822-4721	095-820-4085
熊本県	環境生活部環境保全課	096-382-6924	096-387-7612
大分県	生活環境部環境管理課	097-536-1111 (内3118)	097-533-8329
宮崎県	生活環境部環境政策課	0985-26-7084	0985-38-6210
鹿児島県	環境生活部環境管理課	099-286-2624	099-286-5548
沖縄県	文化環境部環境保全課水環境班	098-866-2236	098-866-2240



2. 重要な用語や概念の解説

○環境リスク

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。その大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物質に接したか（暴露量）で決まり、概念的に式で表すと次のようになる。

$$\text{化学物質の環境リスク} = \text{有害性の程度} \times \text{暴露量}$$

化学物質は、安全なものと有害なものに二分することはできない。例えば、有害性が低くても短期間に大量に暴露すれば悪影響が生じる可能性は非常に高くなり、逆に有害性の高い物質であってもごく微量の暴露であれば、悪影響が生じる可能性は低くなる。技術的、費用的な面で限界があるものの、暴露量を少なくしたり、有害性の低い物質を使用したりすることで、環境リスクを低減することができる。

○有害性

化学物質のもつ物性(融点や密度)とともに固有の性質の一つで、有害さの程度を示す。化学物質の有害性は、症状が現れるまでの時間によって急性毒性と慢性毒性に分けられ、また症状の種類として発がん性や生殖毒性などがある。多くの有害性は、動物実験で得られた結果を人に当てはめるため、不確実性を伴う。

急性毒性とは、化学物質を1回投与するか短時間暴露してからだいたい数日以内に発症または死に至る毒性を指す。慢性毒性とは、化学物質を繰り返し投与するか長期間暴露したとき数カ月以上してから発症または死に至る毒性を指す。急性毒性に比べ症状が低濃度で現れる。

PRTR・MSDS対象物質における有害性のクラスは、中央環境審議会環境保健部会PRTR対象物質専門委員会、生活環境審議会生活環境部会PRTR法対象化学物質専門委員会、化学品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会の合同会合において対象物質選定の際に定められたクラスであり、その概要は以下のとおり。

・発がん性

発がん性にもとづき2つのクラスに分類されている。発がん性とは動物の正常細胞に作用して、細胞をがん化する性質のことである。分類に際してはIARC：国際がん研究機関、EPA：アメリカ環境保護庁、EU：欧州連合、NTP：米国毒性プログラム、ACGIH：米国産業衛生専門家会議、日本産業衛生学界の6つの機関の発がん性ランクを利用している。

・変異原性

変異原性に関するいくつかの試験の結果より、変異原性を有すると認められるものについてはクラス1として分類している。変異原性とは突然変異を引き起こす性質のことで、発がん性などに関係がある。

・経口慢性毒性

経口慢性毒性値はNOAEL、LOAEL等で示され、3つのクラスに分類されている。経口慢性毒性と

は食物、飲料水または胃内への直接投与により、反復して長期間にわたって体内に入る化学物質による毒性である。

・吸入慢性毒性

吸入慢性毒性値は、経口慢性毒性と同様に NOAEL、LOAEL 等で示され、3つのクラスに分類されている。吸入慢性毒性とは呼吸によって反復して長期間にわたって体内に入る化学物質による毒性である。

・作業環境許容濃度

ACGIH または日本産業衛生学界の示している作業環境許容濃度にもとづき、3つのクラスに分類している。ACGIH では、作業環境許容濃度を TLV (Threshold Limit Value) と呼んでいる。TLV は、ほとんどすべての作業者が毎日繰り返し暴露しても、有害な健康影響が現れないと考えられる化学物質の気中濃度である。日本産業衛生学会では、許容濃度の定義として、労働者が1日8時間、1週間40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質に暴露される場合に、当該有害物質の平均暴露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響が見られないと判断される濃度としている。

・生殖／発生毒性

生殖／発生に関する EU のリスク警告にもとづき3つのクラスに分類している。生殖／発生毒性とは、雌雄の生殖及び発生機能に対する有害作用のことで、不妊や流産など出生力に影響を及ぼす性質などが含まれる。

・感作性

日本産業衛生学界や ACGIH、EU リスク警告による分類にもとづき、感作性を有するとされるものをクラス1としている。感作性物質とは化学物質への反復暴露後に、暴露された人または動物の大部分にその正常な組織にアレルギー反応を生じさせる化学物質のことである。

・生態毒性

慢性毒性データ(NOEC)及び急性毒性データ(L(E)C₅₀)を利用し、EU リスク警告の分類を参考に2つのクラスに分けている。生態毒性は、主として魚、ミジンコ及び藻類に対する毒性が示され、魚については急性毒性試験及び延長毒性試験の結果、ミジンコについては急性遊泳阻害試験及び繁殖阻害試験の結果、藻類については生長阻害試験の結果により示される。

・オゾン層破壊

モントリオール議定書に記載のある物質をクラス1として分類している。

オゾン層破壊物質とは、オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがある物質。「オゾン層破壊物質」としてモントリオール議定書に規定され、国際的にも合意されている。

○分解性、蓄積性

化学物質は自然環境中で酸化したり、分解されたりし、自然環境中での化学物質の寿命は数秒から数十年とさまざまである。分解されにくいものは「難分解性」であるといい、微生物に分解されやすいものは生分解性がよいという。

また、化学物質は水によく溶けるものと、油によく溶けるものとに分類できる。たとえば、ダイオキシン類は水にほとんど溶けず油によく溶けるので、体内に取り込まれると脂肪にたまる。この性質を「蓄積性」という。一般に水に溶けにくく油に溶けやすいものは体内の脂肪に蓄積しやすく、逆に水に溶けやすいものは体外へ排出されやすい傾向がみられる。

○内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）

1996（平成8）年に刊行された、「Our Stolen Future」（邦訳「奪われし未来」）という本では、DDT、クロルデン、ノニルフェノールなどの化学物質が人の健康影響（男性の精子数減少、女性の乳がん罹患率の上昇）や、野生生物への影響（ワニの生殖器の奇形、ニジマス等の魚類の雌性化、鳥類の生殖行動異常等）をもたらしている可能性が指摘されている。また、日本においては、イボニシという巻き貝のメスが雄性化するという現象がみられ、詳しいメカニズムは解明されていないが、船底塗料として使用されていた有機スズ化合物が原因ではないかとの報告もある。

このような、生体内にとりこまれて内分泌系に影響を及ぼす化学物質は、内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）と呼ばれている。

内分泌かく乱化学物質問題については、その有害性等未解明な点が多く、関係省庁が連携して、汚染実態の把握、試験方法の開発及び健康影響などに関する科学的知見を集積するための調査研究を、国際的に協調して実施している。

○排出量・移動量

PRTR制度の対象となった事業者は、毎年度、前年度に事業所から排出された化学物質の量及び移動量を国へ届出することが義務づけられている。

排出量：生産工程などから排ガスや排水等に含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量。例えば、大気では排気口や煙突からの排出ばかりではなくパイプの継ぎ目からの漏洩、水域では公共用水域への排出のほか廃液などを公海域に投棄する場合、土壌ではタンクやパイプから土壌への漏洩などが含まれる。

移動量：その事業活動にかかる廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量のことであり、具体的には下水道への放出、他の産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量のこと。

事業所では1年間の排出量や移動量をすべて実際に測定しているわけではなく、具体的には、①物質収支、②実測値、③排出係数、④物性値、⑤その他の確に算出できると認められる方法で算定して求め、有効数字2桁で記入する。PRTRの届出対象となる第一種指定化学物質は354物質だが、1事業者が報告する物質の数はそれほど多くはない。事業所が営んでいる業種、規模などによって異なるが、例えば2002（平成14）年度の1社あたりの最大届出数は64物質、平均届出物質数は5.3物質であった。

○CAS番号

アメリカ化学会の機関であるCAS（Chemical Abstracts Service）が化学物質に付与している登録番号で、*****-***の数字。世界共通の化学物質に対するコードで、約4600万の登録がある（2003年3月現在、<http://www.cas.org/casdb.html>参照）。

○レスポンシブル・ケア

事業者が、製品の開発から廃棄に至るすべての過程において環境保全・安全を確保することを主旨とする自主管理活動。1985年にカナダではじまり、日本では1995（平成7）年に（社）日本化学工業協会が日本レスポンシブル・ケア協議会を設立し、医薬品、化学、プラスチック、ガラス、塗料などの製造業114社（2003（平成15）年1月現在）が加盟して取り組みを進めている。

○MSDS（化学物質等安全データシート）

事業者が排出量や移動量を算出する際、自分の取り扱っている原材料等に関して、どのような化学物質がどれくらい含まれているかという情報が必要になる。このような情報に加え、その性質や取扱い方法などが記載されたものを化学物質の情報シート（MSDS）という。MSDSは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その物質に関する情報を提供するためのもので、PRTR法では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む一定の要件を満たす製品について、このMSDSを提供することが義務づけられた。

MSDS の例

化学物質等安全データシート（性状取扱情報）	
1. 製品及び会社情報	
製品名	トリクロロエチレン
会社名	霞が関工業株式会社
住所	神奈川県横浜市中区1丁目1番地
担当部門	品質保証部
担当者（作成者）	製品太郎
電話番号	045-123-4567
FAX番号	045-123-4568
製品コード	COS-0001
緊急連絡先	横浜工場（電話番号 045-123-1234）
整理番号	TCE-1
2. 組成、成分情報	
単一製品・混合物の区別	単一製品
化学名	トリクロロエチレン
別名	トリクロルエチレン、三塩化エチレン
成分及び含有量	99%
化学特性（化学式又は構造式）	$\text{CHCl}=\text{CCl}_2$
官報公示整理番号（化審法・安衛法）	2-105
CAS No.	79-01-6
化学物質管理促進法	第一種指定化学物質 政令番号 第211号
労働安全衛生法	57条の2第1項（通知対象物 政令番号第383号）
3. 危険有害性の要約	
最重要危険有害性：吸入したり皮膚からの体内への吸収により、中枢神経系や血液に影響を及ぼす。蒸気は強い麻酔作用がある。	
有害性：蒸気は強い麻酔作用があり、肝臓や腎臓に障害を起こしうる。この液体と接触すると、目は刺激され、継続して作用を受けると皮膚も刺激される。急性毒性の結果としては、中枢神経系の一時的障害、しかし永続的障害も起こる。火災の場合は、有害な塩化水素等が発生する。	
環境影響：水生生物に中程度の毒性を示すが、生物蓄積は低い。	
物理的及び化学的危険性：トリクロロエチレンは、室温では難燃性である。しかし、高温や高酸素濃度等の特殊な条件下では引火し、時には爆発する。	
主要な徴候：麻酔作用	
分類の名称：（分類基準は日本方式）急性毒性物質、その他の有害性物質	
4. 応急措置	
吸入した場合：傷病者を新鮮な空気のところに移し、窮屈な衣服部分は緩めて安楽な状態にし、医師が来るまで身体を冷やしてはならない。呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行うとともに、医師の診断を受けさせる。	

（以下略）

○環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントに関しては、ISO（国際標準化機構）がISO14000シリーズと呼ばれるさまざまな国際規格を定

めており、これらは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援するさまざまな手法に関する規格から構成されている。

○環境報告書

事業者の環境負荷の状況や環境保全活動をまとめた年次報告書で、自主的な情報公表の手段となっている。冊子やインターネットで約400社が公表しており、次第にその数が増えている。

○化学物質管理指針

「化学物質管理指針」とは、PRTR法第3条第1項の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、事業者が講ずべき化学物質の管理に係る措置を定めたもの。

事業者は責務として、この指針に留意して、化学物質の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされている。（化学物質管理指針、平成12年3月30日環境庁・通商産業省告示第1号）



3. 第一種指定化学物質リスト

- ・政令番号が で塗られているものは、特定第一種指定化学物質です。
- ・名称など、正式のものは環境省ホームページの対象物質の一覧をご覧ください。

政令 番号	CAS NO	名称 (和文名)	主な用途、排出源
1	-	亜鉛の水溶性化合物	金属表面処理、乾電池
2	79-06-1	アクリルアミド	重合原料（凝集剤、土壌改良剤、接着剤、塗料）、加工剤（繊維改質）、加工剤（樹脂）
3	79-10-7	アクリル酸	加工剤（繊維改質）、重合原料（高吸水性樹脂、増粘剤、凝集剤）
4	140-88-5	アクリル酸エチル	重合原料（アクリル繊維、塗料、接着剤、アクリルゴム）、加工剤（繊維、皮革）
5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	重合原料（凝集剤、エマルジョン改質剤、繊維処理剤、粘着剤、接着剤）
6	96-33-3	アクリル酸メチル	重合原料（アクリル繊維、塗料、接着剤、アクリルゴム）、加工剤（紙、繊維、皮革）
7	107-13-1	アクリロニトリル	重合原料（アクリル系合成繊維、合成ゴム、ABS樹脂、AS樹脂、塗料）、加工剤（樹脂）
8	107-02-8	アクロレイン	合成原料（医薬品、アリルアルコール、グルセリン、架橋剤）、加工剤（繊維）
9	103-23-1	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	可塑剤
10	111-69-3	アジポニトリル	合成原料（ナイロン66）
11	75-07-0	アセトアルデヒド	合成原料（酢酸、過酢酸、無水酢酸、酢酸エチル）、農薬（防かび剤）、溶剤、香料、その他（還元剤、防腐剤）
12	75-05-8	アセトニトリル	合成原料（ビタミンB1、サルファ剤、合成繊維）、溶剤
13	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	加工剤（ゴム、合成樹脂）、重合開始剤
14	90-04-0	o-アニシジン	合成中間体（各種染料）
15	62-53-3	アニリン	合成原料（染料、媒染料、ゴム薬品、火薬、ハイドロキノン）、医薬品原料、合成中間体（ジエチルアニリン、スルファニル酸、アセトアニリド）
16	141-43-5	2-アミノエタノール	添加剤（洗剤、乳化剤、化粧品、鞣墨、農薬）、潤滑油、溶剤、その他（中和剤、切削油）
17	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン (別名ジエチレントリアミン)	加工剤（繊維、紙）、合成原料（キレート剤、接着剤、農薬）
18	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名フィプロニル)	農薬（殺虫剤、殺虫殺菌剤）
19	61-82-5	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)	染料、硬化剤（合成樹脂用）、農薬（除草剤）
20	51276-47-2	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィノイル]酪酸(別名グルホシネート)	農薬（除草剤）
21	591-27-5	m-アミノフェノール	合成原料（染料、アラミド繊維、医薬品、農薬）
22	107-18-6	アリルアルコール	合成原料（ジアリールフタレート樹脂、エピクロロヒドリン、香料、難燃剤、医薬品）
23	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	合成原料（エポキシ樹脂）、加工剤（繊維）、染料、安定剤（樹脂、農薬）、その他（アルキル樹脂の反応性希釈剤）
24	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	界面活性剤
25	-	アンチモン及びその化合物	樹脂難燃剤、顔料、蓄電池
26	1332-21-4	石棉	断熱材、建材原料（補強材）

政令 番号	CAS NO	名称 (和文名)	主な用途、排出源
27	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル-イソシアネート	重合原料（ポリウレタン）、接着剤、加工剤（表面処理剤）
28	78-79-5	イソブレン	重合原料（イソブレンゴム、ブチルゴム）
29	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールA）	重合原料（ポリスルホン、ポリカーボネート樹脂、エポキシ樹脂）、安定剤（塩化ビニル用）、その他（酸化防止剤）
30	25068-38-6	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物（別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂）（液状のものに限る。）	熱硬化性樹脂（接着剤、シール剤）
31	4162-45-2	2,2'-[イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール	難燃剤
32	96-45-7	2-メタリジンチオン	加硫促進剤
33	13516-27-3	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン（別名イミノクタジン）	農薬（殺菌剤）
34	76578-14-8	エチル-2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート（別名キザロホップエチル）	農薬（除草剤）
35	25319-90-8	S-エチル-2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート（別名フェノチオール又はMCPAチオエチル）	農薬（除草剤）
36	36335-67-8	O-エチル-O-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホルアミドチオアート（別名ブタミホス）	農薬（除草剤）
37	2104-64-5	O-エチル-O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート（別名EPN）	農薬（殺虫剤）
38	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン（別名ペンディメタリン）	農薬（除草剤）
39	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート（別名モリネート）	農薬（除草剤）
40	100-41-4	エチルベンゼン	合成中間体（スチレンモノマー）、溶剤、その他（希釈剤）
41	151-56-4	エチレンイミン	合成原料（タウリン、ポリエチレンイミン、農薬）
42	75-21-8	エチレンオキシド	合成原料（エチレングリコール、エタノールアミン）、殺菌剤
43	107-21-1	エチレングリコール	重合原料（ポリエステル繊維・樹脂）、合成原料（染料、香料）、溶剤（酢酸ビニル系樹脂）、不凍液
44	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	溶媒（各種樹脂用）、その他（医薬用抽出剤）
45	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	溶媒、合成原料（ポリサルファイトゴム）、ガソリン添加剤
46	107-15-3	エチレンジアミン	加工剤（繊維防しわ剤、紙の湿潤強化剤）、合成原料
47	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	加工剤（染色助剤、繊維処理助剤）、安定剤（塩化ビニル用）、重合開始剤（合成ゴム）、その他（化粧品添加剤）
48	12122-67-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛（別名ジネブ）	農薬（殺菌剤）
49	12427-38-2	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン（別名マンネブ）	農薬（殺菌剤）
50	8018-01-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物（別名マンコゼブ又はマンゼブ）	農薬（殺菌剤）
51	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビビリジニウム=ジプロミド（別名ジクアトジプロミド又はジクワット）	農薬（除草剤）
52	62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド（別名フェナセチン）	医薬品
53	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール（別名エクロメゾール）	農薬（除草剤）
54	106-89-8	エピクロロヒドリン	合成原料（エポキシ樹脂、グリセリン、界面活性剤、イオン交換樹脂、医薬品）、加工剤（繊維処理）、可塑剤、農薬（殺虫・殺菌剤）
55	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	安定剤（樹脂、農薬）、加工剤（繊維改質）、その他（エポキシ樹脂・アルキド樹脂の反応性希釈剤）

政令 番号	CAS NO	名称 (和文名)	主な用途、排出源
56	75-56-9	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	合成原料(プロピレングリコール、プロピレンカーボネート)、 合成中間体(顔料)、医薬品中間体、農薬(殺菌剤)
57	122-60-1	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル	安定剤(合成樹脂、農薬)、加工剤(繊維改質)、エポキシ樹脂・ アルキド樹脂の反応性希釈剤
58	111-87-5	1-オクタノール	溶剤(香料、化粧品、有機合成)、合成原料(可塑剤、安定剤、 界面活性剤、合成樹脂)
59	1806-26-4	p-オクチルフェノール	重合原料(フェノール樹脂)、合成原料(界面活性剤)
60	-	カドミウム及びその化合物	顔料、電池、合金、メッキ
61	105-60-2	ε-カプロラクタム	重合原料(合成繊維、合成樹脂(ナイロン6))
62	576-26-1	2,6-キシレノール	合成原料(合成樹脂、防かび剤、抗酸化剤)
63	1330-20-7	キシレン	合成原料(合成繊維・樹脂、染料、有機顔料、香料、可塑剤、 医薬品)、ガソリン・灯油成分、溶剤(塗料、農薬、石油精製)
64	-	銀及びその水溶性化合物	写真材料、電池、電気接点、銀ロウ
65	107-22-2	グリオキサール	加工剤(繊維処理、土壌硬化、紙仕上げ)、合成原料(香料、 医薬品)
66	111-30-8	グルタルアルデヒド	試薬、架橋剤、その他(殺ウイルス剤)
67	1319-77-3	クレゾール	合成原料(樹脂、ワニス、可塑剤)、その他(消毒剤)
68	-	クロム及び3価クロム化合物	ステンレス鋼、顔料、スーパーアロイ
69	-	6価クロム化合物	メッキ、顔料、触媒
70	79-04-9	クロロアセチルクロリド	合成原料(クロルアセチル化剤)
71	95-51-2	o-クロロアニリン	合成原料(ナフトールAB-BT、ASS)、架橋剤(樹脂用)、そ の他(医薬・農薬中間体原料)
72	106-47-8	p-クロロアニリン	合成原料
73	108-42-9	m-クロロアニリン	合成原料(染料)
74	75-00-3	クロロエタン	合成原料(重合触媒、農薬、エチル化剤)
75	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミ ノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)	農薬(除草剤)
76	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチ ルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名 メトラクロール)	農薬(除草剤)
77	75-01-4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	重合原料(ポリ塩化ビニル、塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体、 塩化ビニル-塩化ビニリデン共重合体)
78	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル -2-ピリジル)-α,α,α-トリフルオロ-2,6-ジニ トロ-p-トルイジン(別名フルアジナム)	農薬(殺菌剤)
79	119446-68-3	1-({2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フ ェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル} メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフ ェノコナゾール)	農薬(殺虫剤)
80	79-11-8	クロロ酢酸	合成原料(除草剤、可塑剤、マロン酸、アミノ酸、CMC、香 料、医薬品)
81	51218-49-6	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシ エチル)アセトアニリド(別名プレチクロール)	農薬(除草剤)
82	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メキシメチル) アセトアニリド(別名アラクロール)	農薬(除草剤)
83	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	合成原料(染料)
84	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名 HCFC-142b)	フロンガス
85	75-45-6	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	フロンガス
86	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (別名HCFC-124)	フロンガス
87	-	クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133)	フロンガス
88	75-72-9	クロロトリフルオロメタン(別名CFC-13)	フロンガス
89	95-49-8	o-クロロトルエン	合成原料(染料、農薬、医薬品)
90	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリ アジン(別名シマジン又はCAT)	農薬(除草剤)

政令 番号	CAS NO	名称 (和文名)	主な用途、排出源
91	107-05-1	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)	合成原料(アリル誘導体化合物、香料、農薬、医薬品)
92	86598-92-7	4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート(別名イベンコナゾール)	農薬(殺菌剤)
93	108-90-7	クロロベンゼン	合成原料(染料、香料、医薬品、農薬)
94	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115)	フロンガス
95	67-66-3	クロロホルム	合成原料(フッ素系冷媒、フッ素樹脂)、医薬品(麻酔剤、消毒剤)、溶剤(ゴム・メチルセルロース用)、その他(血液防腐剤)
96	74-87-3	クロロメタン(別名塩化メチル)	合成原料(ブチルゴム、シリコーン樹脂、医薬品、農薬)、溶剤
97	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)	農薬(除草剤)
98	96491-05-3	2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名テニルクロール)	農薬(除草剤)
99	1314-62-1	五酸化バナジウム	触媒原料、バナジウム化合物の原料、特殊鋼
100	-	コバルト及びその化合物	特殊鋼、磁性材料、触媒
101	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	溶媒、加工剤(繊維、紙)、合成中間体
102	108-05-4	酢酸ビニル	重合原料(ポリ酢酸ビニル、酢酸ビニル共重合体、ポリビニルアルコール)、合成繊維(ビニロン)、接着剤原料
103	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	溶剤(塗料)、接着剤
104	90-02-8	サリチルアルデヒド	試薬(Cu, Ni等の検出用)
105	102851-06-9	αシアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-α,α-トリフルオロ-p-トリル)-D-バリネート(別名フルバリネート)	農薬(殺虫剤)
106	51630-58-1	αシアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチレート(別名フェンバレレート)	農薬(殺虫剤)
107	52315-07-8	αシアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート(別名シペルメトリン)	農薬(殺虫剤)
108	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	メッキ助剤、金属の焼入れ、写真材料
109	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	医薬品原料(抗ヒスタミン剤、抗マラリア剤、鎮痛剤)、防錆剤、合成原料(凝集剤)、その他(印刷インキ・アゾ染料の緩性揮発剤)
110	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	農薬(除草剤)
111	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)	農薬(除草剤)
112	56-23-5	四塩化炭素	合成原料(合成樹脂、農薬(殺虫剤))、溶剤
113	123-91-1	1,4-ジオキサン	溶剤(合成皮革、塗料、合成反応)
114	108-91-8	シクロヘキシルアミン	防錆剤、その他(ゴム用薬品、清缶剤、染色助剤、酸素吸収剤、不凍液)
115	95-33-0	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	加硫促進剤
116	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	合成原料(塩化ビニルモノマー、エチレンジアミン、ポリアミノ酸、医薬品、農薬(殺虫剤))、洗浄剤(フィルム用)、溶剤、その他(くん蒸剤)
117	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	重合原料(合成樹脂)
118	156-59-2	cis-1,2-ジクロロエチレン	洗浄剤
119	156-60-5	trans-1,2-ジクロロエチレン	洗浄剤
120	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	硬化剤(ウレタン樹脂・エポキシ樹脂・エポキシウレタン樹脂用)

政令 番号	CAS NO	名称 (和文名)	主な用途、排出源
121	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	フロンガス
122	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	農薬(除草剤)
123	-	ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114)	フロンガス
124	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン (別名HCFC-123)	フロンガス
125	106917-52-6	2',4'-ジクロロ- α,α,α -トリフルオロ-4'-ニトロ-m-トルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)	農薬(殺菌剤)
126	82692-44-2	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)	農薬(除草剤)
127	3209-22-1	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン	合成原料
128	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	合成中間体(染料、有機顔料)
129	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)	農薬(除草剤)
130	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニュロン)	農薬(除草剤)
131	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)	農薬(除草剤)
132	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (別名HFC-141b)	フロンガス
133	75-43-4	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	フロンガス
134	96-23-1	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	架橋剤(セルロース系材料)、溶剤(プラスチック・合成樹脂用)、合成中間体
135	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	農薬(殺虫剤)、溶剤(合成樹脂用)、その他(くん蒸剤)
136	709-98-8	3',4'-ジクロロプロピオンアニリド(別名プロパニル又はDCPA)	農薬(除草剤)
137	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	農薬(殺虫剤)
138	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	合成中間体(顔料)
139	95-50-1	o-ジクロロベンゼン	溶剤、洗浄剤(グリース用)、農薬(殺虫剤)、その他(消毒剤、伝導熱媒体)
140	106-46-7	p-ジクロロベンゼン	合成中間体(染料)、農薬(殺虫剤)、その他(防臭剤)
141	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)	農薬(除草剤)
142	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル-4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)	農薬(除草剤)
143	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)	農薬(除草剤)
144	-	ジクロロペンタフルオロプロパン (別名HCFC-225)	フロンガス
145	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	洗浄剤(金属脱脂)、溶剤、その他(冷媒、エアゾール噴射剤、インキ成分、ペイント剥離剤)
146	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン (別名ジチアノン)	農薬(殺菌剤)
147	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	農薬(殺菌剤)
148	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル (別名エディフェンホス又はEDDP)	農薬(殺菌剤)
149	640-15-3	ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジメチル(別名チオメトン)	農薬(殺虫剤)
150	35400-43-2	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル(別名スルプロホス)	農薬(殺虫剤)

政令 番号	CAS NO	名称 (和文名)	主な用途、排出源
151	298-04-4	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	農薬 (殺虫剤)
152	2310-17-0	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル] (別名ホサロン)	農薬 (殺虫剤)
153	34643-46-4	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル (別名プロチオホス)	農薬 (殺虫剤)
154	950-37-8	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メチル-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル (別名メチダチオン又はDMTP)	農薬 (殺虫剤)
155	121-75-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名マラソン又はマラチオン)	農薬 (殺虫剤)
156	60-51-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル] (別名ジメトエート)	農薬 (殺虫剤)
157	25321-14-6	ジニトロルエン	合成原料 (トルイジン、染料、火薬)
158	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	合成中間体 (黒色硫化染料)、試薬、その他 (防腐剤)
159	122-39-4	ジフェニルアミン	合成原料 (染料、医薬品)、安定剤 (火薬・塩素系溶剤用)、その他 (有機ゴム薬品)
160	102-81-8	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール	触媒 (ポリウレタン合成)、その他 (繊維助剤、乳化剤)
161	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル (別名カルボスルファン)	農薬 (殺虫剤)
162	-	ジプロモテトラフルオロエタン (別名ハロン-2402)	フロンガス
163	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン	合成原料 (染料、顔料)
164	95-64-7	3,4-ジメチルアニリン	合成原料 (ビタミンB2等)
165	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル (別名フェノチオカルブ)	農薬 (殺虫剤)
166	1643-20-5	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	洗浄剤 (シャンプー、台所洗剤)
167	52-68-6	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名トリクロロホン又はDEP)	農薬 (殺虫剤)
168	4685-14-7	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム塩 (次号に掲げるものを除く。)	農薬 (除草剤)
169	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート又はパラコートジクロリド)	農薬 (除草剤)
170	85785-20-2	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル (別名エスプロカルブ)	農薬 (除草剤)
171	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン (別名o-トリジン)	合成中間体 (染料 (ナフトールAS-G、トルイレンオレンジR、ベンゾブルー3B等))
172	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	溶剤 (有機合成・ポリマー・色素用)、試薬 (ホルミル化剤)、その他 (ガス吸収剤)
173	2597-03-7	2-[(ジメチルホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル (別名フェントエート又はPAP)	農薬 (殺虫剤)
174	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル (別名アイオキシニル)	農薬 (除草剤)
175	-	水銀及びその化合物	乾電池、蛍光灯、温度計、アマルガム、触媒
176	-	有機スズ化合物	殺菌剤
177	100-42-5	スチレン	重合原料 (ポリスチレン樹脂、合成ゴム、AS樹脂、ABS樹脂、イオン交換樹脂)
178	-	セレン及びその化合物	ガラス着色剤、整流器、光電セル
179	-	ダイオキシン類	その他 (非意図的生成物)
180	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン (別名ダゾメット)	農薬 (殺菌剤、除草剤)

政令 番号	CAS NO	名称 (和文名)	主な用途、排出源
181	62-56-6	チオ尿素	医薬品原料（チオウラシル、メチオニン等）、農薬（発芽ホルモン）、加工剤（繊維・紙・樹脂用）
182	108-98-5	チオフェノール	合成原料（医薬品、農薬）、安定剤（重合・酸化防止剤）、その他（ゴム用素練り促進剤）
183	77458-01-6	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)	農薬（殺虫剤）
184	2636-26-2	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O,O-ジメチル(別名シアノホス又はCYAP)	農薬（殺虫剤）
185	333-41-5	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	農薬（殺虫剤）
186	119-12-0	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	農薬（殺虫剤）
187	13593-03-8	チオリン酸O,O-ジエチル-O-2-キノキサリニル(別名キナルホス)	農薬（殺虫剤）
188	2921-88-2	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名クロルピリホス)	農薬（殺虫剤）
189	18854-01-8	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イノキサゾリル)(別名イノキサチオン)	農薬（殺虫剤）
190	97-17-6	チオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O,O-ジエチル(別名ジクロロフェンチオン又はECP)	農薬（殺虫剤）
191	2275-23-2	チオリン酸O,O-ジメチル-S-{2-[1-(N-メチルカルバモイル)エチルチオ]エチル}(別名バミドチオン)	農薬（殺虫剤）
192	122-14-5	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)	農薬（殺虫剤）
193	55-38-9	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)	農薬（殺虫剤）
194	5598-13-0	チオリン酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル-O,O-ジメチル(別名クロルピリホスメチル)	農薬（殺虫剤、殺虫殺菌剤）
195	41198-08-7	チオリン酸O-4-ブロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)	農薬（殺虫剤）
196	26087-47-8	チオリン酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)	農薬（殺菌剤）
197	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル	難燃剤（ポリエチレン・ABS樹脂・ポリスチレン・ポリエステル樹脂用）
198	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1.3.7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	硬化剤（熱硬化性樹脂）、加硫促進剤、その他（発砲剤、ホスゲンの吸収剤）
199	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	農薬（殺菌剤）
200	127-18-4	テトラクロロエチレン	溶剤（ドライクリーニング・医薬品・香料・塗料用）、洗浄剤（原毛用）、合成原料（フロンガス）
201	-	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	フロンガス
202	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	重合原料（不飽和ポリエステル樹脂、アルキッド樹脂）、硬化剤（エポキシ樹脂）
203	116-14-3	テトラフルオロエチレン	重合原料（フッ素樹脂、含フッ素化合物）
204	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	農薬（殺虫剤）、加硫促進剤（チウラム系）
205	100-21-0	テレフタル酸	重合原料（ポリエステル系合成繊維・樹脂）
206	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	重合原料（ポリエステル系合成繊維・樹脂）
207	-	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	メッキ、農薬原料、電池、顔料
208	75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド	合成原料（染料、農薬、医薬品）
209	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	合成原料、試薬
210	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	洗浄剤

政令 番号	CAS NO	名称 (和文名)	主な用途、排出源
211	79-01-6	トリクロロエチレン	溶剤（染料、生ゴム、硫黄、ピッチ、塗料）、洗浄剤、合成原料（フロンガス）、農薬（殺虫剤）
212	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	合成原料（アゾ染料、アンスラキノン染料、蛍光染料、合成樹脂、農薬）、加硫促進剤
213	-	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-113)	フロンガス
214	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	農薬（殺虫剤）
215	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)	農薬（殺虫剤）
216	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)	農薬（除草剤）
217	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	溶剤、合成原料（フッ素樹脂、医薬品）、その他（フッ素系冷媒、血液防腐剤）
218	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	硬化剤（ポリエステル系）、エポキシ樹脂改質剤、安定剤（難燃プラスチック）、その他（エポキシ系樹脂の主剤）
219	118-96-7	2,4,6-トリニトロトルエン	炸薬、硝安爆薬用鋭感剤
220	1582-09-8	α,α-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン(別名トリフルラリン)	農薬（除草剤）
221	118-79-6	2,4,6-トリプロモフェノール	難燃剤（プラスチック、繊維）
222	75-25-2	トリプロモメタン(別名プロモホルム)	難燃剤、その他（ゲージ剤）
223	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	合成原料（可塑剤、香料、溶剤、界面活性剤）
224	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン	合成原料（染料、顔料、医薬品）、ガソリン成分、溶剤
225	95-53-4	o-トルイジン	合成原料、溶剤
226	106-49-0	p-トルイジン	合成原料、溶剤
227	108-88-3	トルエン	合成原料（可塑剤、合成繊維、染料、香料、有機顔料、火薬（TNT））、ガソリン成分、溶剤（塗料、インキ）
228	95-80-7	2,4-トルエンジアミン	合成原料（ポリウレタン）、合成中間体（染料）
229	52570-16-8	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアニリド)	農薬（除草剤）
230	-	鉛及びその化合物	バッテリー、光学ガラス、顔料
231	7440-02-0	ニッケル	メッキ、磁性材料、ステンレス鋼
232	-	ニッケル化合物	顔料、メッキ、電池
233	139-13-9	ニトリロ三酢酸	キレート化剤
234	100-01-6	p-ニトロアニリン	合成中間体（アゾ染料、アゾイック染料）、合成原料（染料：ダイレクトグリーンB、チアゾールエローR等）
235	628-96-6	ニトログリコール	火薬
236	55-63-0	ニトログリセリン	ダイナマイトの基材、無煙火薬の主剤、医薬品
237	100-00-5	p-ニトロクロロベンゼン	合成中間体（アゾ染料、硫化染料、p-アミノフェノール、p-アニシジン）
238	86-30-6	N-ニトロソジフェニルアミン	スコーチ防止剤（ゴム薬品）
239	100-02-7	p-ニトロフェノール	合成原料（フェネチジン、アセトフェネチジン）、試薬（指示薬）、農薬（殺菌剤）
240	98-95-3	ニトロベンゼン	合成原料（染料・香料中間体（アニリン、ベンジジン、キノリン、アゾベンゼン））、溶剤（硝酸セルロース）、その他（塵埃防止剤、酸化剤）
241	75-15-0	二硫化炭素	溶剤（ビスコース人絹、セロハン、油脂・ゴム用）、合成原料（DMSO）、加硫促進剤、その他（浮遊選鉱剤）
242	25154-52-3	ノニルフェノール	合成原料（界面活性剤）、安定剤（エチルセルロース）、合成中間体、加硫促進剤、その他（ゴム助剤）
243	-	バリウム及びその水溶性化合物	紙加工剤、ガラス材料、顔料
244	88-89-1	ピクリン酸	合成原料（農薬（クロロピクリン）、染料）、花火
245	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)	農薬（除草剤）
246	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシ銅又は有機銅)	農薬（殺菌剤）

政令 番号	CAS NO	名称 (和文名)	主な用途、排出源
247	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンチジン)	農薬(殺虫剤)
248	563-12-2	ビス(ジチオリン酸)S,S'-メチレン-O,O,O',O'-テトラエチル(別名エチオン)	農薬(殺虫剤)
249	137-30-4	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	農薬(殺虫剤)、加硫促進剤(チウラム系)
250	64440-88-6	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	農薬(殺菌剤)
251	61789-80-8	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド	界面活性剤
252	-	砒素及びその無機化合物	殺虫剤、半導体、木材防腐・防蟻剤
253	302-01-2	ヒドラジン	清缶剤、合成原料(農薬)、その他(水処理剤、ロケット燃料、還元剤)
254	123-31-9	ヒドロキノン	写真用材料(現像薬)、安定剤(重合防止剤)、合成原料(メトール)、合成中間体(染料)
255	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン	合成原料(難燃剤、塗料)
256	100-69-6	2-ビニルピリジン	合成原料(タイヤコード接着剤、医薬品、樹脂)
257	55179-31-2	1-(4-ピフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール(別名ピテルタノール)	農薬(殺菌剤)
258	110-85-0	ピペラジン	触媒(ウレタン用)、合成中間体、試薬(アンチモン・ピスマス・金の検出試薬)
259	110-86-1	ピリジン	合成原料(医薬品(スルホンアミド剤、抗ヒスタミン剤)、界面活性剤、加硫促進剤)、その他(アルコールの変性剤)
260	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)	合成原料(医薬品、香料)、加硫剤、重合防止剤、その他(酸化抑制剤)
261	96-09-3	フェニルオキシラン	合成原料(フェニルエチルアルコール、フェニルアラニン、合成樹脂、香料)
262	95-54-5	o-フェニレンジアミン	合成原料(農薬、医薬、ゴム薬、顔料)
263	106-50-3	p-フェニレンジアミン	合成原料(アゾ染料、白髪染め)、写真用材料(現像薬)
264	108-45-2	m-フェニレンジアミン	合成原料(アゾ染料、白髪染め)、その他(顕色剤)
265	156-43-4	p-フェネチジン	合成原料(染料)
266	108-95-2	フェノール	重合原料(フェノール樹脂)、合成原料(ピクリン酸、アニリン、ビスフェノール-A、農薬、可塑剤)、その他(消毒剤、歯科用局所麻酔、染料中間体原料)
267	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ベルメトリン)	農薬(殺虫剤)
268	106-99-0	1,3-ブタジエン	重合原料(合成ゴム(SBR、NBR)、ABS樹脂)、合成原料
269	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル	可塑剤
270	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル	可塑剤
271	3648-21-3	フタル酸ジ-n-ヘプチル	可塑剤
272	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	可塑剤
273	85-68-7	フタル酸n-ブチル=ベンジル	可塑剤
274	69327-76-0	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名アプロフェジン)	農薬(殺虫剤)
275	112410-23-8	N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名デブフェナジド)	農薬(殺虫剤)
276	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	農薬(殺菌剤)
277	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)	農薬(除草剤)

政令 番号	CAS NO	名称 (和文名)	主な用途、排出源
278	134098-61-6	tert-ブチル-4-([1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシメチル)ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)	農薬(殺虫剤)
279	2312-35-8	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名プロパルギット又はBPPS)	農薬(殺虫剤)
280	96489-71-3	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリダベン)	農薬(殺虫剤)
281	119168-77-3	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)	農薬(殺虫剤)
282	95-31-8	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	加硫促進剤
283	-	ふっ化水素及びその水溶性塩	合成原料(フロンガス)、金属・ガラスの表面処理剤(エッチング剤)
284	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名プロビネブ)	農薬(殺菌剤)
285	353-59-3	ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	フロンガス
286	75-63-8	ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	フロンガス
287	75-26-3	2-ブロモプロパン	合成原料(医薬、農薬、感光剤)
288	74-83-9	ブロモメタン(別名臭化メチル)	合成原料、その他(食料・土壌くん蒸剤)
289	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)	農薬(殺虫剤)
290	115-28-6	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名クロレント酸)	重合原料(不飽和ポリエステル樹脂)
291	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	農薬(殺虫剤)
292	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	重合原料(ポリアミド(ナイロン66)、ポリウレタン)
293	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	合成原料(塗料、接着剤、コーティング加工用樹脂)
294	-	ベリウム及びその化合物	電子機器用パネ材、X線管、安全工具
295	98-07-7	ベンジリジニトリクロリド	合成原料(医薬品、安定剤(老化防止剤)、染料、農薬)、その他(紫外線吸収剤)
296	98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド	合成原料
297	100-44-7	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	合成原料(染料(キノリンレッド、アリザリンエローA)、合成樹脂、香料)、合成中間体(ピロガロール、イソキノリン)、その他(ガソリン重合体生成防止剤)
298	100-52-7	ベンズアルデヒド	加工剤(合成繊維助剤)、合成原料(染料、香料、医薬品、安息香酸)
299	71-43-2	ベンゼン	合成原料(染料、合成ゴム、合成樹脂、有機顔料、合成洗剤、医薬品、香料、合成繊維、農薬、可塑剤、防腐剤(PCP)、防虫剤)、溶剤、ガソリン成分
300	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	合成原料(水溶性塗料、エステル系耐熱性可塑剤、ポリアミド)、硬化剤(エポキシ樹脂)、加工剤(繊維処理剤)、安定剤
301	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセト)	農薬(除草剤)
302	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はPCNB)	農薬(殺菌剤)
303	87-86-5	ペンタクロロフェノール	農薬(防菌剤・防かび剤)
304	-	ほう素及びその化合物	電子工業(ドーピング剤)、脱酸剤、ガラス添加剤、消毒剤
305	75-44-5	ホスゲン	合成原料(染料、イソシアネート類、医薬品、可塑剤、ポリカーボネート樹脂、紫外線吸収剤)、加工剤(繊維処理剤)、農薬(除草剤)

政令 番号	CAS NO	名称 (和文名)	主な用途、排出源
306	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	熱媒体、コンデンサー油
307	-	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	乳化剤・可溶化剤・分散剤(農業、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品)
308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル	界面活性剤
309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエ	界面活性剤
310	50-00-0	ホルムアルデヒド	重合原料(石炭酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂、ポリアセタール樹脂)、パラホルムアルデヒド、合成原料、その他(消毒剤、一般防腐剤)
311	-	マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池、磁性材料、アルミ缶
312	85-44-9	無水フタル酸	合成原料(フタル酸系可塑剤(DOP、DBP)、塗料、ポリエステル樹脂、中間体(フタルイミド、安息香酸)、ゴム薬品(スコーチ防止剤))
313	108-31-6	無水マレイン酸	合成原料(不飽和ポリエステル、テトラヒドロフラン、フマル酸、コハク酸、合成樹脂塗料、可塑剤(DOM))、その他(皮なめし)
314	79-41-4	メタクリル酸	重合原料(熱硬化性樹脂、接着剤)、加工剤(ラッテックス改質剤、プラスチック改質剤、紙・繊維加工剤、皮革処理剤)
315	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル	重合原料(塗料、被覆材料)、加工剤(繊維処理剤)、接着剤、その他(潤滑油添加剤、歯科材料、分散剤、内部可塑剤)
316	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	重合原料(熱硬化性樹脂、イオン交換樹脂)、加工剤(繊維処理剤、ゴム・樹脂の改質剤)、接着剤、帯電防止剤、安定剤(塩化ビニル)、その他(印刷インキのバインダー)
317	105-16-8	メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル	重合原料(塗料、イオン交換樹脂)、繊維処理剤、紙加工剤安定剤(ゴム)、その他(潤滑油添加剤)
318	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	重合原料(塗料、イオン交換樹脂)、繊維処理剤、加工剤(紙)、安定剤(ゴム)、その他(潤滑油添加剤)
319	97-88-1	メタクリル酸n-ブチル	重合原料(樹脂)、金属表面処理剤、加工剤(繊維処理剤、紙加工剤)、可塑剤(塗料内部可塑剤)、その他(潤滑油添加剤)
320	80-62-6	メタクリル酸メチル	重合原料(樹脂、接着剤)
321	126-98-7	メタクリロニトリル	重合原料(樹脂)
322	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	農薬(殺菌剤)
323	100-61-8	N-メチルアニリン	合成原料(染料、農薬、医薬品)
324	556-61-6	メチル=イソチオシアネート	農薬(殺虫剤)
325	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)	農薬(殺虫剤)
326	114-26-1	N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル(別名プロポキスル又はPHC)	農薬(殺虫剤)
327	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	農薬(殺虫剤)
328	2655-14-3	N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル(別名XMC)	農薬(殺虫剤)
329	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	農薬(殺虫剤)
330	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)	農薬(殺虫剤)
331	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロメチル)	農薬(除草剤)
332	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン(別名アミトラズ)	農薬(殺虫剤)
333	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	農薬(殺虫剤)
334	2439-01-2	6-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-b]キノキサリン-2-オン	農薬(殺菌剤)

政令 番号	CAS NO	名称 (和文名)	主な用途、排出源
335	98-83-9	α -メチルスチレン	加工剤（樹脂改質剤）
336	108-99-6	3-メチルピリジン	合成原料（医薬品、農薬、ゴム薬品、界面活性剤）、溶剤
337	61432-55-1	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ピペリジン-1-カルボチオアート(別名ジメピペレート)	農薬（除草剤）
338	26471-62-5	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート(別名m-トリレンジイソシアネート)	ポリウレタン原料
339	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	農薬（除草剤）
340	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	合成中間体（染料）、硬化剤（エポキシ樹脂）
341	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	重合原料（ポリウレタン樹脂）
342	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)	農薬（除草剤）
343	298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン(別名メキサレン)	医薬品
344	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	合成原料（アゾ染料：エオサミンB、コクシニンB等）
345	68-11-1	メルカプト酢酸	安定剤（塩化ビニル・ゴム）、医薬中間体、加工剤（動物繊維）、その他（脱毛剤、重金属の除去剤）
346	-	モリブデン及びその化合物	特殊鋼、顔料、触媒
347	470-90-6	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジエチル(別名クロルフエンピンホス又はCVP)	農薬（殺虫剤）
348	2274-67-1	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル(別名ジメチルピンホス)	農薬（殺虫剤）
349	300-76-5	りん酸1,2-ジプロモ-2,2-ジクロロエチル=ジメチル(別名ナレド又はBRP)	農薬（殺虫剤）
350	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロロボス又はDDVP)	農薬（殺虫剤）
351	6923-22-4	りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル(別名モノクロボス)	農薬（殺虫剤）
352	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)	難燃剤（塩化ビニル・硬質ウレタンフォーム・ポリエステル・エポキシ樹脂用）
353	25155-23-1	りん酸トリス(ジメチルフェニル)	可塑剤、難燃剤
354	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル	触媒、安定剤（樹脂・繊維）、可塑剤、その他（潤滑油添加剤、レザー用消泡剤）

PRTR データを利用したリスクコミュニケーションの事例をお知らせ下さい。

今後、各地域でリスクコミュニケーションを進めていく際の参考とするため、「企業や行政、NGO の説明会に参加した」、「自分の住む地域の PRTR データを集計し、企業との話し合いを始めた」といった、PRTR データの利用例やリスクコミュニケーションの事例を FAX か E メールで下記までお送り下さい。

送付先：環境省環境保健部環境安全課 PRTR 担当

FAX 03-3580-3596

E-mail ehs@env.go.jp

件名：リスクコミュニケーション事例

お名前：	
連絡先：〒	
TEL	FAX
E-mail	
内容：どのような PRTR データを利用（閲覧、集計など）したか、また、コミュニケーションの相手や参加人数、日時、場所、テーマなど、なるべく具体的にご記入下さい。	

ご協力ありがとうございました。

平成14年PRTRリスクコミュニケーション推進事業検討会 委員名簿

座長	原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科 教授
	大歳 幸男	(社)環境情報科学センター 特別研究員
	吉川 肇子	慶應義塾大学商学部 助教授
	早瀬 隆司	長崎大学環境科学部 教授
	柳 憲一郎	明海大学不動産学部 教授

市民向け報告書作成ワーキンググループ 名簿

座長	早瀬 隆司	長崎大学環境科学部 教授
	荒井 薫	JSR(株)環境安全部 主査
	江田 博一	神奈川県環境農政部大気水質課 主査
	河瀬 恵信	(社)日本化学工業協会環境安全部 部長
	橘高真佐美	ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 常任幹事
	角田季美枝	バルディーズ研究会運営委員
	村田 幸雄	(財)世界自然保護基金ジャパン自然保護室 シニア・オフィサー

発行

環境省環境保健部環境安全課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-3581-3351 (内線6358) FAX 03-3580-3596

E-mail ehs@env.go.jp

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>

編集

(社)環境情報科学センター

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-24

TEL 03-3265-3916 FAX 03-3234-5407

2003年3月発行